

# 京都府生物多様性地域戦略

～自然の恵みを次世代につなぐ  
人と自然の共生プラン～

平成 30 年 3 月策定

令和 5 年 10 月一部改定

## 京都府



# 京都府生物多様性地域戦略

～自然の恵みを次世代につなぐ人と自然の共生プラン～

## 目次

第1章	戦略策定にあたって	5
1	京都府の歴史・文化と生物多様性	5
2	生物多様性とその成り立ち	5
3	なぜ生物多様性が重要なのか	6
	(1) 京都の衣食住を支える	7
	(2) 京都の暮らしの安全を支える	7
	(3) 京都の文化と観光を支える	7
	(4) 京都の生命のつながりの土台となる	8
	(5) 京都の自然・景観・伝統文化を守ることによって日本・世界の自然・環境を守る	8
4	国内外の情勢	8
	生物多様性条約から国家戦略、基本法まで	8
	COP10と愛知目標	9
	持続可能な開発目標(SDGs)	9
	COP15と昆明・モントリオール生物多様性枠組	11
5	本戦略の目的、位置づけ	11
第2章	京都府における生物多様性の現状と課題	13
1	京都府の自然	13
	はじめに	13
	京都府の地形	13
	京都府の気候	14
	京都府の森	14
	京都府の里	15
	京都府の川	16
	京都府の海	17
	京都府の生きもの	17
2	京都府の各地域	19
	丹後地域	19
	中丹地域	19
	南丹地域	20
	京都市域	21
	乙訓地域	22
	山城地域	22
3	京都府におけるこれまでの生物多様性保全の主な取組	23
	自然公園、天然記念物等の指定	23
	「環境先進地・京都」としての取組	24
	自然環境の調査・研究・保全	24
	京都府の条例に基づく施策体系	26
4	京都府における生物多様性の現状と課題	29
	(1) 京都府における現状	29
	(2) 解決すべき課題	31
第3章	戦略の目標と方向性	36
①	長期目標(2050(令和32)年)	37
②	短期目標(2027(令和9)年)	37

第4章	行動計画	38
1	森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全 (リーディングプロジェクト)	38
	30by30 目標に向けた保護地域や OECM による保全の推進 (リーディングプロジェクト)	38
	企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大	39
	公共事業等	39
	法律・条例に基づく保全	40
	その他の保全活動	41
2	人の積極的な関与による里地域の再生 (リーディングプロジェクト)	42
	野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理 (リーディングプロジェクト)	42
	ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用	42
	野生鳥獣害への対策	42
	魅力的な地域づくり	43
	二次的自然の保全、回復	45
3	早期対策による外来生物の脅威の排除 (リーディングプロジェクト)	45
	○地域と連携した外来生物防除の取組の推進	46
	普及啓発	46
	防除活動	46
4	生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成 (リーディングプロジェクト)	47
	きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進	47
	情報収集の強化	48
	生物多様性保全の気運を高める	48
第5章	推進方策	53
1	推進体制	53
	(1) 府の役割	53
	(2) 市町村の役割	54
	(3) 企業の役割	54
	(4) 大学・研究機関の役割	55
	(5) 教育機関(学校等)の役割	55
	(6) NPO等の民間団体の役割	55
	(7) 府民の役割	55
2	進行管理	56
	(1) 数値目標	56
	(2) 達成状況について	58
資料		59
1	さらに詳しく	59
2	策定までの主な経過	71
2-2	策定までの検討の経過	72
3	中間見直しの主な経過	75
3-2	中間見直しの検討の経過	76
4	京都府レッドデータブック 2015 の掲載種について	78
5	自然公園、保全地域等	79
6	用語解説	83

# 第1章 戦略策定にあたって

## 1 京都府の歴史・文化と生物多様性

京都府は、本州の中央付近、近畿地方に位置し、福井県、滋賀県、三重県、奈良県、兵庫県、大阪府の各府県と隣接しています。総面積は4,613.21 km<sup>2</sup>、15市10町1村を擁し、人口は約260万人となっています。

京都府は、北西から南東方向に長さ約150 kmの細長い形状で、中央部の丹波高原を境として大きく北部地域と南部地域に分けられます。北部地域は日本海側気候に属し、冬期に積雪が多く見られるのに対し、南部地域は比較的温暖な瀬戸内海型気候に属し、山間部や盆地では寒暖の差が大きいなど内陸性気候の特色も持ち合わせていることから、府内の生態系は変化に富んだ多様なものになっています。

京都府の南部は、<sup>く にきょう</sup> 恭仁京（740年）、<sup>ながおききょう</sup> 長岡京（784年）、<sup>へいあんきょう</sup> 平安京（794年）が造営されるなど、古来より文化・政治の中心として栄えてきました。都周辺の山林では、炭焼きや柴刈りなどの日々の営みが行われていたほか、都の造営や社寺仏閣の建築に使用する木材を伐採していたこともあり、古くから人の手が入った里地里山が形成され、自然環境と共存した文化が築かれてきました。また、広大な社寺林が信仰の対象として守られてきました。

一方、中部から北部にかけては、<sup>あしう かたなみ</sup> 芦生や片波川源流に代表される原生林、希少な動植物が生息する<sup>おお</sup> 大フケ湿原や<sup>はつちようだい</sup> 八丁平、<sup>びようぶ</sup> 海岸部における<sup>ことびきはま</sup> 屏風岩や琴引浜など特徴的かつ貴重な地質・地形、京都府の鳥であるオオミズナギドリの「最後の楽園」と言われる<sup>かんむり</sup> 冠島といった、多種多様な自然環境が残されています。

こうした府内の自然環境は、数々の歴史の舞台として登場するほか、都を中心に花開いた文学や芸能、芸術、伝統産業などの京都文化に深く影響を及ぼし、<sup>やましろ たんぼ たん</sup> 山城、丹波、丹後の各地域においても様々な地域文化を育んできました。これらの地域文化は、各地域の固有の自然環境や生物多様性に大きく影響されてきたことは言うまでもありません。さらに、それぞれの地域（文化圏）がつながり、互いに支え合うことも重要なことであり、都が置かれて以来、消費地としての都と生産地としての各地域が、衣食住に関わる生産物を通して「自然共生圏」を構築してきました。

## 2 生物多様性とその成り立ち

生物多様性とは、生きものや生態系の豊かさを表す言葉であり、1985（昭和60）年にアメリカの生物学者W. G. ローゼンによって造語され、それ以降、世界中で広く用いられるようになりました。

生物多様性には「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルがあるとされています。

#### ①生態系の多様性

森林、草原、湿原、里地域、河川、海洋などの環境に応じて様々な生態系が存在すること。

#### ②種の多様性

それぞれの生態系に適応して、様々な種類の動植物が生息・生育していること。

#### ③遺伝子の多様性

同じ種の中にも、多様な地域差や個体差があること。長い年月をかけて各地域の環境に適応することで、それぞれの地域独自の遺伝的特性を持つグループ(地域個体群)ができてきます。また、個体間でも大きさや性質などにばらつきがあります。

さらに、これらを包含した「景観の多様性」という考え方もあり、生態系の組み合わせ(景観のタイプ)が多様であることを意味しています。景観の多様性は生物群集の多様性を支える基盤ともなります。

### 3 なぜ生物多様性が重要なのか

生物多様性は、長い歴史の中で、生物の進化という過程によって形成されたかけがえのないものであり、それ自体に大きな価値があります。

私たちの暮らしは衣食住や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。私たちは昔から、そのような恵みをもたらしてくれる自然に感謝し、畏敬の念をもって接してきました。

一方、人間の営みが生物多様性に与える影響もあります。水田やその周辺の水路・ため池、薪炭林や農用林などの里山林は、人が利用して維持してきたことで、その環境に固有の生物多様性を育んできました。このように、自然と人とはお互いに有形無形の影響を与え合い、分かちがたく関係しながら、長い年月をかけて「共進化」を遂げてきました。

加えて、京都の特徴と言える伝統・文化は生物多様性と深く結びついてきたことも忘れてはなりません。京都は都が置かれて以来1,200年以上にわたり、生物多様性の恩恵を受けながら、様々な文化を生み出し発展させてきましたが、その一方で、建築や祭事のための動植物の利用を通じて里山を利用・維持してきたことなど、人間の文化が長い時間をかけて自然環境に与えてきた影響も大きなものがあります。

私たちはこうした京都の生物多様性がこれからも文化や伝統とともにあるよう、より

良いものとして未来に引き継いでいかなければなりません。

### （１）京都の衣食住を支える

私たちは、暮らしの中で、繊維、食料、木材、医薬品などの原料として様々な生物を利用しています。さらに、生物の機能は産業への応用や農作物の品種改良などにも利用が可能であり、豊かな暮らしにつながる有用な価値を持っています。京都においても、長い年月をかけて地域の気候・風土に適応してきた京野菜や北山杉、良質で豊富な地下水を活かした京料理や酒造り、京友禅などは京都の重要な産業となっています。地域に固有の生物多様性は、伝統産業や食文化など私たちの衣食住を支えています。

### （２）京都の暮らしの安全を支える

生物多様性には、水質浄化、気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの機能もあります。例えば、適切な維持管理により多様で健全な森林づくりを進めることは、土砂の流出や土砂崩れの防止、安全な飲み水の確保に寄与するものであり、また水田は雨水を一時的に貯留することで洪水を防ぐ機能を持つなど、世代を超えて効率的に暮らしの安全性を保障することにつながっています。

また、豊かな生物多様性を持つ環境であれば、地球温暖化やそれに伴う気候変動（豪雨や豪雪の頻発など）に対してもある程度は適応していくことができると考えられています。

### （３）京都の文化と観光を支える

古来より日本人は、万物衆生ばんぶつしゅじょうとの共生の宗教観を有しており、自然を尊重し、自然と共生することを通じて、豊かな感性や美意識を培い、多様な文化を形成してきたという土壌があります。生物多様性はこうした精神の基盤を形成するとともに、伝統行祭事や美術工芸、伝統芸能、茶道、華道、和食など豊かな日本文化の重要な要素になっています。これらの日本文化の中には、能・狂言、歌舞伎、茶道、華道、日本画、染織工芸、各種様式の建築や庭園、京料理など、千年の都であった京都で生み出され、あるいは発展したものが多数あり、生物多様性は京都の伝統と歴史、そして未来へと続く文化を支えています。

 さらに詳しく 「四季の自然と京都の文化」 (P. 59)、「京都の庭」 (P. 60)

京都府の重要な産業である観光も、生物多様性によって支えられています。庭園や社寺林には固有の生態系が発達しているほか、「借景しゃつけい」にも用いられる森林、松林、桜や紅葉の景観、棚田などの里山景観を含め、山紫水明の京都の四季の景色には生態系の保全とその管理が欠かせません。祭事や伝統行事では、里山に生育する植物などが利用されます。美山かやぶきの里みやま、伊根の舟屋いね ふなやなど、人と自然の共生の結果として

発達してきたいわゆる「文化的景観」を有する地域も、重要な観光スポットとなっています。その一方で、丹後半島沿岸を含む「山陰海岸ジオパーク」には、貴重かつ多様な地質遺産が多く存在し、新たな観光資源として活用されています。

#### **(4) 京都の生命のつながりの土台となる**

地球上の生きものは、生態系というひとつの環の中で深く関わり合い、つながりながら生きています。そして、森林をはじめとした植物による二酸化炭素の吸収、酸素の放出、蒸散を通じた気候の調節や水の循環、生きものの死骸や枯れ葉の分解・堆積による土壌の形成、栄養塩の循環など、さまざまな働きを通じて、すべての生きものの存在にとって欠かすことのできない基盤条件を整えています。

#### **(5) 京都の自然・景観・伝統文化を守ることで日本・世界の自然・環境を守る**

京都のために自然や景観、伝統文化を守ることは、日本の自然を守ることにもつながります。たとえば、美山の茅葺き民家のカヤを葺き替えることで、その材料調達先の一つである熊本の阿蘇や静岡の御殿場のススキ草原の生態系を守ることにつながります。

さらに、私たちが暮らしの中で生物多様性に配慮した農作物や製品、サービスを購入することで、企業や生産者も配慮した商品の生産を増やすようになり、世界の環境や生態系を守ることにつながります。

## **4 国内外の情勢**

### **生物多様性条約から国家戦略、基本法まで**

1992（平成4）年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）で、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」が採択され、1993（平成5）年に日本は18番目の締結国として生物多様性条約に署名しました。生物多様性条約は、「生物多様性の保全」「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的としており、その前文においては、経済、社会、人口、食糧、保健、科学技術、女性の役割と参加についても言及がなされています。

その後、1995（平成7）年には日本最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。国家戦略はその後数度の改訂が重ねられており、「新・生物多様性国家戦略」

（2002（平成14）年策定）では国家戦略を『「自然と共生する社会」を政府一体となって実現していくための総合的な計画』として位置付け、「第三次生物多様性国家戦略」（2007（平成19）年策定）では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向が定められました。



また、2008（平成20）年に公布された「生物多様性基本法」では、生物多様性の保全と持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務を明らかにし、都道府県及び市町村に対しても生物多様性地域戦略の策定を努力義務としています。

## COP10 と愛知目標

2010（平成22）年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する新たな世界目標である「戦略計画2011-2020」（愛知目標）や「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」が採択されました。その他にも「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム」（IPBES）や「生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム」の設立奨励、「SATOYAMA イニシアチブ国際パートナーシップ」（IPSI）や「生物多様性民間参画パートナーシップ」発足などの成果がありました。

そして、2012（平成24）年には、愛知目標が目指す自然共生社会の実現に向けたロードマップを提示した「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

## 持続可能な開発目標（エスディーゼーズSDGs）

2015（平成27）年には「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発目標（SDGs）」を含む「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGsは国際社会全体の開発目標として2030（令和12）年を期限とする17の目標を設定したもので、その中には貧困、飢餓、保健等と並び、海洋資源、陸上資源についての目標が含まれており、「生物多様性の損失を阻止する」ことが明記されています。それぞれの目標はバラバラではなく互いに関連し合ったものであり、生物多様性の保全や気候変動の防止は安定な社会の基盤として位置づけられています。さらに、生物多様性へ配慮行動を実践することは、産業構造や社会構造の変革へインパクトを与えるきっかけとなり、SDGsの目標12「持続可能な生産と消費」を確保することや、目標11「持続可能な都市」づくりを推進していくことにも貢献します。

そういった国際的な流れを受け、我が国でも「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、その中ではSDGs推進にあたっての自治体の役割についても言及されています。

また、SDGsの推進の流れを受けて、グリーンインフラやEco-DRR（生態系を活用した防災・減災）等、自然環境の活用に向けた概念に注目が集まっています。2019（令和元）年には「グリーンインフラ推進戦略」（国土交通省）が策定され、2020（令和2）年には「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」が設立されるなど、国内でも自然環境の多様な機能を活用した取組が広がっています。

## 解説 「持続可能な開発目標 (SDGs)」

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」では「国際社会全体の開発目標」として17の目標が設定されており、そのうち12が環境に関連したものとなっています。具体的な目標の内容は以下のとおりです。

1. 貧困の撲滅	10. 国内と国家間の不平等の是正
2. 飢餓撲滅、食料安全保障	11. 持続可能な都市
3. 健康・福祉	12. 持続可能な消費と生産
4. 万人への質の高い教育、生涯学習	13. 気候変動への対処
5. ジェンダー平等	14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
6. 水・衛生の利用可能性	15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
7. エネルギーへのアクセス	16. 平和で包摂的な社会の促進
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用	17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション	

これら17の目標の下に、さらに細分化された169の目標が設定されています。このうち、生物多様性に関連する目標としては以下のものがあります。

### 目標 14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。

### 目標 15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

## COP15 と昆明・モンリオール生物多様性枠組

2022（令和4）年12月にカナダのモンリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部において愛知目標に次ぐ新たな世界目標が「昆明・モンリオール生物多様性枠組」として採択されました。この目標では、愛知目標として掲げた「自然と共生する世界」が引き続き目指すべき2050年のビジョンとされ、その達成に向けて2050年グローバルゴールが新たに設定されるとともに、2030（令和12）年までに「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられました。

そして、2023（令和5）年3月に、2030年ネイチャーポジティブの実現のためのロードマップとして「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。この戦略では、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の達成に向け、保護地域に加えてOECM（※）による取組を進める生態系の健全性の回復をはじめ、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための5つの戦略と行動計画が示されています。

### ※OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の生息域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」

このような生物多様性に関する国内外の動きに対応し、地方公共団体が地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細やかな取組を進めていくことは、生物多様性保全と持続可能な利用を進めて行く上で、きわめて重要な役割を果たします。

## 5 本戦略の目的、位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略として位置付け、生物多様性国家戦略を基本に、京都府の自然的・社会的特性や現状を踏まえて策定するものです。戦略の実施にあたって、府は、国、市町村、府民、NPO等の民間団体、企業、大学・研究機関など多様な主体と緊密な連携を取りながら、施策を推進していくこととします。

現在、私たちの暮らしや経済活動を支えてきた生物多様性が急速に失われつつあります。これからも生物多様性の恵みを受け、豊かな暮らしや経済活動を続けながら、京都の自然と深く結びついた京都らしい文化と暮らしを未来に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが、生物多様性のことを正しく知り、行動する必要があります。

この戦略は、京都府における生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、京都府環境基本計画（第3次計画）のもと、京都府の生物多様性に係る諸計画の上位に位置付けます。京都府の農林水産業や健康福祉、観光、商業等他分野における諸計画においても、本戦略と整合や連携を保つものとします。

なお、府内市町村においては、京都市が生物多様性地域戦略（2014（平成26）年「京都市生物多様性プラン」、2021（令和3）年「京都市生物多様性プラン2021-2030」）を策定しており、本戦略は京都市の戦略とも整合や連携を取りつつ、府域全体での横断的・大局的な戦略とするものとします。

## 第2章 京都府における生物多様性の現状と課題

### 1 京都府の自然

#### はじめに

私たちの暮らしが豊かで、生活環境が快適に保たれるのは、自然環境や生きものが生み出す生物多様性の恵みによるものが大きいと考えられます。

生物多様性の恵みから形成されてきた京都の歴史・文化とともに暮らす私たちは、まず、京都府の生態系（自然環境や動植物）を知ることが大切です。

#### 京都府の地形

京都府は南北に細長い形をしており、大別すれば、南東部の京都盆地、中央部の丹波高原、北西部の日本海沿岸地となります。

京都盆地は南北約 40 km、東西約 12 km の南北に細長い盆地で、その北半分が京都市となっています。かつては大阪湾に連なる広大な入江の一部でしたが、その後、周辺の山地から運ばれた土砂の堆積により陸地となりました。盆地底は、琵琶湖から流れる宇治川や、周辺の山地から流れる桂川・木津川によってつくられた平野となっています。これら三河川は、盆地で合流して淀川となり、大阪平野を南西に流れて大阪湾に注いでいます。三川合流地点の周辺はもともと湖盆であり、広大な巨椋池が広がっていましたが、昭和初期に行われた干拓により、農地に姿を変えました。

また、京都府の中央部に位置し、桂川・由良川の分水嶺となっている丹波高原は、中国山地の東の延長にあり、高峻な山地はないものの、桂川・由良川とその支流によって浸食された谷が多くあります。三国岳、愛宕山、頭巾山、比叡山などの山は、浸食からとり残された堅い岩石の部分であると考えられます。高原内部には、断層谷や断層に起因する小盆地があり、北の福知山盆地、南の亀岡盆地がその代表的なものです。北西端には京都府で唯一の火山である田倉山（宝山）があり、その麓には溶岩台地である夜久野高原が形成されています。

丹後半島の先端・経ヶ岬から東の若狭湾沿岸は、出入りに富んだ典型的なリアス式海岸となっており、湾内には多くの小半島が突出し、宮津湾・栗田湾・舞鶴湾などの支湾が分岐しています。宮津湾奥には、日本三景の一つである天橋立があります。天橋立は、宮津湾の湾口から流れ込む潮流と風的作用によって、沿岸の土砂が運ばれて砂嘴となったものです。この砂嘴によって、その陸側には汽水性の潟湖である阿蘇海が形成されています。最西部の久美浜湾の湾口には、小天橋と呼ばれる砂嘴があ

ります。このような変化に富んだ景勝により、舞鶴湾から敦賀湾<sup>つるが</sup>までの海岸は若狭湾  
国定公園・丹後天橋立大江山国定公園に、網野<sup>あみの</sup>から兵庫県にかけての海岸は山陰海岸  
国立公園に指定されています。また、山陰海岸国立公園を中心としたエリアには、地  
質学・地形学的に貴重で多様な地質遺産が見られることから、「山陰海岸ジオパーク」  
として認定されています。

## 京都府の気候

京都府は、丹波高原のほぼ中央に位置する丹波山地を境にして北部と南部に大別さ  
れ、南部は瀬戸内海型気候、北部は日本海側気候の特性を示します。

北部でも丹後半島地域は特に日本海側の特性が顕著で、福知山盆地から丹後山地一  
帯は内陸性、舞鶴湾・宮津湾付近一帯は両者の中間の気候です。

南部では、亀岡盆地から南山城山間部にかけて、内陸性気候の特色をあわせ持ちま  
す。また、近年では京都市の市街地を中心に、平均気温の上昇など、ヒートアイラン  
ド化の傾向が認められます。

由良川、桂川流域では過去に台風による水害が多く発生しています。特に、2004  
(平成 16) 年の台風 23 号では、京都府下で 1 万戸以上の住宅が被害を受け、農林水  
産業被害は京都府全体で約 225 億円に達するなど、平成期では最も甚大な被害を受け  
ました。また、近年、2013(平成 25)年から 3 年連続で災害救助法が適用される水害の  
発生や、2018(平成 30)年には 7 月豪雨や台風 21 号により合わせて 1 万 4 千戸以上  
の住宅の被害など、多数の水害が発生しています。

## 京都府の森

京都府において、森林は府内面積の 74%を占め、多様な野生生物種が生息・生育し  
ています。府内には標高 1,000 m 以上の山がないことから、ほとんどの地域が暖温帯  
に属し、700~800 m 付近から上のみが冷温帯となっています。原植生は暖温帯ではシ  
イやカシなどの常緑照葉樹林、冷温帯でブナなどの落葉広葉樹林であると考えられま  
す。

一方で、京都府は千年の都を擁してきたこともあり、山地にもきめ細かく人手が加わ  
っているため、森林の大半がアカマツやコナラなどの二次林(天然林が伐採や災害の後  
に自然に再生した林)であり、自然植生が残っているところはごくわずかです。その中  
では、丹後半島では特に中心部で落葉樹林が発達し、ブナ、シデ類が優占する自然度の  
高い森林が残されており、岩戸山<sup>いわとやま</sup>(福知山市)、片波川源流域(京都市)、京都大学芦生  
研究林<sup>なんたん</sup>(南丹市)にも原生的な環境が保存されています。

☞ さらに詳しく「芦生研究林」(P.61)

また、府内には社寺仏閣を取り巻く鎮守の森<sup>ちんじゆ</sup>(社寺林)が多く存在しています。これ  
らの森林は古くからそのままの姿で保存され、原植生の要素を残しているものと考えら

れ、かつてのその地域の自然を知る手掛かりとなっていることもあります。特に賀茂<sup>かも</sup>御祖神社（下鴨神社、京都市）の「<sup>ただす</sup>糺の森」は、平安京以前の山城原野の植生の名残を留めています。

昨今は林業の停滞などにより、森林の適切な管理が困難となるケースが増えています。放置され荒廃した人工林や里山林の増加は、森林の衰退による土壌の流出や、マツ枯れ・ナラ枯れの拡大などの問題を招いています。また、ニホンジカなどの野生鳥獣による森林への被害も深刻で、樹皮剥ぎなどによる樹木の枯死、過度の採食による下層植生の消滅のため、生態系への影響が出るだけでなく、森林の保水力の低下により洪水や土砂崩れのリスクが上昇するおそれがあります。☞さらに詳しく「京都府のナラ枯れ対策」（P. 62）

森林の多面的機能（二酸化炭素の吸収、土砂流出の防止、水源の涵養<sup>かんよう</sup>、木材の供給など）を持続的に発揮していくため、森林の整備・保全とあわせて、林業・山村の振興、府民参加の森林づくりなど総合的な施策により、適切な森林の整備・保全を確実にかつ継続的に進めていく必要があります。

## 京都府の里

里地域では、水田・水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森（社寺林）、屋敷林など、人の適切な維持管理により成り立ってきた多様な環境がつながり合い、ネットワークを形成しています。そこには、秋の夕暮れの赤とんぼや、小川を泳ぐメダカなど多様な生きものが住み、私たちとふれあってきました。また、水田では田植えや稲刈りなどの節目ごとに祭りや祈りの行事が発展し、里山の林は薪炭用材の伐採、林産物や落葉の採取などを通じて地域住民に持続的に利用され、私たちの生活を支える身近な生活基盤となっていました。

近年は、生活様式の変化を背景に、雑木林（二次林）を薪炭林などとして利用することがなくなり、農山村では過疎化・高齢化の進行による管理放棄と常緑樹林への遷移、都市近郊では土地利用転換が進んでいます。また、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣による被害が増加し、生態系に大きな影響を与えるだけでなく、農林業に深刻な被害を及ぼし、人の財産や生命にも危害を加えるようになりました。水田を中心とした稲作水系でも、農業形態の変化などに伴い、これまで身近に見られた生物種が減少しています。

他方で、そこには、美しい自然はもとより、豊かな海の幸・山の幸、独特な環境から生まれた民家や特産品など、自然との共生により育まれてきた素晴らしい文化が息づいています。

京都府では、2007（平成 19）年に初めての里地里山の国定公園として「丹後天橋立大江山国定公園」が指定されました。また 2016（平成 28）年に指定された「京都丹波高原国定公園」も、芦生の森などの原生的な自然に加え、かやぶき屋根の集落や北山杉きたやまによる林業景観、鯖街道など、自然と寄り添う暮らしと文化遺産が一体となった景観が高く評価されました。

国定公園に限らず、それぞれの地域が持つ素晴らしい自然環境や原風景を活かした地域創生の動きが高まりつつあります。

## 京都府の川

京都府の河川は、若狭湾、日本海に注ぐ河川と、淀川水系に属する河川の二つに大別されます。前者には一級河川の由良川、丹後半島の竹野川たけの がわをはじめとする二級河川があり、後者には一級河川の宇治川、木津川、桂川があります。

由良川は丹波高原の三国岳を源流域とし、流域には、貴重な原生林を残す京都大学芦生研究林、「虹の湖」とも呼ばれる美しいダム湖を持つ大野ダムおおのなどがあり、河口付近は白砂青松はくしゃせいしょうの砂浜が広がる海岸となっています。

由良川は河口から約 20 km 上流まで河床の標高が海面より低いため、海水が川を遡り、長大な汽水域が形成されます。河口から 10 km 以上離れた内陸部でもボラやスズキなどの海魚が生息しており、これは、急峻な河川が多い日本では珍しい現象です。

由良川は度重なる洪水により人々の生活を脅かしてきた一方で、水運、生活・農業用水など様々な形で利用されてきました。由良川はアユの漁場として知られるほか、サケが放流され遡上する川としては日本海側の南限となっており、流域では市民によるサケの保全活動が行われています。☞さらに詳しく「由良川の「カムバック・サーモン」運動」（P. 63）

淀川水系の流域は、古来より日本の政治・文化・経済の中心地であり、淀川も瀬戸内海や西国と京の都を結ぶ交通の大動脈となっていました。仁徳天皇が造らせたといわれる茨田堤まんだのつつみ、豊臣秀吉による宇治川・巨椋池の大規模改修、江戸時代の角倉了以すみのくらしやういによる高瀬川たかせがわの開削など、大規模な河川改修も古くから行われており、1890（明治 23）年には、琵琶湖から京都に水を供給する琵琶湖疏水が完成しています。

流域では長年にわたり大きな水害に悩まされてきましたが、1953（昭和 28）年の台風 13 号は淀川に史上最悪といわれる大洪水をもたらしました。それを契機に、1954（昭和 29）年には「淀川水系改修基本計画」がまとめられ、同計画に基づく河川総合開発の一環として、天ヶ瀬ダムあまがせ、高山ダムたかやまの建設が行われました。その後も淀川よどがわ大堰おおぜき、日吉ダムひよしなどが建設されています。



一方で、宇治川、木津川、桂川にはそれぞれ特色ある魚類相が存在し、河川敷も鳥類をはじめ多くの動植物の生息地となるなど、河川周辺には様々な生物が存在しています。

近年はオオクチバスやブルーギルなどの外来魚により、在来魚が甚大な影響を受けており、駆除に向けた取組が進められています。

## 京都府の海

京都府の海岸は、府北部の日本海側に位置し、福井県境から兵庫県境までの総延長317kmの丹後沿岸があります。この長さは、海に面する39都道府県のうち32位にあたり、決して他都道府県と比べて長いものではありませんが、そこには岩礁、転石浜、砂浜、砂嘴、リアス式の深い内湾、潟湖など海岸地形の主要な構成要素がほぼ全て揃っており、極めて変化に富んだものとなっています。

こうした地形から、沿岸には日本三景の一つ「天橋立」をはじめ、舞鶴湾などのリアス式海岸、丹後松島などの海岸段丘、犬ヶ岬などの海食崖といった変化に富んだ地形と風光明媚な景勝地が、優れた自然景観を形成しており、海岸線は若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園、山陰海岸国立公園に指定されています。

夏には、海水浴などのリクリエーションの場として、また冬には、海の味覚や温泉を楽しむ保養地として、地元はもとより京阪神からも多くの人々が訪れています。

また、海岸や海洋には、砂丘や断崖、大陸棚など、その形状に応じて、固有の動植物が生息しています。陸域、陸水域、汽水域、海域が接し、それらの相互作用のもとにある浅海域は、海洋生物の繁殖、産卵、生育、採餌の場として、多様な生息生育環境となっています。

このように京都府の沿岸・海洋は、優れた自然景観を持つと同時に、豊かな漁場として私たちの生命を支えています。

しかしながら、近年は、護岸工事などによる海岸の改変、海洋環境の汚染、過剰な漁獲、外来生物の侵入のほか、地球温暖化や海洋酸性化といった地球環境の変化による影響が懸念されています。

## 京都府の生きもの

京都府内で確認される野生生物種をとりまとめた「京都府自然環境目録」（2015（平成27）年作成）では、掲載している野生生物の種数は13,074種であり、うち動物が8,212種、植物・菌類が4,862種となっています。

京都府の植物相は、海岸から低地、丘陵、低山まで、標高700～800m程度までが照葉樹林帯で、シイ群落やカシ群落が見られます。それ以上の標高では夏緑広葉樹林帯と

なり、イヌブナ群落やブナ群落が出現します。また、京都府には標高 1,000 m 以上の山がないため、亜高山帯以上の植生は見られません。一方、内陸性の気候を持つ地域では、中間温帯林と考えられるモミ群落、ヒノキ群落、スギ群落などが見られます。

このような原植生に対して、人の定住、伐採などの影響を受けて、里山などでコナラ群落やクヌギ群落の二次林やスギ・ヒノキの植栽林、モウソウチク林などが成立しています。また、市街地でも、社寺林や庭園、町家の庭などにおいては、人が長年管理してきたことで、珍しいコケ類や地衣類が多く生育しています。

動物相は、京都府の多様な地理条件を反映したものとなっています。

日本海側では久美浜湾や宮津湾などでカイツブリ類、カモ類、カモメ類などの水鳥の集団越冬地が見られるほか、若狭湾に浮かぶ冠島はオオミズナギドリの集団営巣地として天然記念物に指定されており、<sup>くつしま</sup>沓島とともに独自の生物相を形成しています。貝類では、日本海側の産地が京都府以外に数ヶ所しかないハマグリ、イボニナ、カワアイなどの希少種が阿蘇海や久美浜湾に生息しています。☞さらに詳しく「京都府の鳥」オオミズナギドリ」(P. 64)

森林においては、数少ない自然林である京都大学芦生研究林(南丹市)が貴重な動物の宝庫となっており、哺乳類ではニホンカモシカ、鳥類ではコノハズクやオオタカ、両生類ではハコネサンショウウオなど、多くの生物の重要な生息地となっています。クロホオヒゲコウモリなど、府内ではほぼ芦生研究林にしか生息しない種もあります。

京都府の河川は由良川など日本海へ注ぐ河川と琵琶湖・淀川水系の河川に大別され、前者はハゼ類、クサフグなど海洋性起源の魚種やサケ、イトヨなど通し回遊性の魚種、後者はコイ目やナマズ目などの純淡水魚種が特徴となっており、さらに宇治川にはビワコオオナマズやニゴロブナなど琵琶湖水系の固有種が加わり一段と多様になっています。貝類も、オグラヌマガイなど淀川水系の固有種が多く存在します。

宇治川、木津川、桂川の三川合流地点周辺にはかつて巨椋池が広がっており、イタセンパラやヨドゼゼラなどこの地域に局在する種が多数生息していました。干拓により消滅した現在においても、周辺にはコイ、フナ、モロコなどが生息しており、かつての豊富な魚類相の名残を留めています。また、干拓地はシギ類やチドリ類の渡りの中継地となっているほか、向島(宇治市)の宇治川河川敷に広がる近畿地方最大級のヨシ原には、数万羽といわれるツバメが飛来します。

京都市内には、八丁平や片波川源流域など原生的な自然が残るエリアがあり、特に八丁平は多くの湿性植物やコケ類のほか、ハッチョウトンボの重要な生息地となっています。鞍馬山には良好な広葉樹林が残され、貝類やコケ植物などの希少種が見られます。市街地においても、深泥池(みどろがいけ/みぞろがいけ)は生物群集が天然記念物に指定されるほど貴重かつ多様な生物が生息しています。☞さらに詳しく「深泥池の生きもの」(P. 65)

また、北山の貴船や鞍馬は、かつては昆虫の採集や調査地として有名であり、カスミハネカなど多くの種のタイプ産地となっています。

これら京都府内に分布する生物は、その種の地理的分布の辺縁となっている種も多く、学術的にも重要です。


## 2 京都府の各地域

### 丹後地域

丹後地域（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）は、京都府の最北部に位置しています。丹後半島の東と西には、それぞれに砂州を持つ宮津湾と久美浜湾があり、南には大江山連峰、中央には丹後山地が連なり、その中央部を竹野川が流れています。気候は四季の変化に富む日本海側気候で、夏は気温が高い日が続き、晩秋から冬にかけては「浦西」といわれる季節風とそれに伴う時雨現象で不安定な気候となります。冬には特に山間部を中心に豪雪地帯となります。こうした厳しい自然環境にありながら、良質な水や適度な湿気が、稲作などの農林水産業や織物業といった産業を発展させてきました。また、沿岸部では漁業が盛んで、クロマグロやカレイ、ズワイガニなどが水揚げされるほか、久美浜湾ではカキの養殖が行われています。

他方、丹後地域は、いわゆる「丹後王国」として大和朝廷に比肩する独自の繁栄を遂げてきたと言われ、丹後七姫、浦島太郎、徐福など数多くの伝説や民話が存在するほか、わが国最古の製鉄所遺跡である遠處遺跡製鉄工房跡、江戸後期の北前船で繁栄した豪商の住宅、重要伝統的建造物群保存地区の「伊根浦舟屋群」や「ちりめん街道」などもあり、独特の歴史・文化のある地域です。

また、丹後は豊かな自然に恵まれた地域でもあります。日本でも数少ない希少種のアベサンショウウオが生息する地域であり、また、阿蘇海には日本海では珍しいハマグリが生息しています。世屋高原地区（宮津市）には近畿でも有数のブナ・ミズナラなどの落葉広葉樹林が広がるほか、棚田などの伝統的な里山集落景観を残した地域としても注目されています。京都府最北端である経ヶ岬より西の沿岸部は、「山陰海岸ジオパーク」の一部となっており、屏風岩や琴引浜といった特徴的かつ貴重な地質・地形が見られるだけでなく、袖志の棚田のように地形を上手に利用した人々の生活・文化もあり、それらは現在でも地域の人々の手によって守られ、受け継がれています。

 さらに詳しく 「山陰海岸ジオパーク」 (P. 66)

### 中丹地域

中丹地域（福知山市、舞鶴市、綾部市）は、京都府の北部地域に位置しています。この地域は、若狭湾の美しい白砂と透き通った海、大江山連峰で見られる雲海、地域

を貫流する由良川の豊かな流れ、緑豊かな里山の風景や美しい星空、冠島や沓島などの離島といった、多様な自然環境を有するところです。福井県との県境にある青葉山<sup>あおばやま</sup>は、絶滅寸前種のおオキンレイカをはじめ、きわめて貴重な種が多数分布しています。冠島や沓島はオオミズナギドリやウミネコなど、鳥類の繁殖地としても有名です。由良川はアユやサケが遡上する川であり、日本海側では希少種のおヤニラミの分布の東限、アジメドジョウの西限ともなっているほか、長大な汽水域を持つことから、福知山市など内陸でもボラやスズキなどの海魚が生息しています。また、由良川流域は古くから水害に悩まされてきた地域でもありました。福知山城（福知山市）周辺には、かつてこの地域の領主であった明智光秀が洪水対策として設置したといわれる蛇ヶ端御藪<sup>あけちみつひで</sup>（明智藪<sup>あけちやぶ</sup>）があり、現在では京都府最大のサギ類の集団繁殖地の一つとなっています。

古墳時代には、私市円山古墳<sup>きさいちまるやま</sup>をはじめとした数千基の古墳が築かれてきました。また、この地域ならではの自然環境から得られる豊かな食は、古くから多くの人を魅了しており、現在でも、日本海で獲れるカニや丹後とり貝などの海の幸、緑豊かな自然の中で育った万願寺甘とうや紫ずきん<sup>まんがん じあま</sup>をはじめとした京野菜、丹波栗・丹波松茸といった山の幸などに恵まれています。

他方、丹波山地の山々と日本海に囲まれた中丹地域は、豊かな自然を背景に、歴史的に南丹や丹後と連携し、暮らしや文化の経済圏を形成してきました。明治以降には、由良川の護岸対策として植えられた桑を活用した養蚕業が盛んに行われていました。

## 南丹地域

丹波地域（亀岡市、南丹市、京丹波町<sup>きょうたんば</sup>）は、京都府のほぼ中央に位置しています。観音峠<sup>かんのんとうげ</sup>から南丹市美山町にかけては、京都府の分水嶺となっており、東部・南部を流れる桂川は大阪湾に、北部・西部を流れる由良川は日本海に注ぎます。北部地域は、東部に「京都の屋根」と呼ばれる急峻な山間地域が連なる一方、西部は高原地域となっており、芦生の原生林などの緑豊かな自然環境に恵まれています。

芦生には京都大学芦生研究林があり、原生林を含む大規模な天然林が残されていることから、希少種を含む非常に多くの種類の動植物が生息しています。また、桂川の流域では絶滅寸前種のアユモドキが生息しており、2017（平成29）年には亀岡市の魚に指定されるなど、市や市民の皆さんによる保全活動が行われています。

桂川や由良川は、古くは人や物資を運ぶ重要な交通手段として利用され、豊かな食や木材を都に供給してきました。桂川は亀岡市から京都市にかけて保津川峡谷<sup>ほづがわ</sup>を形成し、保津川下りやトロッコ列車など観光の名所にもなっています。また、山陰道<sup>さんいん</sup>、篠山街道<sup>やま</sup>は物資のみならず文化も行き交い、街道沿いは宿場町として賑わいました。

そのため、この地域には、城下町や集落で育まれてきた郷土料理、伝統文化、伝統技術、祭りや文化財などの地域資源が豊富にあります。また、大学をはじめとした教育機関も充実しています。農業も盛んで、特に丹波黒豆の産地として有名です。旧和知町で生産される黒豆は「和知黒」と呼ばれ、南丹地域を代表するブランドとなっています。

近年は人口減少や生活様式、産業構造の変化などにより、地域の人々の暮らしと自然環境との関わりが薄れつつありますが、ここでは地域の努力によって「美山かやぶきの里」（南丹市）などの日本の原風景が維持保存されてきました。2016（平成28）年3月には、この美山地区を含む丹波高原の広大な区域が、「森林生態系や河川生態系等の多様な生態系が文化的景観と相まって雄大で美しい景観を有し、傑出性が高い風景地」として「京都丹波高原国定公園」に指定されました。

## 京都市域

京都市は約828 km<sup>2</sup>という府内一の面積を有しており、その面積は京都府全体の約18%を占めています。市域の南部は京都盆地に含まれ、平安京の造営（794年）以来政治・文化の中心地として栄えてきた地域であり、三山（東山、北山、西山）や鴨川、桂川、宇治川が織りなす自然に恵まれています。比叡山、大原、鞍馬、高雄、嵐山、大文字山など京都市内を取り囲む山々や伏見稲荷大社、清水寺、西芳寺（苔寺）などの名所・旧跡を一周する「京都一周トレイル」は、身近に自然を親しむことができるコースとして多くの人々が訪れています。また、市の中心部を流れる鴨川にも多くの鳥や植物のほか、オオサンショウウオも生息しています。

市街地においても社寺林や庭園などは文化や観光の面で人を惹きつけるだけでなく、その中には固有の生態系が築かれており、他ではあまり見ることができないコケ・シダ類が生息しています。中でも下鴨神社の「糺の森」は、平安京以前の山城原野の植生の名残を留める貴重な森林でもあります。また、桜の古木の並木は都会では珍しいキマダラルリツバメなどのすみかとなり、町家の庭は「都市の森」として生きものの生息場所を提供してきました。京都盆地のほぼ北端に位置する深泥池は、面積約9 haの小さな池でありながら、多くの希少種を含む非常に多様な生物が生息するホットスポットとなっています。

一方、市域の北部は、古くから北山杉の生産をはじめとした林業が盛んに行われてきた山間部であり、原生的な自然を残す片波川源流域や、八丁平の高層湿原など、多様な自然が残されています。2017（平成29）年には、峰定寺の神木である「花背の三本杉」が日本一の樹高（62.3 m）であることが林野庁の調査により確認されました。☞さらに詳しく「京都の巨樹・巨木林」（P.67）

## おとくに 乙訓地域

乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）は京都府南西部に位置し、西部一帯が西山、中央部は平坦で農地や住宅地、工業地帯があり、東南部は桂川・宇治川・木津川の三川合流地帯となっています。乙訓地域は長岡京の造営（784年）以来の長い歴史がある地域であり、戦国時代には「天下分け目の天王山」で有名な「山崎の戦い」の舞台になっています。

乙訓地域は京都と大阪をつなぐ交通の要所の地であり、東海道新幹線や名神高速道路など基幹的交通施設が集中しています。東部地域は電機・精密機械系の企業が立地している一方、古くから竹の産地として知られており、タケノコや京銘竹の生産も盛んです。8種類の竹垣が整然と連なる「竹の径」は、竹林浴の名所として知られています。

また、乙訓には西山の山地、丘陵地、平野部、桂川の河川敷という地形の変化があり、それぞれの環境に応じて多様な生物が生息しています。特に天王山一帯は、都市近郊でありながらシイなどの自然林が残る自然豊かな地域であり、ウグイス、メジロなど多くの野鳥を見ることもできます。

## 山城地域

京都府の南部にあたる山城地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）は、京都・奈良・大阪を結ぶ歴史的な文化地域です。

東は信楽山地、西は京阪奈丘陵に挟まれ、宇治川、木津川、桂川の合流点を要に山城盆地が扇状に広がり、河川に沿った地域を中心に市街地が発展し、背後の丘陵地や山地は、茶畑や竹林を含む緑豊かな地域となっています。

この地域は、恭仁京（木津川市）の造営（740年）に代表されるように歴史の舞台として登場する地域でもあり、貴重な社寺や史跡が多く存在します。また、山城盆地西部にかつて存在した巨椋池は、宇治川・木津川・桂川の合流する一大遊水地帯となっていました。巨椋池は昭和初期に干拓事業により消滅しましたが、干拓地は広大な水田となり、コミミズクやチュウヒなどの猛禽類が見られるほか、水路でもナマズやフナ、希少種のヨドゼラなどが生息しています。 [さらに詳しく](#) 「巨椋池の変遷」

(P. 68)

この地域の自然環境や歴史は、多様な文化芸術を生み、産業を発展させてきました。名産品の宇治茶は日本の茶を代表するブランドとなっており、鎌倉時代に生産が始められて以来約800年の間、多くの人々に愛飲され続けてきました。また、世界的な先端研究拠点である関西文化学術研究都市を擁し、時代を超えた産業振興の地域へと発展しています。

### 3 京都府におけるこれまでの生物多様性保全の主な取組

#### 自然公園、天然記念物等の指定

京都府域では、1950（昭和 25）年に日本初の国定公園である琵琶湖国定公園が指定されたのを皮切りに、若狭湾国定公園、山陰海岸国立公園が相次いで指定されてきたほか、「京都府立自然公園条例」（1963（昭和 38）年制定）に基づいて笠置山、るり溪、保津峡の各府立自然公園が指定されました（1964（昭和 39）年）。

その後、2007（平成 19）年には、国定公園の新規指定としては全国でも 17 年ぶりとなる「丹後天橋立大江山国定公園」が指定されました。これは京都府の地域名称を冠した国定公園としては初めてのものです。さらに 2016（平成 28）年、人と自然の相互作用により生み出された景観（文化的景観）が高く評価され、「京都丹波高原国定公園」が指定されました。691 km<sup>2</sup> もの面積を持つ同公園の指定により、京都府の面積の約 21%が自然公園に含まれることとなりました。

一方、府内には国の天然記念物として保護されている生物やその生息地が存在します。天然記念物に指定されているコウノトリは、北部地域を中心に人工巣塔が設置されるなど、野生復帰の取組が進められています。1924（大正 13）年には、若狭湾に浮かぶ冠島が「オオミズナギドリ繁殖地」として、その全域を天然記念物に指定されました。その後、昭和初期には「深泥池水生植物群（現名称：深泥池生物群集）」「比叡山鳥類繁殖地」「大田ノ沢のカキツバタ群落」「常照寺（現在の常照皇寺）の九重ザクラ」など、京都府の特色ある生物や環境が次々と指定されました。最近では 2007（平成 19）年に琴引浜が国指定天然記念物に指定されています。このように、京都府の天然記念物には史跡名勝だけでなく、自然環境に関わるものが多く存在します。

また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、善王寺長岡（京丹後市）がアベサンショウウオの生息地保護区として国により指定されました（2006（平成 18）年）。

山陰海岸国立公園を中心とした山陰海岸地域は、多様かつ貴重な地質・地形を多く有することから、「山陰海岸ジオパーク」としてユネスコ世界ジオパークに認定されました。それらの地質遺産からは、日本列島がユーラシア大陸から分かれて日本海が形成される過程を確認することができます。また、この一帯では地質遺産のほかにも、地域の地質・地形・気候を活用した多様な生活文化が各地で見られます。

## 「環境先進地・京都」としての取組

1997（平成 9）年に京都市で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において、温室効果ガスの削減目標を定める「京都議定書」が採択されたことは、京都府民の地球環境保全に向けた意識を大きく高揚させるきっかけとなりました。その後京都では、「京都議定書誕生の地」として、「環境先進地・京都」にふさわしく、官民間問わず様々な主体による取組が進められてきました。府においても、1999（平成 11）年には「京と地球の共生計画ー地球温暖化対策推進版ー」を策定し、全国トップレベルの温室効果ガス削減目標を掲げたほか、2009（平成 21）年には全国初となる電気自動車等の普及促進を目的とした「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定するなど、全国に先駆けた取組を行っています。

2010（平成 22）年には、世界で地球環境の保全に多大な貢献をされた方々の功績を讃え、永く後世に伝えるために、「KYOTO 地球環境の殿堂」を創設し、その功績を広く世界に発信しています。そして、2020（令和 2）年開催の第 11 回「KYOTO 地球環境の殿堂」表彰式において、京都府知事が「令和 32 年（2050）年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、積極的に取組を進めています。また、環境分野で功績のあった研究者も顕彰している国際賞「京都賞」が 1984（昭和 59）年に稲盛財団により創設され、同分野の発展に寄与しています。

## 自然環境の調査・研究・保全

1973（昭和 48）年から環境庁（当時）によって始められた「自然環境保全基礎調査」（緑の国勢調査）に伴い、京都府でも独自に基礎調査を実施し、自然環境の現況と改変状況を調査しました。調査においては京都府の野生動物、地形地質、すぐれた天然林などのほか、社寺林調査や鴨川水系のホタル生息調査なども実施しました。

さらに、1998（平成 10）年度から 2002（平成 14）年度にかけて府内の自然生態系に関する調査が実施され、その結果を基に、2002（平成 14）年に「京都府レッドデータブック」と「京都府自然環境目録」を作成しました。その後、2011（平成 23）年度から 2014（平成 26）年度にかけてレッドデータブック改訂のために再び調査を行い、2015（平成 27）年には京都府レッドデータブックと京都府自然環境目録の改訂版を作成しました。

府内市町村においても野生生物の調査が行われており、舞鶴市では、「舞鶴の守りたい自然②～舞鶴フィールドミュージアム～」（2020（令和 2）年作成）、八幡市では「生物生態調査報告書 八幡のまちの小さな仲間たち」（1993（平成 5）年作成、2016（平成 28）年改訂）、宇治田原町では「宇治田原町の野生生物」（2006（平成 18）年作成）・「宇治田原町の自然環境」（2019（平成 31）年作成）、城陽市では「城陽生き物ハンドブック」（2010（平成 22）年作成、2014（平成 26）年改訂）、福知山市では「福知山の



自然遺産～伝えたいふるさとの自然～」（2014（平成26）年作成）、和束町では「和束の生きものハンドブック」（2021（令和3）年作成）がそれぞれ作成されました。また、京都市では、2014（平成26）年に策定された「京都市生物多様性プラン」及び2021（令和3）年に策定された京都市生物多様性プラン（2021-2030）に基づき、自然環境の調査が行われています。

#### **解説** 京都府レッドデータブック

「レッドデータブック」とは、絶滅のおそれのある野生生物の種の現状を取りまとめたデータ集で、世界版のレッドデータブックをIUCN（国際自然保護連合）が、日本版を環境省が作成しています。そのほか、都道府県や市町村でも各地の現状をとりまとめた地域版のレッドデータブックを作成しています。同じ種であっても、地域によって置かれている状況は様々であり、自治体によるレッドデータブックはそれぞれの地域の状況に応じた内容となっています。

京都府では、絶滅のおそれのある野生生物だけでなく、保護を要する地形・地質や自然生態系など、府内の自然環境を総合的にとらえ、その現状を把握するとともに、保全対策を明らかにするため、平成14年6月に「京都府レッドデータブック2002」を発刊しました。生物以外も含めたのは、個々の生物種だけではなく、生態系全体や、生物以外の自然も併せて守っていくことが重要と考えたためです。

その後10年余りが経過し、野生生物を取り巻く府内の環境も大きく変化したことから、平成27年に改訂版として「京都府レッドデータブック2015」を取りまとめました。改訂版ではこの間の府内の自然環境の変化に対応するため、従来のデータを全体的に点検するとともに、地衣類や車軸藻類など、地域環境の変化に影響を受けやすい生物も新たに対象としました。

#### 【「京都府レッドデータブック2015」で明らかになったこと】

「京都府レッドデータブック2015」では、新たに絶滅のおそれがある種として掲載した種や、より危険性の高いカテゴリーのランクへと移行した種が多く、府内においても生物多様性の危機が一層進行していることが明らかになりました。その大きな原因の一つが、ニホンジカの急増や里山の放置等による下層植生の消失で、それに伴い絶滅のおそれのある野生植物の種が増え、そこに生息する昆虫や小型哺乳類も絶滅のおそれが高まっていることが明らかになりました。また、アライグマやブラックバスなどによる捕食や、チュウゴクオオサンショウウオと在来種との交雑など、外来種による影響も顕著になりました。

一方で、コガタノゲンゴロウやフサタヌキモなど、府内では絶滅したと思われていた種が、府民から寄せられた情報により再発見されるというケースもありました。

（詳しくは巻末資料4「京都府レッドデータブック2015の掲載種について」（P.78）を参照）

大学のまち京都では、野生生物や自然環境に関する研究が数多く行われており、深泥池の生物群集に関する研究をはじめ、府内の生物多様性についても多くの知見があります。京都大学の芦生研究林、京都府立大学の久多演習林など、大学が所有する森林もあります。芦生研究林は長年にわたり京都大学などによる研究のフィールドとされてきたことに加え、京都丹波高原国定公園の指定に伴い、京都大学の協力のもとで京都府による生態系維持回復事業の取組を実施しています。


生物多様性に関する情報（データ、標本、文献、原種など）を保有する施設・機関としては、京都大学総合博物館、京都薬科大学薬用植物園、府立植物園、<sup>おおもと か め やま</sup>大本花明山植物園、府農林水産技術センターなどがあります。

昭和 50 年代以降、自然保護思想の普及のため、府民を対象にした自然観察会の開催やそれを担う人材育成として、公益財団法人日本自然保護協会と協力し、自然観察指導員など講師の育成を推進してきました。

1984（昭和 59）年度からは、府民の身近な水環境への関心を高め、主体的な環境保全の取組を広げるため、河川の水生生物の生息状況を調査して河川の水質を判定する「身近な川の生物調査」を毎年実施しています。

また、自然とのふれあいの推進の一環として、1999（平成 11）年度から 2000（平成 12）年度には北近畿タンゴ鉄道（当時）との共催でエコツーリズム推進モデル事業を実施し、2001（平成 13）年度から 2005（平成 17）年度にはビオトープ推進モデル事業を実施しました。

近年は、増加する野生鳥獣害や外来生物に対する取組が、様々な主体により行われています。京都市内では、<sup>ぎ おんまつり</sup>祇園祭の厄除粽で使用されるチマキザサがシカ害などにより消滅の危機に瀕しており、地域住民や研究者、京都市などが協働で再生に向けた取組を行っています。深泥池の生態系も外来生物の侵入やシカ害などにより大きな影響を受けており、市民団体や研究者により保全活動や調査が行われています。

 さらに詳しく「チマキザサ、フタバアオイの再生に向けて」（P. 69）

河川や湖沼における外来魚の増加も問題となっており、オオクチバスやブルーギルが在来の水生生物を駆逐するなど生態系に大きな影響を与えているため、市町村や漁業協同組合、市民団体などにより駆除の取組が行われています。

こうした環境保全の気運の高まりに応じて、企業も CSR（企業の社会的責任）の一環として生物多様性保全のための活動に参画する事例が増えています。

## 京都府の条例に基づく施策体系

1981（昭和 56）年、府は「京都府自然環境の保全に関する条例」を制定し、それに基づき、自然環境が歴史的遺産と一体になって優れた歴史的風土を形成している地域を「歴史的な自然環境保全地域」として指定し、厳正な保全を行うこととしました。同条例は、「京都府公害防止条例」と統合し、1995（平成 7）年に新たに「京都府環境を守り育てる条例」となりました。2017（平成 29）年現在、府内では 10 箇所<sup>1</sup>の歴史的な自然環境保全地域と 2 箇所<sup>2</sup>の自然環境保全地域を指定しています。

1990（平成2）年度には全国一となる100億円規模の「京都府緑と文化の基金」を創設し、自然環境の保全や環境学習・啓発に関する取組を推進しています。その基金事業の一環として、地域の象徴的存在である自然を紹介する「京都の自然200選」の選定、保全地域の散策路整備、保全団体や市町村による保全活動の推進に対する助成制度の創設などを行い、2003（平成15）年度には助成制度を再整備しています。

京都府レッドデータブックの作成（2002（平成14）年）を機に、2003（平成15）年度には、京都府希少野生生物等保全方策検討委員会が「絶滅のおそれのある野生生物等の保全方策に関する提言」をとりまとめました。提言に基づき、2005（平成17）年度から、住民との協働による希少種保全のモデル事業を実施。その後、事業を制度として確立し、絶滅寸前種のアユモドキやオオキンレイカなどを対象に、住民協働方式の保全プロジェクトに取り組んでいます。[☞さらに詳しく](#)「地域が一体となった希少種の保全活動」（P.70）

2005（平成17）年には「京都府地球温暖化対策条例」を制定し、ヒートアイランド現象の抑止や都市環境の改善を図るため、敷地面積1,000 m<sup>2</sup>以上の建物に対して、屋上を含めた敷地内での一定面積以上の緑化を義務付けることとなりました。

また、同じく2005（平成17）年には府民ぐるみで森林を守り育てていくことを目的として「京都府豊かな緑を守る条例」を制定しました。2006（平成18）年には「社団法人京都モデルフォレスト協会」が設立され、「京都モデルフォレスト運動」の取組が進められています。

2007（平成19）年には、府民協働による保全対策の仕組みや府独自の規制制度などを盛り込んだ「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」を制定しました。この条例では、保全すべき種を指定し、捕獲や所持、譲渡し等を規制するとともに、それぞれの種について、府保全回復事業計画の策定、保全団体を登録、府民協働による保全回復事業を行うこととし、これまでに保全すべき種として、アベサンショウウオ、アユモドキ、イタセンパラ、フクジュソウ、ベニバナヤマシャクヤクなど30種を指定しています。2023（令和5）年現在、8種の生物（ヤマトサンショウウオ、セトウチサンショウウオ、アユモドキ、オグラコウホネ、レンリソウ、フナバラソウ、オオキンレイカ、ベニバナヤマシャクヤク）についてのべ10団体を登録しており、それぞれの団体が保全回復事業計画を策定し、活動を行っています。また、同条例に基づく生息地等保全地区としては、1箇所（雲ヶ畑ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区）を指定しています。

保全活動のさらなる活性化を図るため、2017（平成29）年には、京都府内で活動する保全団体からなる「自然環境保全京都府ネットワーク」が設立されました。ネットワ

ークでは、団体間での情報交換、交流会や勉強会の開催によるノウハウの共有などを通じて、担い手の育成、府域の自然環境の保全・活用を促進することを目指しています。設立当初の参加団体は8団体でしたが、現在、36の団体・個人会員が参加しています。

また、公共事業についても、府の公共事業が人と自然が共生する環境共生型の地域社会づくりにつながるよう、2003（平成15）年に『環』の公共事業行動計画』を策定、2004（平成16）年には『環』の公共事業行動計画ガイドライン』を作成し、その後、2007（平成19）年には地域住民や外部有識者の参画などを盛り込んだ改訂を行っています。

一方、府内においても外来生物の分布拡大が問題となったため、2004（平成16）年の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）の制定を契機に、2005（平成17）年度から外来生物実態調査を実施しました。その結果を基に、2007（平成19）年には京都府外来種データブックを、2008（平成20）年には被害防止のための京都府外来生物対策マニュアルを作成しました。特に、府内で生息が拡大しつつあるアライグマについては、2009（平成21）年度から防除緊急対策が実施され、学識経験者、市町村、府により設置された協議会により、広域的な防除体制の構築等が行われています。2012（平成24）年度からはヌートリアについても防除対象としました。また、2008（平成20）年頃から京都市伏見区内で定着しはじめたアルゼンチンアリについては、地域住民、京都市、学識経験者とともに協議会を設置し、根絶に向けた取組を実施しています。

2010（平成22）年には、2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県（その後、奈良県及び域内の政令指定都市が加盟））が結集し、地方自治法上の特別地方公共団体として、「関西広域連合」が設立されました。複数の府県が参加する全国初の広域連合であり、7分野（広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）の広域事務等を担っています。

広域環境保全の分野では、京都議定書に続く新たな枠組みや名古屋議定書などを踏まえ、関西でのこれまでの取組の経験や蓄積を活かしながら、関西共通又は府県を越えて共通する広域的課題に対処していくことにより、関西を環境先進地域とすることを目指して、広域環境保全計画を策定しています。生物多様性の保全に関する取組としては、現在、「カワウの広域管理」、「ニホンジカ等広域的な鳥獣対策」などに取り組んでいるほか、各地の博物館ネットワークを活用し、生物多様性を保全する上で重要な地域として「関西の活かしたい自然エリア」を選定するなど、府県域を超えた生物多様性に関する情報の共有・一元化や流域全体での生態系サービスの維持・向上に取り組んでいます。

2016（平成28）年には、森林の多面的機能を維持・増進するため、「豊かな森を育てる府民税」を創設し、その税収を森林の整備・保全、森林資源の循環利用、森林の多様な重要性についての府民理解の促進を目的とした事業に活用しています。

また、2018（平成30）年には、森林水源地域の保全、水源の涵養機能の維持を目的とした「京都府森林水源地域の保全等に関する条例」を制定し、「重点森林水源保全地区」の指定、当該地区での取水の規制等を行っています。

2023（令和5）年3月には、京都府と京都市の相互の連携を強化し、京都における生物多様性保全に向けた取組の一層の推進を図るため、「生物多様性保全の推進に関する包括連携協定」を締結し、同年4月に「きょうと生物多様性センター」を設置しました。このセンターでは、生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に、生物多様性に係る理解促進や担い手育成、地域や企業の保全活動の支援を行うとともに、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築することとしています。

また、同年3月には、明治以降初となる文化庁の京都移転が行われました。これを契機に、「文化首都」として京都の存在感が高まり、また天然記念物などの文化財の保護活用が進むことが期待されます。

## 4 京都府における生物多様性の現状と課題

### (1) 京都府における現状

#### ●絶滅のおそれのある野生生物種の増加

京都府では、2002（平成14）年に「京都府レッドデータブック」を作成しました。京都府版のレッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生生物の種だけでなく、その生存基盤である地形・地質やそれらの総体である自然生態系も対象としているのが特徴です。

その後、約10年が経過し、府内の生物多様性をとりまく状況も大きく変化したことから、2011（平成23）年度から2014（平成26）年度にかけて再度府内の自然環境について調査を行い、レッドデータブックを改訂しました。その結果、絶滅のおそれのある野生生物の種は、前版の1,595種から1,935種に約20%増加しました。この数字は、府内で確認されている野生生物種（1万3074種）の約15%にあたるものです。

増加の原因としては、開発や乱獲などの人的要因に加え、ニホンジカによる食害や外来生物の急増が挙げられます。生物多様性への配慮が不十分な開発行為や、愛好家や販売目的の事業者による大量採取は、野生生物の生息・生育環境の破壊や、森里川海のつながりの分断をもたらします。

外来生物には、アライグマやヌートリア、オオクチバス、ブルーギルのように希少種を捕食するものばかりでなく、オオバナミズキンバイのように水面を覆い尽くすことで水中の環境を悪化させるもの、チュウゴクオオサンショウウオのように在来種と交雑を起こすものなどもあり、生態系に与える影響は多岐にわたります。

## ●京都・日本の文化・暮らしを支えてきた生物多様性の劣化

日本のこころのふるさと・京都では、万物衆生との共生の宗教観や豊かな自然を背景に、美術工芸、能などの芸能、茶道、華道、和食などの多くの文化・芸術や祇園祭や葵祭などの伝統行祭事が、自然を視覚的あるいは言語的に表現・再現しながら、自然との関わりの中で発展してきました。また、その一方で、自然に接しながら、地震や台風といった風水害を通じて、自然を人間が制御できないものとして「畏れ（おそれ）」や「崇拜」の対象として日本人独特の自然観を形づくってきました。

しかしながら、今日、こうした文化や芸術を支えてきた、野に咲く四季折々の花々や、美しい声でさえずる鳥や虫など、生きものの多様性が失われることで、伝統産業や文化、暮らしにも影響を及ぼすとともに、日本人独特の自然観を含めた日本人のこころを失わせることになりかねません。

例えば、茶道では、季節感を大切にしながら亭主の思いに応じ設えられた、花入や茶花、茶杓といった道具類や室礼、炭を用いた炉や紙障子、イグサの畳、路地庭の垣根など、様々な道具や材料が、自然によって支えられ、空間そのものが生物多様性の豊かさを体現しています。しかしながら、茶花や華道で使用する山野草も、山や川岸などの環境変化により入手が困難になりつつあります。

また、染織や漆芸、木竹工といった文化財の維持・修復に使用される植物等の伝統的染色材料や、竹、和紙、木炭、動物の毛を使用した刷毛・筆などの道具類の素材も、森林の荒廃や製作技術の承継の危機により失われつつあります。

## ●人と自然との関係の変化

農山村地域では、ニホンジカやイノシシ、サル、ツキノワグマなど野生鳥獣による被害が問題となっています。野生鳥獣害が増加した原因については諸説ありますが、野生鳥獣の本来の生息地における環境悪化・餌の減少、狩猟人口の減少、暖冬や少雪化による生息適地の拡大、農業の担い手不足による耕作放棄地や手入れ不足の森林の増加、オオカミなどの天敵の不在、といった複数の要因が関係していると考えられています。かつて距離を保ちながら生活してきたはずの人と野生鳥獣の間の境界がなくなってきたことで、両者の間には大きな軋轢が生じるようになりました。人の生命や財産を脅かし、農林業等に被害を与える野生鳥獣害の増加は、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加といったさらなる悪循環を招いています。

一方、都市部を中心に、人々が自然環境や野生生物に関わる機会が減り、四季の移ろいや身の周りの動植物への関心が薄まっていると言われていました。「自然離れ」が進むことで、生物多様性の減少に対する危機感や関心が持たれにくくなっていることは、今後の保全活動の担い手不足、一層の生物多様性の衰退につながり、私たちの生活と文化にも影響が出るおそれがあります。

このように、これまでのような人と自然との関係が崩れ、軋轢と希薄化が進んだことによって、様々な問題が起こっています。

## (2) 解決すべき課題

### ● 森里川海のつながりの分断と衰退

森里川海のつながりが分断されたことで、それらの環境を行き来して生活する生物や境界を主な生息場所とする生物の生息が脅かされています。生物多様性を広域的に保全するため、個々の生態系を保全することはもちろん、それぞれの生態系のつながりを確保する必要があります。

特に里地域においては「人と自然との相互作用により保全されてきた環境や生態系」（二次的自然）が残されていますが、近年、間伐や耕作等の維持管理がされなくなった里地里山の増加により水田や日当たりのよい林床に生息する生物に影響が現れており、里海の縮小により藻場や干潟などの環境が変化しています。

放置竹林の拡大も問題となっています。担い手の減少などにより維持管理の行き届かなくなった竹林が増えたことで、もともとは森林植生が生育していた部分にまでモウソウチクが拡大し、一部では多様な郷土樹種の減少の原因となっています。モウソウチクの過度の拡大により、生物多様性の減少だけでなく、森林が持つ水源涵養機能の低下、急傾斜地における土砂災害の危険性の増加なども懸念されます。

また、里地域では野生鳥獣による被害の増加が深刻となっており、人の暮らしのみならず、生物多様性にも著しい影響を与えています。特にニホンジカは、樹皮剥ぎや若芽を食害することで樹木に被害を与えるだけでなく、多くの希少種の宝庫となっている森林の下層植生を消失させ、深刻な影響を与えています。

こうした生物多様性への影響を抑止するためにも、野生鳥獣の適正な個体数管理と被害防止対策を推進していくことが重要です。そのためにも、森林や農地の適切な維持管理による生息地の拡大防止と被害防止、捕獲や狩猟などの取組が必要であり、高齢化や人口減少が進む中、農林業の担い手の確保や地域ぐるみの協働活動など人の営みによる里地域を活性化する対策が重要です。

また、企業が行う事業活動は、様々な場面で自然資本に依存するため、生物多様性に負荷をかける可能性がある一方、事業活動を通じて、あるいは新たに生み出される

技術や製品・サービスにより、生物多様性の保全により影響を与える可能性があります。

このため、近年、生物多様性の損失や自然資本の劣化が事業活動の持続可能性を損なうリスクや新たなビジネスチャンスとして考えられ、国際的には、生物多様性を脱炭素と一体的に取り組むべきビジネス課題と位置づけて事業活動に組み込んでいく動きが加速しています。

こうした企業に生物多様性への配慮圧力が高まっている機会をとらえて、積極的に企業の事業活動に生物多様性配慮のアクションを起こさせる流れを加速していくことが求められています。

## ●外来生物による脅威の顕在化

侵略性が高く、特に生態系への影響や人の生命・身体、農林水産業への被害等が著しい外来生物の侵入、定着、拡大により、在来生物の減少など生態系に大きな影響が出るとともに、人の暮らしの安全への脅威、農林水産業や文化財などへの被害が顕在化してきています。府内の代表的な特定外来生物には、哺乳類ではアライグマやヌートリア、魚類ではオオクチバスやブルーギル、鳥類ではソウシチョウ、昆虫ではアルゼンチンアリが既に定着しています。チュウゴクオオサンショウウオと鴨川の在来オオサンショウウオも交雑が進んでおり、問題視されています。さらに近年では鴨川などにオオバナミズキンバイの侵入が確認され、ヒアリやクビアカツヤカミキリなどについても侵入・定着が危惧されています。

これらの外来生物は、在来種の捕食、競合による駆逐などにより生態系に大きな影響を及ぼすだけでなく、農林水産業に被害を与えるものも少なくありません。また、アライグマは社寺など文化財を汚損し、オオバナミズキンバイは水面を覆い尽くすことによる水運の阻害や腐敗による悪臭の発生の原因となり、クビアカツヤカミキリは桜や梅を食害することによる観光業への影響が懸念され、ヒアリは人や家畜を刺すことで直接危害を及ぼす可能性があるなど、多岐にわたる被害が想定されます。

侵入初期の生物に対しては監視と早期根絶、定着している生物に対しては継続的な監視・拡大阻止のための取組が必要です。

### 解説 京都府に侵入している、または侵入のおそれのある主な特定外来生物

#### 【アライグマ】

北米原産。日本では1970年代からペットとして輸入されはじめましたが、飼いきれなくなった個体が野外に放されるようになったことで、繁殖・定着を始めました。京都府内では全ての市町村で生息が確認されています。

アライグマは、農作物や養魚場の魚を食害するだけでなく、他の生物を捕食することで、生態系へも大きな影響を与えます。社寺や民家に侵入して巣を作り、文化財に爪痕を残すといった被害もあることから、多くの社寺仏閣を抱える京都府にとっては特に警戒すべき生物といえます。



京都府においては、平成 21 年に「アライグマ防除京都広域協議会」を設置し、学識経験者、市町村、府が協働して防除を行っています。

#### 【ヌートリア】

南米原産。戦前・戦中には毛皮を採取するために盛んに養殖されましたが、終戦とともに需要が減少したため、放逐された個体が野外で繁殖しました。京都府内では北部・中部を中心に定着しており、鴨川でもしばしば目撃されています。

イネなどの農作物に被害を与えるほか、水生植物やドブガイなどの食害により、生態系にも大きな影響を与えます。ドブガイの食害は、ドブガイに産卵するタナゴ類の減少にもつながっています。

京都府内では、平成 24 年から、アライグマ防除京都広域協議会の体制を活用して防除が開始されました。また、鴨川ではヌートリアなどへの餌付けを防止するために、府がパトロールを実施しています。

#### 【アルゼンチンアリ】

南米原産。資材に付着するなどして世界各地に侵入しており、日本では平成 5 年に広島県で初めて確認され、平成 20 年には京都市伏見区で定着していることが確認されました。

在来のアリはほとんどの場合、一つの巣に女王アリは一匹しかいませんが、アルゼンチンアリは一つの巣に多数の女王アリがいるため、爆発的に増殖することができます。競争力が強く、在来のアリをほぼ壊滅させるため、生態系へ重大な影響を及ぼします。また、農産物に対しては、果物や柑橘類を加害するほか、農業害虫であるアブラムシやカイガラムシを保護することで間接的な被害も及ぼします。人には直接危害は加えませんが、大群を成して民家に侵入するため、不快害虫として忌避されています。

京都府では、地元住民、京都市、学識経験者、府で設置した「京都市伏見区アルゼンチンアリ根絶協議会」により、モニタリングや毒餌の設置など、根絶に向けた対策を行っています。防除開始から 10 年が経過した令和 5 年現在、市街地では根絶に成功しており、河川敷の一部に限られたエリアにのみ残存する状況となっています。

#### 【オオバナミズキンバイ】

中南米原産の水生植物。日本では平成 19 年に兵庫県で最初に確認され、近年は琵琶湖でも爆発的に分布域を拡大しています。成長スピードの速さと、切断した茎からでも再生できるほどの強い繁殖力により、一度定着してしまうと根絶は困難を極めると言われています。

オオバナミズキンバイが異常繁茂により水面を覆ってしまった場合、魚の産卵場所を奪うこと、太陽光を遮断して他の水生植物の生育を阻害することなどによる生態系への影響に加え、漁船の運行の阻害による漁業への影響などが懸念されます。

京都府内においては、平成 25 年頃から鴨川流域で侵入が確認されており、令和元年より市民 団体等と協働で駆除活動を実施しています。

#### 【クビアカツヤカミキリ】

中国、台湾、朝鮮半島、ベトナム北部などが原産。日本では、平成 24 年に愛知県で初めて発見されて以降、分布を拡げており、近畿地方では大阪府内などで甚大な被害が出ています。令和元年には奈良県、三重県、和歌山県で、令和 4 年には、兵庫県で被害が確認されており、府への侵入リスクは非常に高いと言えます。令和 5 年現在、京都府内での確認はありませんが、十分な注意が必要な種と考えられます。

主としてサクラ、ウメ、モモなどのバラ科樹木に寄生します。幼虫が樹木内部を食い荒らすため、寄生された樹木が枯死することもあります。生態系への影響に加え、農林業への被害、落枝や倒木による人的被害が懸念され、桜や梅の名所が多い京都においては観光業へも影響が出る可能性があります。

#### 【ヒアリ】

南米原産。1930 年代に米国に侵入し、2000 年代に入り、オーストラリア、中国、台湾など環太

平洋諸国に分布を拡大しました。日本でも平成 29 年 6 月以来各地で確認されていますが、定着には至っていないと考えられています。京都府でも 10 月に確認され、即日駆除を行いました。経済のグローバル化の中で、今後とも侵入・定着を阻止すべく、厳重な警戒態勢が必要です。

ヒアリは、アルゼンチンアリと同じく一つの巣に多数の女王を擁することが多いため、非常に高い繁殖力を持ちます。また、在来のアリのほか、爬虫類や小型哺乳類をも集団で捕食するほど、高い攻撃力を持っており、生態系に甚大な影響を与えるほか、果実の食害、家畜の刺傷などにより農畜産業にも被害を与えます。また、人が刺された場合には、体質によってはアナフィラキシー・ショック（急激で重度なアレルギー症状）を起こす可能性があります。

以上のように、特定外来生物が生態系や人間の生活・産業に及ぼす影響は多岐にわたります。また、特定外来生物には非常に高い繁殖力を持つものが多く、一度定着してしまうと、爆発的に生息範囲を拡げる可能性があるため、早期発見、早期根絶のできる体制づくりが必要です。

## ●科学的知見の散逸・担い手の不足

府内には大学や研究者の数が多く、非常に多くの知見が存在していますが、それらの情報を体系的に集約・蓄積する体制がないため、情報の散逸が危ぶまれます。府内の知見を集積するためのネットワークとその拠点、集積した情報を整理・可視化して地域の実情に合わせた対策へ利活用できるようにすることが必要です。

また、人の「自然離れ」が進んだことで、研究者や保全活動の担い手についても後継者不足や保全団体の弱体化が深刻化しています。後継者を育成するため、また府民に生物多様性に関する正しい理解と保全活動を広めるためにも、自然とふれあう機会や場を創出すること、環境学習の充実、情報を集積して発信することが必要であるとともに、保全団体の活動を支援するため、生物多様性に関心のある企業の人的・技術的・資金的資源を活用することが必要です。

2023（令和 5）年 4 月に設置したきょうと生物多様性センターにおいては、収集（生物多様性情報の集積等）、利活用（民間企業、大学等研究機関及び保全団体とのネットワーク構築やコーディネート）、継承（環境学習、担い手育成、情報発信等）を行うこととしており、これらの課題に対して極めて大きな役割を果たすことが期待されています。

## ●気候変動対策等の環境問題の深刻化

気候変動は、野生生物の生息・生育域の減少など生物多様性の損失の大きな要因の一つであり、一方、自然林を含む自然生態系を維持・回復することは、二酸化炭素の吸収や洪水・土砂災害の防止・被害軽減などを通じて気候変動の緩和や適応に寄与するなど、気候変動と生物多様性は、複雑に絡み合った問題です。これからは気候変動と生物多様性に同時に取り組んでいくことが求められます。京都府では、2021（令和 3）年 3 月に「京都府地球温暖化対策推進計画」を改定し、森林吸収源の確保のために健全な森林整備と育成、森林資源の利活用などを進めることとしています。

また、プラスチックごみについては、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生態系への影響が世界的に懸念されており、京都府では 2021（令和 3）年 1 月に京都府プラスチックごみ削減実行計画を策定し、対策を進めています。さらに、化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、化学物質の生態系への影響が指摘されるなど、これらもリスクを低減していくべき課題とされています。

## 第3章 戦略の目標と方向性

京都府の生物多様性は、これまでに述べたように、自然的価値の高い地勢や多様な生態系が関わりあうバランスの上に成り立っており、先人たちは豊かな生態系から得られる恵みにより、文化を築き暮らしてきました。この先人たちが引き継いでくれた豊かな自然と個性豊かな伝統文化は、京都が国内外の多くの人々を魅了する重要な要素となっています。

しかし、近年、京都に暮らし、関わる私たちの自然への関心が薄れていくことで、京都の貴重なインフラでもある豊かな生態系を失いつつあります。特に、里地の利用保全は重要な意義を持っていますが、自然に対する働きかけの縮小による生態系への危機が形となって現れつつあります。

私たちは皆、大きな生態系の一員であり、今の暮らしや文化が自然の恵みによって支えられていることを私たち全員があらためて認識し、受け継いだ豊かな自然に誇りと愛着を持ち、共通の財産である生物多様性を守り、持続的に利用していくことは、私たちだけでなく、将来の世代のためにも必要です。一方、私たちが日々生きていくためには一定の開発や産業活動はなくてはならないものです。それらと生物多様性の保全を対立するものとして捉えるのではなく、生物多様性保全と開発・産業振興のよりよい関係について考え、予防原則の視点に立ちながら、両者のバランスの上で生物多様性を維持していくことが必要です。さらに、特色ある京都の文化の礎であり賜物でもある生物多様性を守ることは、京都の魅力を高め、地域創生の潜在力を向上させることにもつながる重要な取組になります。

### 解説 予防原則

ある行為が環境に対して取り返しのつかない深刻な影響を与える可能性がある場合、その因果関係が科学的に完全に証明されていなくても、安全のために事前に対策を実施するという考え方。環境破壊は回復が不可能な損失を伴うことが多いため、被害が確認されてから対策に取り組んでも手遅れになることがあり、このような予防的な措置が求められます。

2015（平成27）年には「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発目標」（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このSDGsにおいては、生物多様性の保全が重要な柱とされています。それを受けて我が国でも、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定（2016（平成28）年決定、2019（令和元）年改定）し、SDGs推進にあたっての自治体の役割について言及しています。このように、社会、環境にとって持続可能な未来を作る生物多様性保全の推進は、国際的にも大きな潮流となっています。

また、2022（令和4）年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部において、世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この世界目標においては、2050（令和32）

年に向けたグローバルゴールが新たに設定されるとともに、2030（令和12）年までにとるべきミッションとして、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられました。それを受けて我が国でも、2023（令和5）年3月に、2030年ネイチャーポジティブの実現のためのロードマップとして「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の達成に向け、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための5つの戦略と行動計画が示されています。

京都府としても生物多様性を保全するだけでなく、持続可能な利用や積極的な再生により、ネイチャーポジティブにつながる取組を進めます。

こうした認識の上に立ち、本戦略における「目標と方向性」は、次のとおりとします。

### ① 長期目標（2050（令和32）年）

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めます。

### ② 短期目標（2027（令和9）年）

長期目標につながる取り組むべき行動として、現下の課題に即応する次の対策を実施します。

○ 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

○ 人の積極的な関与による里地域の再生

○ 早期対策による外来生物の脅威の排除

○ 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

## 第4章 行動計画

本戦略の目標を実現させるための具体的な行動計画として、本章では4つの柱を設定し、その柱ごとに具体的な取組を記載します。

これらの取組は主として京都府が実行するものですが、取組の推進にあたっては、国、市町村、企業、大学・研究機関、教育機関、NPO等の民間団体、府民など多様な主体の積極的な参画を促します。

なお、課題解決のために重点的に取り組むべき取組を「リーディングプロジェクト」としています。

### 1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

人と生物との共存を念頭に、森里川海それぞれにおける生物の生息・生育空間のつながりや配置を確保しつつ、それぞれのエリアにおいては、原生的な生息環境の保全とともに、二次的自然の適切な維持管理を進めます。

(リーディングプロジェクト)

#### **〇30by30 目標に向けた保護地域や OECM による保全の推進**

2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保護・保全する「30by30目標」を達成するため、保護地域やOECM（Other Effective area-based Conservation Measures）による保全を推進します。京都府では、環境スチュワードシップ活動の拠点となる、「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」（2007（平成19）年制定）に基づく生息地等保全地区の指定を増やします。

また、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域「自然共生サイト」について、京都ならではの自然環境を形成している社寺林や庭園をはじめ、企業の森や大学の緑地等を対象として支援することにより認定の推進を行います。

また、それらのエリアにおいて積極的な保全活動がおこなわれるよう、府は活動に対する助言や専門家の紹介、その他の必要な措置を講じます。

#### **解説 環境スチュワードシップ**

環境スチュワードシップとは、環境保全思想の一つです。「スチュワードシップ」という言葉そのものは「受託責任」を意味する言葉で、委ねられた財産や資源を責任を持って管理することを指しますが、「環境スチュワードシップ」については、海外では特に定義されずに用いられることが多々あります。この言葉は、日本ではイギリスの農村政策である環境スチュワードシップ事業を介して知られており、多くの場合、その事業理念が環境スチュワードシップの理念と理解されています。

環境スチュワードシップが何を指すのかについての研究は少ないですが、イギリスの R. ウォーレルと M.C. アップルビーが「自然資源利用における環境スチュワードシップ」について整理・定義した論文（1999 年）では、「保全を含む全ての自然資源利用において、個人的な利益を求めだけでなく、社会の利益、将来世代の利益および人間以外の種の利益についてもきちんとバランス良く配慮し、その利用が社会にもたらすことについて重大な責任を担う覚悟のある資源利用」とされています。つまり、生物多様性を保全するのは、次世代の人々や他の生きもののためでもあるのです。

## （リーディングプロジェクト）

### ○企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大

企業の事業活動は、社会経済活動の中で大きな位置を占めるとともに、様々な形で生物多様性・自然資本に依存していますが、企業が主体的に実施する生物多様性保全に関する取組を促進するため、京都府が生物多様性の保全と自然資本の持続可能な利活用等に取り組む企業を積極的に認証する制度「生物多様性企業認証制度（仮称）」を創設し、社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図ります。

また、府内で自然環境の保全活動を行う保全団体は、活動資金やマンパワーの面などで課題を抱えているため、生物多様性保全に取り組みたい企業と保全団体の連携・協力関係をあっせんし、協定を締結する制度「生物多様性パートナーシップ協定制（仮称）」を創設します。企業に対して保全活動に関する相談・助言等による支援を行うとともに、企業が技術や資金・資材等を保全団体等へ提供することで保全活動を推進します。

さらに、産業創造リーディングゾーンである、サステナブル産業の集積拠点「サステナブルパーク構想」や、ゼロカーボンまちづくりを目指した「ZET-valley 構想」と連携し、生物多様性と密接な関係にある脱炭素や資源循環等の推進に貢献する G X 産業の創出を図ります。

## 公共事業等

### ●「『環』の公共事業」の見直し

府の公共事業を自然・社会環境と共生するものへと導くことを目指した「『環』の公共事業行動計画」のガイドラインについて、2007（平成 19）年の改訂から 15 年が経過し、多くの課題が明らかになってきたため、政策レビューを行い、問題点の修正や新しい技術・知見の追記等に加え、工事だけでなく維持管理・利用の際にも生物多様性に配慮すること、グリーンインフラとして自然の機能を活用すること、スクリーニングの仕組みを検討することなど、ガイドラインの見直しを行い実効性を高めます。また、見直したガイドラインについては、本府はもとより、府内市町村に広く普及させ、民間でも活用できる技術等については、ウェブサイトへの掲載等により民間への普及を図ります。

## ●グリーンインフラやEco-DRRなど自然を活用した取組の推進

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行う「多自然川づくり」、都市公園など身近な緑地の整備をはじめ、企業等の民有地においても、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するグリーンインフラを生物多様性の観点から進めます。

また、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）について、庁内関係部局だけでなく、流域のあらゆる関係者とも連携し、生物多様性の保全を確保しながら、ため池の適正管理、遊水地の確保、霞堤の管理、治山事業などの流域治水対策を進めます。

## ●生物多様性に配慮した緑化の推進

公共事業においては、「生態系被害防止外来種リスト」に記載された外来種の使用を避けることを基本とします。また、周辺環境と調和したのり面緑化や地域性種苗の利用推進など生物多様性に配慮した緑化を推進します。

## 法律・条例に基づく保全

### ●自然公園、自然環境保全地域における適切な保全

府内の国立公園、国定公園、府立自然公園や、「京都府環境を守り育てる条例」で指定される（歴史的）自然環境保全地域において、法律や条例に基づく開発や伐採等の規制、野生鳥獣害による森林・下層植生の衰退の抑止などにより、貴重な自然環境の保全を行います。

### ●希少種の保全

「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づき、保全すべき希少種を「指定希少野生生物」として指定し、捕獲、採取、殺傷、譲渡し、巢の破壊等を原則禁止とするとともに、それぞれの種について府保全回復事業計画を策定し、保全回復事業を実施します。府民協働による保全活動を推進するため、保全団体の登録や保全回復事業に対する助成などの支援を行います。

また、同条例では保全すべき種や地域についての府民提案制度を設けており、専門家の科学的な知見をもとに、こうした府民からの提案も踏まえ、指定状況の随時見直しを行います。さらに、希少野生生物に関する調査、保全、啓発、府への助言を行う「京都府希少野生生物保全推進員」の委嘱を拡大し、希少野生生物の保全施策の推進を図ります。

また、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、環境省と連携した保全施策を進めるほか、文化財保護法に基づき天然記念物に指定されている動植物等について、



文化庁等と連携しながら、保全施策の推進を図ります。

これらの取組により、絶滅のおそれのある野生生物の個体数や生息域を回復させ、京都府レッドデータブックにおける絶滅の危険度のランクを下げることを目指します。

## その他の保全活動

### ●指定希少野生生物以外の希少種・普通種の保全の推進

都市公園など身近な緑地における生物多様性保全や自然共生サイトの認定などを通して、普通種を含む身近な自然環境の保全を推進します。また、普通種を含む身近な種についても情報収集や普及啓発を行います。

また、自然と共生するまちづくりを基本理念とする関西文化学術研究都市において、生み出されるAIやIoTをはじめとする先端技術を活用しながら、地元市町や保全団体、企業と連携した取組を進め、里地里山の豊かな生態系の保全を推進します。

### ●自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化

自然環境保全京都府ネットワークが行う交流会、勉強会等を通じて、団体間の連携による様々な活動（観察会や調査・保全活動）の展開、情報・ノウハウの共有を促すことで、団体活動の活性化、さらには保全団体の登録を促進します。

### ●希少野生生物の域外保全の推進

生息地における保全を行った上で、絶滅のおそれのある野生生物種については、府内の動植物園、水族館等で行っている域外保全の取組を、遺伝的多様性に配慮しながら、関係機関と連携して実施します。

### ●気候変動対策等の環境問題と生物多様性保全の一体的な取組推進

京都気候変動適応センターをはじめとする関係組織と連携し、森林の吸収源対策や防災・減災などの気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進する取組を進めるとともに、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）のモデル事業に取り組むなど、再生可能エネルギーの導入にあたっては、生物多様性とのトレードオフを最小限とするための配慮を推進します。

また、府内企業の脱炭素のビジネスモデルへの早期転換を促し、森林吸収クレジット購入の推進やESG投資の資金を呼び込むことにより、地域の活性化・脱炭素化を図るための取組を進めます。

アプリを活用したフードシェアリングや商慣習の見直し等による食品ロスの削減、使い捨てプラスチックの削減やマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル技術の開発促進によるプラスチックごみの削減を推進し、ゼロエミッションな社会を構築します。

併せて、マイクロプラスチックや化学物質による京都府内の生態系への影響についても大学や研究機関と連携して調査、研究による情報収集を図り、生物多様性保全への活用を図るなど、取組を推進します。

## 2 人の積極的な関与による里地域の再生

里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用、野生鳥獣の個体数管理などを通じて、里地域に積極的に関与していくことで、いにしえより受け継がれてきた自然利用の文化を再興し、人と野生鳥獣が適切な住み分けにより共存できる環境の実現を目指します。農山漁村の再生、魅力的な地域づくりは、地域の再生にもつながるものと考えます。

(リーディングプロジェクト)

### ○野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理

適正管理を必要とする野生鳥獣の個体数管理、近隣府県と連携した広域的な保護管理の取組など、効果的な被害防止対策の推進とあわせ、下草刈りや緩衝地帯の整備、里地里山地域における生息環境の管理を進め、人と野生鳥獣との住み分けにより被害軽減を図ります。特に、過度の採食により下層植生を消滅させるなど、生態系への影響が大きいニホンジカについて、積極的な捕獲により早期に生息頭数を減少させ、農林業被害や森林生態系被害を減少させます。

(リーディングプロジェクト)

### ○ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用

里資源の魅力を発信するため、京都丹波高原国定公園のビジターセンター、道の駅などを拠点として、エコツーリズムや保全活動、環境学習を地域で展開し、それらの活動を通じて里地域の活性化を図ります。

## 野生鳥獣害への対策

### ●総合的な有害鳥獣対策の推進

捕獲の強化による個体数管理及び侵入防止柵の設置、誘因物の除去をはじめとした集落ぐるみの活動等を推進し、農林業被害の軽減や人身被害の未然防止を図るとともに、森林生態系への被害を減少させます。

また、センサー等の ICT を活用した捕獲わなや動物管理システム等の導入を促進す

るとともに、捕獲や集落活動の担い手の確保・育成を推進し、被害対策を効果的かつ効率的に行える体制を構築します。

## 魅力的な地域づくり

### <里地域との交流>

#### ●エコツーリズムの推進

自然と共生する暮らしや文化、農林漁業体験などのエコツーリズムについて、観光事業者等との対話を進めながら、生物多様性保全に着眼した活動が取り入れられるよう促します。

#### ●京都の伝統や文化、景観を守り継承する活動の支援

文化庁等と連携しながら、さまざまな要素の中に自然との結びつきを見いだすことのできる京料理や茶道、華道といった生活文化や伝統行祭事をはじめとする京都の伝統文化の保護・継承を支援するとともに、美山の茅葺き民家、伊根の舟屋等の重要伝統的建造物や、府内の指定文化財や未指定の歴史的建造物について、保全・活用の助言や修理等に対する補助などの支援を行います。

さらに、北山杉などの林業景観を保全するため、間伐や府内産木材利用の推進等により森林の適切な維持・管理を促します。これらの取組により、人と自然の共生の中で発展してきた京都の伝統文化や景観の保全を推進します。

### <里地域の再生>

#### ●持続可能な農山漁村コミュニティの創出

人口減少や高齢化の進行により、今までどおりのコミュニティの維持が困難となっていく中、住民の思いに寄り添い、地域を守っていくため、地域が主体となっていく地域共同活動の最適化や外部人材の活用、有害鳥獣対策などを支援するとともに、農山漁村地域等への移住を促進することで、持続的で活力に満ちた地域を創出します。

#### ●荒廃農地の有効活用

荒廃農地を再生して担い手へ集積し、丹波くりなどの地域特産物の生産に活用するとともに、再生が困難な荒廃農地や荒廃化が危ぶまれる農地は計画的な植林なども含めた最適な土地利用へ転換を促すなど、地域ぐるみの話し合いによるゾーニングに基づき、荒廃農地の有効活用を進めます。

## ●持続可能な保全活動を推進するための地域資源を活用したビジネスの創出と生物多様性保全の好循環

持続可能な保全活動を推進するため、竹林等の地域資源の循環的活用や希少種保全を通じたブランド製品の創出など地域経済の活性化に貢献するビジネスモデルの創出に取り組むとともに、間伐材を利用した治山ダムの設置など、地域資源を活用した公共事業を推進します。

### <里地域の産業振興>

#### ●京野菜などブランド農林水産物の推進

新たな「食」関連産業の育成・発展を図る「京都フードテック基本構想」等を踏まえ、京野菜などブランド農林水産物の付加価値の向上や生産、販売の拡大により、農山漁村の振興、荒廃農地の有効活用や森林の適正管理を図ります。

#### ●環境にやさしい農林水産業の推進

農林水産業の持つ物質循環機能を活かすとともに、スマート技術の活用などにより生産性の向上を図りつつ、「京都府みどりの食料システム基本計画」に基づき、化学肥料や化学農薬の低減による有機農業等の拡大など環境への負荷に配慮した持続可能な農林水産業を推進します。また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に繋がる環境負荷低減活動の支援や排出されるプラスチック類を低減する取組を推進します。

#### ●府内産木材の増産・利活用による林業の再生

二酸化炭素の主要な吸収源である森林について、資源の循環利用を通じて林業を再生し、山村地域の活性化を図ります。林業大学校を核とした担い手の育成・確保、森林整備事業による基盤整備などを通じて、府内産木材の増産を図るとともに、商業施設や福祉施設などの多くの府民が利用する施設における府内産木材の利活用を進め、府民が木と身近にふれあえるまちづくりを推進します。

#### ●ジビエ利活用の促進

野生鳥獣害対策として捕獲した鹿や猪など野生鳥獣の肉（ジビエ）の利活用を促進するため、高品質なジビエを安定的に供給する体制の強化から商品開発、販売促進までを総合的に進め、京都府産ジビエのブランドを確立します。

#### ●水産資源の持続的な活用

持続的な漁業を実現するため、内水面漁業も含め、天然水産資源を適切に利用・管理する取組を進めます。また、持続可能な「食」の創出に向け、「サステナブルパーク構

想」と連携し、陸上養殖を含む養殖漁業の拡大を図ることで天然水産資源を守る取組を進めます。

## 二次的自然の保全、回復

### ●生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開

多様な主体との協働により京都の森林を守り育てる「京都モデルフォレスト運動」と連携し、「森林の利用保全に関する協定」に基づく「森づくり活動」による生物多様性保全活動を展開します。さらに、専門家や保全団体と協働して、企業に対する研修会や交流会など普及活動を行います。

### ●生物多様性保全型の水田作り（ビオトープ等）

保全団体や農業者の協力のもと、昔ながらの水田環境を維持し、生物多様性を保全するとともに、小学生等の環境学習に活用します。

### ●環境DNA分析技術の活用や保全活動におけるドローンやAI（人工知能）等の先端技術の導入

環境DNA分析技術を活用し、生物の分布情報の効率的かつ効果的な収集などを行います。また、人口減少の著しい地域等では、保全活動に際して、ドローンやセンサーカメラの活用による野生生物の生息状況の把握、AIによる動物の行動解析・予測など、科学技術の導入を図ることで、作業を省力化し、担い手の負担を軽減します。また、大学や研究機関による調査、研究の成果を還元し、生物多様性保全への活用を図るなど、大学との連携を推進します。

### ●海岸における環境改善

地域と協働した海岸林や藻場、干潟等の保全・再生、市町と連携した海岸漂着ごみ清掃の実施、ブルーカーボンの推進、阿蘇海における住民との協働による環境改善活動など、海岸における環境改善の取組を推進します。

## 3 早期対策による外来生物の脅威の排除

侵略性が高く、特に生態系への影響や人の生命・身体、農林水産業への被害等が著しい外来生物について、積極的なモニタリングや防除により侵入、定着、拡大を防ぎ、在来の生態系への影響の抑止、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害の軽減

を図ります。

### (リーディングプロジェクト)

## ○地域と連携した外来生物防除の取組の推進

外来生物の分布状況や自然環境の特性等により地域ごとに異なる外来生物の被害を軽減するため、地域の実情を踏まえた防除の取組を進めます。

また、効果的な防除を進め、地域の魅力ある自然や生物多様性を守るため、外来生物の普及啓発や防除講習会を実施し、地域住民や学生等の若手人材を積極的に巻き込んだ外来生物対策を行います。

### 普及啓発

#### ●京都府外来種データブックの更新、危険性の周知

府内に生息する外来種についての調査を実施、京都府外来種データブック（2007（平成19）年作成）を改訂し、配布やウェブサイトへの掲載を行います。また、セミナーや学校教育等を通じて、外来種について正しく理解するために基礎的な知識（「予防三原則」（入れない、捨てない、拡げない）など）の周知を図ります。

#### ●「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進

府内に生息する主な特定外来生物に関して見分け方や対策を記載した「京都府外来生物対策マニュアル」（2008（平成20）年作成）について、作成して15年が経つことから、新たに侵入・定着が確認された種や新しい知見の追記などの改訂を行った上で、ウェブサイト等で周知を図り、地域での防除活動を促進します。

#### ●外来種の飼育動物の遺棄防止

外来種の飼育動物の遺棄による定着・生息拡大を防ぐため、所有者の終生飼養の徹底や遺棄防止の啓発などを推進します。特に新たに特定外来生物に指定されたアカミミガメやアメリカザリガニについて市町村等と連携し普及啓発を強化します。

### 防除活動

#### ●特定外来生物バスターズによる水際対策・初期防除の徹底

府、研究機関、専門家等で構成する特定外来生物バスターズにより、侵入初期にある

特定外来生物（ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、オオバナミズキンバイなど）の侵入モニタリングと初期段階での徹底防除を実施します。

侵入リスクの高い種・地点については府がモニタリングを行うとともに、物流関係事業者など外来種の第一発見者となる可能性が高い企業や府民の通報を促し、侵入を監視します。侵入が確認された場合は、バスターズによる緊急防除を行い、その後も民間団体やボランティアの協力を得て速やかに集中防除を行います。また、日頃から通報や防除において府民・企業・民間団体等から幅広い協力が得られるよう、「京都府外来生物対策マニュアル」を用いた研修を実施します。

#### ●防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除

定着した特定外来生物のうち著しい生態系被害、人的被害、経済被害をもたらすおそれのある種について、庁内関係部局や市町村や自治会等と協議会を設置し、広域的な防除を協働して行います。

## 4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

きょうと生物多様性センターと連携しながら、府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に保全対策を行うとともに、環境学習への活用、後世への継承に注力します。

また、そのための人材の育成にあたっては、幅広い層の府民が、身近な自然とふれあい、生物多様性を実感できるような環境学習を充実するとともに、社会の生物多様性の保全に対する気運の醸成を図ります。特に子どもたちにとっては、幼い頃から自然や生きものに親しむことで、命の尊さを学び、自然への畏敬の念を感じることも重要ですが、近年は都市部などで身近な自然を感じる機会が減っていることから、家庭や地域社会における環境学習の機会と場づくりが必要です。

(リーディングプロジェクト)

### ○きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進

府内各地の生物多様性に関する情報を収集し、地域の特徴や魅力を見出し、発信を行うことで、府内の生物多様性に係る理解促進や地域への愛着につなげます。また、収集した情報を活用した普及啓発や環境学習により、担い手育成や保全に係るネットワークを形成します。

また、センターがコーディネート機能を担うことで保全に係る様々な主体の連携・協

力関係を構築し、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開します。

#### <情報の収集>

- ・生息分布などの生物多様性情報の集積・データベース化
- ・各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握

#### <情報の利活用>

- ・民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク
- ・民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート
- ・民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談
- ・民間企業等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案
- ・生物多様性に係る調査等

#### <次代への継承>

- ・資料や情報を活用した環境学習、担い手育成及び情報発信

### 情報収集の強化

#### ●希少種を中心としたモニタリングの強化、生物多様性情報のデータベースの構築

保全団体に対し「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づく登録(地域住民等と協働して保全回復事業を行う団体として府が認定)を広く呼びかけ、登録団体が行うモニタリングに対して支援を行います。きょうと生物多様性センターにおいて、モニタリング結果や、文献も含めた府内の野生生物の分布情報等を収集し、データベース化を推進するとともに、ビッグデータとして多様な施策等に活用します。また、府立植物園や、府内の研究者、民間団体が保有する「標本」のデジタル化を推進します。

環境分野をはじめとする大学の学生によるフィールドワークを通じた情報の収集やモニタリングの実施等、京都の学生の力を最大限に活用します。

### 生物多様性保全の気運を高める

#### ●自然に親しむ機会や場の創出

生物は文化財であり教育財であるという観点のもと、京都環境フェスティバル、府立植物園や鴨川、都市公園など身近な緑地での観察会や人材育成のための講習会の開催、自然公園等の整備、「京都府地球温暖化対策条例」による屋上緑化の推進などにより、幅広い年齢層の府民が自然に親しむ機会や場を創出します。

また、府立植物園100周年を契機とした、標本庫や展示スペース、学習拠点の整備をきょうと生物多様性センターと連携して推進します。また、科学館や郷土資料館などの施設との連携を進め、地域の生物多様性情報や資料の保全を推進し散逸防止を図りま



す。

### ●「生物多様性」への関心を高め行動変容を促す取組

きょうと生物多様性センターと連携し、自然に親しむ機会や場に関する情報の発信、地域の動植物図鑑を掲載するポータルサイトの開設などにより、積極的に生物多様性への関心を高めるための情報を発信します。また、A I 画像認識による生物情報アプリや、デジタル技術を活かした手軽に生きものを観察できる「デジタル標本」を活用し、小中学校教育やセミナーなどの環境学習を推進するとともに、府民の生物多様性への関心を高め、「生物多様性」の認知度（言葉の意味を知っている人の割合）の向上を図ります。

また、府民の一人ひとりが自然を身近に感じることで、生物多様性のために行動できるよう、生物多様性に配慮した商品の購入や、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減、庭先の緑化や雨水貯留施設の設置、公共交通機関の積極的利用など、より良い行動を促すための仕組みづくりや周知啓発により、行動変容の促進を図ります。

### ●生物多様性保全に係る活動の拡大

きょうと生物多様性センターを拠点とした環境学習、調査活動、保全活動等をNPO等の民間団体と協働して行います。住んでいる地域、性別、年齢などを超えて広く府民に参画いただくため、様々な層に対応したプログラムを用意し、府民の生物多様性への関心を拡大させるとともに、NPO等の民間団体の活動の活性化を進めます。

また、大学・学生のまち京都の強みを活かし、大学生に対する知識の普及と活動への参画を促すとともに、新たな感性による生物多様性のプログラム開発の支援等、次代を担う人材の活動の場を創出します。

### ●生物多様性保全に向けた多様な主体との対話・情報交換

きょうと生物多様性センターや自然環境保全京都府ネットワークと連携し、経済団体や保全団体、府民との対話・情報交換を推進します。

### ●生物多様性シンポジウム等の実施

身近な生きものや自然、生物多様性に関する府民の理解を深め、保全活動への参加促進を図る機会創出に向け、生物多様性の国内外の動向や、府内の生物多様性保全に関わる団体の取組紹介など、生物多様性シンポジウムの開催等を開催します。

## 京都府生物多様性地域戦略 行動計画の体系

行動計画	主な取組
------	------

### 1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

<b>リーディングプロジェクト</b>	
30by30 目標に向けた保護地域や OECM による保全の推進	生息地等保全地区の指定の推進、社寺林や企業の森などの自然共生サイト認定の推進、保全活動に対する助言・専門家の紹介
企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大	生物多様性に配慮する企業の取組・支援、生物多様性企業認証制度の創設、パートナーシップ協定制度の創設、サステナブル産業との連携による GX 産業の創出
<b>【公共事業等】</b>	
『環』の公共事業の見直し	生物多様性に配慮したガイドライン改訂と市町村・民間への普及
グリーンインフラや Eco-DRR など自然を活用した取組の推進	自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備の推進、流域治水対策の推進
生物多様性に配慮した緑化の推進	「生態系被害防止外来種リスト」に記載の外来種の使用を避ける周辺環境と調和したのり面緑化、地域性種苗の利用推進
<b>【法律・条例に基づく保全】</b>	
自然公園、自然環境保全地域における適切な保全	法や条例に基づく貴重な自然環境の保全
希少種の保全	条例に基づく希少野生生物の保全施策の推進により、レッドデータブックにおける希少種の絶滅の危険度のランクを下げる
<b>【その他の保全活動】</b>	
指定希少野生生物以外の希少種・普通種の保全の推進	身近な緑地における生物多様性保全の推進、自然共生サイト認定の推進、普通種を含む身近な自然環境の情報収集や普及啓発、保全活動の支援
自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化	交流会・勉強会等を通じた、団体間の連携による様々な活動の展開、団体活動の活性化、保全団体の登録の促進
希少野生生物の域外保全の推進	府内動植物園・水族館等との連携による希少種の域外保全の実施(遺伝的多様性にも配慮)
気候変動対策等の環境問題と生物多様性保全の一体的な取組推進	気候変動適応センター等との連携による取組の実施、再エネ導入時に生物多様性とのトレードオフを最小限とする配慮の推進

### 2 人の積極的な関与による里地域の再生

<b>リーディングプロジェクト</b>	
野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理	近隣府県との連携した広域的保護管理の取組、下草刈りや緩衝地帯の整備など、生息環境の管理による被害軽減、軋轢の解消、ニホンジカの捕獲強化
ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用	京都丹波高原国定公園ビジターセンターや道の駅などを拠点としたエコツーリズムや保全活動、環境学習の展開による里地域の活性化
<b>【野生鳥獣害への対策】</b>	
総合的な有害鳥獣対策の推進	捕獲強化による個体数管理、侵入防止柵の設置、誘因物に除去等の活動の推進による農林業被害の軽減、ICT 技術の活用、捕獲等の担い手の確保・育成など被害対策を行う体制構築
<b>【魅力的な地域づくり】</b>	
(里地域との交流)	
エコツーリズムの推進	エコツーリズムの促進、観光事業者との対話を進め、生物多様性保全に着眼した活動の促進

京都の伝統や文化、景観を守り継承する活動の支援	文化庁等と連携した京都の伝統文化の保護・継承の支援、林業景観の保全のための森林の適切な維持・管理の推進
<b>(里地域の再生)</b>	
持続可能な農山漁村コミュニティの創出	地域共同活動の最適化、外部人材の活用、有害鳥獣対策の支援、農村漁村地域等への移住促進
荒廃農地の有効活用	荒廃農地を地域特産物の生産に活用、最適な土地利用への転換促進
持続可能な保全活動を推進するための地域資源を活用したビジネスの創出と生物多様性保全の好循環	希少種保全を通じたブランド製品の創出など地域経済の活性化に貢献するビジネスモデルの創出
<b>(里地域の産業振興)</b>	
京野菜などブランド農林水産物の推進	ブランド農林水産物の付加価値向上、生産・販売拡大により農山漁村の振興、荒廃農地の有効利用や森林の適正管理を図る
環境にやさしい農林水産物の推進	「京都府みどりの食料システム基本計画」に基づいた持続可能な農林水産物の推進、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に繋がる環境負荷低減活動の支援、農業資材のプラスチック削減
府内産木材の増産・利活用による林業の再生	担い手の育成・確保、基盤整備などによる府内産木材の増産、施設における府内産木材の利活用
ジビエ利活用の促進	野生鳥獣の肉（ジビエ）の利活用のため、食肉処理施設や流通システムの整備、消費者へのPRなどを推進
水産資源の持続的な活用	天然水産資源の適切な利用・管理の推進、養殖漁業の拡大、内水面水産資源の回復
<b>【二次的自然の保全、回復】</b>	
生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開	「京都モデルフォレスト運動」と連携し、企業の社有林等を活用した生物多様性保全活動を展開、研修会・交流会等普及活動の実施
生物多様性保全型の水田作り（ビオトープ等）	保全団体や農業者の協力のもと、昔ながらの水田環境を維持し、生物多様性を保全、環境学習に活用
環境DNA分析技術の活用や保全活動におけるドローンやAI（人工知能）等の先端技術の導入	ドローンやAI、環境DNA分析技術等による野生生物の生息状況把握、行動解析・予測など、作業の省力化や担い手の負担軽減につながる技術の導入を支援
海岸における環境改善	海岸林や藻場、干潟等の保全・再生、漂着ごみ清掃、ブルーカーボンの推進、環境改善活動等の推進

### 3 早期対策による外来生物の脅威の排除

<b>リーディングプロジェクト</b>	
地域と連携した外来生物防除の取組の推進	防除の取組に対する支援体制を構築、講習会など地域住民や学生等の若手を巻き込んだ普及啓発・防除の実施
<b>【普及啓発】</b>	
京都府外来種データブックの更新、危険性の周知	府内に生息する外来種の調査による外来種データブックの改訂。ウェブサイトや学校教育等を通じた正しい知識の周知
「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進	府内に生息する特定外来生物の見分け方や対策を記載したマニュアル改訂・周知による防除活動の促進
外来種の飼育動物の遺棄防止	外来種の飼育動物の遺棄による定着・生息拡大を防ぐため、所有者の終生飼養の徹底や遺棄防止の啓発などを推進
<b>【防除活動】</b>	
特定外来生物バスターズによる水際対策・初期防除の徹底	特定外来生物の侵入モニタリングと初期段階での徹底防除を実施（府、研究機関、専門家等で組織）

防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除	定着した特定外来生物で、著しい生態系被害や人的被害・経済被害をもたらす生物の広域的防除を庁内関係部局・市町村・自治会等と協働で実施
-------------------------	---

#### 4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

リーディングプロジェクト	
きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進	生物多様性情報の収集やデータベース化、多様な主体の連携推進やコーディネート、普及啓発・人材育成・情報発信
【情報収集の強化】	
希少種を中心としたモニタリングの強化、生物多様性情報のデータベースの構築	自然環境保全京都府ネットワークや希少種保全団体が行うモニタリングの支援。調査結果をきょうと生物多様性センターで収集し施策等に活用
【生物多様性保全の気運を高める】	
自然に親しむ機会や場の創出	自然観察会の開催や自然公園の整備、屋上緑化の推進などによる、府民が自然に親しむ機会や場の創出
「生物多様性」への関心を高め行動変容を促す取組	きょうと生物多様性センターにおける情報発信や普及啓発の実施などによる生物多様性の認知度の向上を促進、食品ロス削減などを含め、生物多様性に配慮した消費行動の選択肢の周知啓発、行動変容の促進
生物多様性保全に係る活動の拡大	民間団体等との協働による環境学習、調査・保全活動等の実施、府民の関心の拡大と民間団体等の活動の活性化の促進、大学生を巻き込んだ活動の場の創出
生物多様性保全に向けた多様な主体との対話・情報交換	経済団体や産業・流通団体との対話・情報交換、きょうと生物多様性センターや自然環境保全京都府ネットワークと連携した保全団体や府民との対話の推進
生物多様性シンポジウム等の実施	きょうと生物多様性センターと連携したシンポジウムの実施による府民意識の向上の促進

# 第5章 推進方策

## 1 推進体制

生物多様性に関する取組は、様々な政策分野と密接に関係するため、庁内の関係部局との一層の連携が必要です。関係部局の策定する関連計画の進捗状況や個別施策の実施状況を把握・整理し、連携した生物多様性の取組を図ります。

また、戦略の目標達成に向けては、府が中心となって各種施策を推進するとともに、取組をより効果的に進めていくため、きょうと生物多様性センターと連携しながら、国、市町村、企業、大学・研究機関、教育機関、NPO等の民間団体、府民といった様々な主体と連携・協働していくことが重要です。

連携推進体制を強化するため、きょうと生物多様性センターにコーディネーターを配置し、多様な主体の連携・協働関係を構築するハブ機能を強化するとともに、環境関係組織等が参画する「環境プラットフォーム（仮称）」を構築しつつ、持続可能な事業体制を確保するために基金を創設し、事業連携や共同事業を推進します。

本戦略の推進にあたり、それぞれの主体に期待される役割を示します。

### （1）府の役割

各主体が人間と自然の関わりについて正しく理解し、適切な役割分担のもと、生物多様性の保全に関する取組が自主的に行われるよう、その目標、施策の方向、役割などを示すとともに、各種の制度や社会資本の整備、生物多様性に関する情報の提供など、取組の推進に必要な基盤づくりを行います。

また、府自らも、生物多様性への負荷の軽減を十分に考慮するなど、環境に配慮した行動を率先して行います。

なお、施策の推進にあたり、京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会、希少野生生物保全専門委員会などから助言、評価を受けるものとします。

- きょうと生物多様性センターとの連携による、国、市町村、府民、NPO等の民間団体、企業、大学・研究機関等の多様な主体の生物多様性保全に係る協力・連携関係の構築と取組の促進
- 生物多様性の社会への浸透に向けた、幅広い層が親しめるような啓発活動や環境

教育・学習活動や保全活動の推進

- 自然公園等の重要地域の保全・回復
- 生物多様性を支える基盤である農林水産業の活性化、農山漁村の振興
- 森里川海の生態系ネットワークの維持・形成に向けた取組
- 生物多様性に係る自然環境や野生動植物に関する調査・情報収集、情報共有の推進
- 京都府職員自らも環境に配慮した行動を率先して実施

など

## （２）市町村の役割

地域の特性を踏まえた生物多様性の施策を住民や企業と一体となって推進するとともに、住民や企業の取組に対する支援や助言を行うことが期待されます。

- 市町村版生物多様性地域戦略の策定や、森里川海の連環の視点を取り入れた土地利用計画の策定など、地域特性に応じた取組の推進
- 自然とのふれあいや環境学習を通じた住民の生物多様性に対する理解の促進
- 里山の整備や湿原の保全、希少野生動植物の保護等に取り組む住民やNPO等の民間団体との協働

など

## （３）企業の役割

企業は、その事業活動が社会経済活動の中で大きな位置を占めるとともに、様々な形で生物多様性・自然資本に依存しているため、事業継続性の確保の観点から、生物多様性・自然資本を適切に保全・管理していくことがビジネスにおける一つの主要な経営課題として捉える見方が高まっています。

そのため、自らの事業活動に伴って発生する生物多様性への負荷を低減するために必要な措置を講じるとともに、事業活動における自然資本及び生物多様性への影響や依存及び、それらを踏まえたリスクや機会を適切に評価した上で、目標を設定し開示していくことが期待されます。

また、地域社会の一員として地域の保全活動へ積極的に参画することや、従業員が活動に参加しやすい職場環境づくりに取り組むことも、ESGに配慮した活動として期待されます。

- 事業や社会貢献活動を通じた森林や里山などにおける生物多様性の保全・再生
- 保有している土地や工場などにおける生物多様性の保全、生態系の適切な管理
- 生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・輸送・販売

など

#### (4) 大学・研究機関の役割

大学・研究機関は、生物多様性に関する状況を的確に把握するための調査・研究、得られた成果の社会への還元、生物多様性の保全に資する技術の開発、生物多様性に関する知識の普及や研究者の育成などを推進することが期待されます。

- 地域のニーズに応じた研究活動の実施、研究成果の還元のための報告会の開催などアウトリーチ活動
- 大学・研究機関の所有する土地における生物多様性の保全、地域の活動への参加
- 各主体の取組への助言や協力
- 学校への出前授業や環境学習

など

#### (5) 教育機関（学校等）の役割

教育機関は、学校教育の場として、広く府民の知識習得や体験活動を増進させる役割が期待されます。また、学校以外の場においても、きょうと生物多様性センター等を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供することが期待されます。

- 生物多様性や人と自然のつながりに関する関心の醸成、知識の向上の推進
- 生物多様性に関する指導者や担い手の育成

など

#### (6) NPO等の民間団体の役割

様々な環境問題を解決するために、地域における各主体の連携・協働の必要性が高まっている今日において、NPO等の民間団体には、きょうと生物多様性センターや自然環境保全京都府ネットワークと連携し、地域に根ざした生物多様性の保全活動を推進していくことが期待されます。

- 地域特性に応じた生物多様性を保全・再生するための様々な活動の実践
- 地域、学校、企業が行う自然環境保全活動や環境学習活動などへの助言・指導・協力
- 大人から子どもまで幅広い参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくり
- 幅広い分野の環境活動団体との連携や、行政機関、大学などとの協働による活動の展開

など

#### (7) 府民の役割

生物多様性の保全と持続可能な利用が日常の暮らしと密接な関わりがあることを一

人ひとりが認識して行動するとともに、生物多様性への負荷の少ない生活様式の実現に向けて自主的に行動すること、生物多様性を豊かにする活動へ積極的に取り組むことが期待されます。

- 環境学習や自然観察会への参加
- 生物多様性の保全活動や府民参加型の調査への協力
- 家庭や地域における幼い頃から子どもが身近な自然や生きものに親しむ機会づくり
- 環境にやさしい農業や資源保護の認証、リサイクル素材の使用など、生物多様性に配慮された農産物・商品・サービスの選択と購入
- 上記の行動等を通じた生物多様性に対する意識の高揚、生物多様性を豊かにする取組への主体的な参画

など

## 2 進行管理

### (1) 数値目標

以下に各行動計画に係る目標を示します。目標を設定する事項は、リーディングプロジェクトなど、重点的に取り組むものを中心に選定しています。

	事項	現状(2022(令和4)年度)	目標(2027(令和9)年度) または目標年度
<b>【森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全】</b>			
01	生物多様性の保全が図られている区域数（生息地等保全地区の指定数及び自然共生サイトの認定数）	1	10
02	生物多様性パートナーシップ協定制度（仮称）の創設と締結数	—	創設年：令和5年度 締結数：10
03	生物多様性企業認証制度（仮称）の創設と認証数	—	創設年：令和5年度 認証数：20
04	条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	30	38
05	条例に基づく登録団体の数（延べ）	10	15
06	自然環境保全京都府ネットワークの会員数	36	50
07	『「環」の公共事業行動計画』ガイドラインの改訂	—	令和6年度
08	「建築物等の緑化促進制度」の緑化面積	88万㎡	103万㎡
09	「京都府希少野生生物保全推進員」の委嘱者数	29人	60人
10	京都府レッドデータブック掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数	7種	15種



11	希少野生生物の域外保全を実施した種数	19種	50種
<b>【人の積極的な関与による里地域の再生】</b>			
12	「第二種特定鳥獣管理計画」（京都府、令和3・4年策定）より		
	ツキノワグマ：人身被害の未然防止、地域住民の精神的不安の軽減、農林業被害の軽減、個体群の安定的維持	人家周辺の誘因物除去 トク巻き、電柵の設置、加害個体の捕獲 等	人身被害回避（緊急捕獲） 生活環境被害（予察捕獲） 加害個体の除去・捕獲 （果樹・養蜂・クマ剥ぎ）
	ニホンジカ：生息頭数	96,000頭（令和2年度）	48,000頭（令和8年度）
	イノシシ：農作物被害額	121,000千円（令和2年度）	60,000千円（令和8年度）
	ニホンザル：農作物被害額	14,000千円（令和2年度）	7,000千円（令和8年度）
13	歴史的な文化遺産や文化財などが社会全体で守られ、活用されていると思う人の割合	84.4%	90% （令和8年度）
14	ビジターセンターの整備などを通じた、府内の自然公園におけるワイズユース来訪者数の増加	697万人 （令和3年度）	1,600万人
15	農業振興地域の農用地における再生可能な荒廃農地面積（「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」より）	70ha （令和3年度）	0ha
16	ビジターセンターなどの関連施設のプログラム参加者数	2,158人（令和3年度）	3,000人
17	環境にやさしい農業の取組面積	2,160ha（令和3年度）	3,000ha
18	府内産木材の利用量	14万m <sup>3</sup> （令和3年度）	25.7万m <sup>3</sup> （令和8年度）
19	野生鳥獣のジビエ利用量	66.0t（令和3年度）	83.5t（令和8年度）
<b>【早期対策による外来生物の脅威の排除】</b>			
20	外来生物防除講習会の実施回数	—	30回
21	外来種防除の事例集作成	—	令和7年度
22	特定外来生物バスターズによる侵入・定着防止対象種数	3種	5種
23	外来種データブックの改訂	—	令和5年度
24	「外来種」または「外来生物」の認知度（言葉の意味を知っている）	83.2%	85%
<b>【生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成】</b>			
25	きょうと生物多様性センターによる保全に資する連携・協力関係の構築数	—	50件
26	きょうと生物多様性センターホームページ閲覧数	—	50,000ページ/年
27	「生物多様性」の認知度（言葉の意味を知っているまたは聞いたことがある）	72.2%	80%
28	「山陰海岸ジオパーク」の認知度（行ったことがあるまたは聞いたことがある）	56.9%	80%

## **(2) 達成状況について**

数値目標等を毎年確認することで戦略の達成状況を把握し、定期的に京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会及び京都府生物多様性地域戦略専門委員会に報告し、助言や評価を受け、京都府環境白書や府のウェブサイトにおいて公表します。

## 資料

### 1 さらに詳しく

#### 四季の自然と京都の文化

四季の自然と深く結びついた京都文化の一端を紹介します。

古来より日本では、中国を規範とする花鳥風月、雪月花を愛で、これを和歌に詠んで共有する文化が根づいています。和歌には春は梅に鶯、夏は卯の花に杜鵑、秋は紅葉に鹿、冬は雪に千鳥といった自然が詠み込まれ、それが基となって和の美意識が生まれ、短歌や俳句、日本画、染織工芸などにおいて醸成されてきました。現代の俳句歳時記では5,000を超える季語があり、竹送り、梅花祭、都をどり、六道参り、五山送り火、大根炊など京都の風物詩から生まれた季語も多くあります。

絵画の世界では、四季の情景が、古くは鳥獣戯画や源氏物語絵巻を代表とする大和絵や、水墨画、山水画など、様々な技法で描かれてきました。中世以降、土佐派、狩野派、琳派、円山・四条派などの活躍があり、京都ゆかりの名手は数えきれません。明治以降、西洋の油彩に対して日本画という概念が確立し、自然の写生に重点を置いた竹内栖鳳、上村松園、堂本印象らの文化勲章受章者をはじめ、多数の日本画家による京都画壇が形成され、今日に至っています。

西陣織や京友禅、京焼、京塗などの美術工芸の図柄には動植物のモチーフが多くあります。松竹梅、鶴亀、鯉などはめでたい柄として喜ばれ、「光琳菊」「光悦桐」などのいわゆる琳派も数百年来親しまれています。京都では図案などの出版も盛んに行われてきました。色の名前にも、動植物に由来するものは多く、萌黄(もえぎ)、梶子(くちなし)、鴝(朱鷺 とき)など、色も呼び名も美しく風流です。京鼠(きょうねず)、京紫など京が頭につく色もあります。

京料理は出汁が基本ですが、季節感をふんだんに取り入れた食材やあしらい、器の盛り付けの美しさは「目で食べる」とも言われます。宮中由来の有職料理、寺院で発達した精進料理、茶道から出た懐石料理などをルーツに、日本文化の真髄と深く結びつき、「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ世界無形遺産への登録(平成25年)には、京料理関係者が大きな推進力となりました。

京菓子、中でも茶事に用いられる主(生)菓子は、半月(二十四節気)ほどでデザインが替わります。ねりきり、こなし、きんとんなどの種類がありますが、餡の配合や配色、成形などの妙で紅梅、朝露、紅葉といった銘を持ち登場します。

お茶を飲む文化は平安時代には中国から伝わっていたようですが、抹茶を点てて飲む茶の湯・茶道は室町時代に村田珠光が、質素で禅宗の礼法に則った「わび茶」を説き、その弟子から千利休(のちに表千家、裏千家、武者小路千家)や藪内流など京都を本拠とする大流派が発展しました。また、急須でお茶を淹れる煎茶道は黄檗宗萬福寺の隠元が開祖とされ、江戸時代、京の町中で茶を煮て売った売茶翁(高遊外)らによって、より自由な喫茶の楽しみ方として広まっていきました。心を整え、洗練された作法によりお茶をふるまって客をもてなし、ともに和み楽しむお茶の文化は日本の生活文化の基底ともいべきものです。宇治茶で有名な山城地域の景観や文化財は、「日本茶 800年の歴史散歩」として日本遺産に登録されています。

能は室町時代に観阿弥・世阿弥によって現在の形に大成され、今もシテ方五流派の一つ、金剛流宗家が京都にあります。能装束は世界トップクラスの絢爛豪華な舞台衣装である一方、能舞台は観客席との間に幕もなく、背景は老松の絵だけなど極度に簡略化された空間となっており、現存する最古の能舞台は西本願寺にあります。能の音楽にあたる謡は季節が細かく決まっていますが、これは、曲の中に自然描写が多いため、自ずと季節が特定されるためでしょう。

いけばなの発祥は仏に供える供花といわれ、各宗派の寺院などとともに発展してきました。六角堂の池畔に住まいした花の名手の住職を祖とする日本最古の流派・池坊や嵯峨御流など、京都から全国に広まった流派が多数あります。立花、生花など一定の様式に則り、切り出された木や花、枝葉の命の輝きを通じて自然の景観や美が表現されます。

## 京都の庭

豊かな自然と千年の伝統をもつ京都は、池泉庭園、枯山水、露地(茶庭)など日本庭園の宝庫です。平安時代に書かれた日本最古の造園書「作庭記」は世界最古ともいわれ、作庭を通じた日本人の自然観が垣間見えます。近世までの代表的な作庭家、夢窓疎石や小堀遠州、石川丈山をはじめ、近代に活躍した七代目小川治兵衛(植治)や重森三玲らによる庭も多数あります。

池泉庭園は、平安貴族の広大な邸宅に池や水路を巡らした風雅な庭で、やがて池を浄土に見立てた浄土式庭園へと変化し、金堂など中心となる寺院建築物のそばに池が配置される形式は平等院や浄瑠璃寺などに見られます。光源氏の大邸宅「六条院」は、物語上の話ですが、広大な敷地を4区画し、春夏秋冬を主題とする御殿や庭園を造営して、各季節の最高の風情を楽しんだとされています。

鎌倉・室町時代には禅宗の広まりとともに「枯山水」が登場しました。水を使わず、限られた空間に自然を象徴的に取り入れ、凝縮して表現した庭で、龍安寺や大徳寺などが有名です。

また、茶室とともに発展した露地(茶庭)では、飛石、手水鉢、石灯籠などで構成された小さな空間で洗練された侘・寂(わび・さび)という美意識が表現されています。京都には千利休作と伝わる待庵をはじめ、不審庵、今日庵、官休庵、燕庵など日本を代表する茶道流派家元の茶室があります。

庭園は、社寺や御所・離宮、貴族や商家、文人などの庭として個性豊かに営まれ、明治以降も琵琶湖疏水を引き込んだ平安神宮の神苑や東山の庭園群、綾部の大本神苑、けいはんな記念公園などが造営されました。大規模な庭園では借景の手法により一層奥行きのある景観が見られる一方、京町家では僅かなスペースに効果的な植栽や石などの配置で趣深い坪庭(中庭・裏庭)が造られており、いずれも貴重なコケ・シダ類などの宝庫、様々な鳥類の生息・飛来地ともなっています。

古くは徒然草に、木が古び庭草にもわざとらしい手入れを見せず造作の配置も趣きのある庭が奥ゆかしいなどと語られ、日本人の自然観や美意識を表してきた庭については論評等も多数あります。

桂離宮は、これを世界に紹介したドイツの建築家ブルーノ・タウトが「泣きたくなるほど美しい」「永遠なるもの」と形容したことが有名です。三島由紀夫は、仙洞御所の庭を観察し、日本の庭は滝や溪流、池、橋などによって時間の流れを導入した、「終わらない庭、果てしない庭」と評しました。また、大佛次郎は修学院離宮上の茶屋を、月や雲や霧や雨、自由な風が訪れ、季節それぞれの姿を展開する、「人を離れても生きている庭」と語っています。龍安寺の石庭には志賀直哉、井上靖、立原正秋らが石庭論を寄せています。京都の庭はこれからも多くの人々に愛され、語られ、受け継がれていくことでしょう。

## 芦生研究林

京都大学フィールド科学研究センター森林ステーション・芦生研究林（通称「芦生研究林」、南丹市美山町）は、京都府北東部、由良川の源流域に位置する、面積約 4,186 ha に及ぶ森林です。1921（大正 10）年、学術研究及び実地演習を目的として、旧知井村の九ヶ字共有林の一部に 99 年間の地上権を設定し、芦生演習林と称したことが始まりです。

芦生研究林は、著名な分類学者で東京大学教授であった中井猛之進博士が「植物を学ぶものは一度は京大の芦生演習林を見るべし」と書いたほど、多様な植物に恵まれています。植物の種類が多い理由としては、芦生研究林が気候区分としては日本海型と太平洋型の移行帯に位置し、植生区分の上からも暖温帯林と冷温帯林の移行帯に当たることが一因とされています。

芦生研究林内の標高は 355～959 m で、標高 600 m 付近まではコナラ、ウラジロガシ、ソヨゴなど暖温帯林の構成種が見られ、それ以上の標高ではブナ、ミズナラを主体とした冷温帯林の構成種が見られますが、森林帯の境界は不明瞭です。

冬期には 1～2 m の積雪があるため、エゾユズリハ、ヒメアオキ、ヒメモチ、ハイイヌガヤなど多雪地域に特有の植物が自生しています。また、斜面には当地の名を冠するアシウスギも多くみられません。アシウスギは、太い枝が雪の重みで曲がって地につき、そこから先端が立ち上がり、地についたところから根を出す「伏条性」という多雪地に特有の方式で増殖します。

また、氷河期からの生き残りであるニッコウキスゲやリュウキンカといった植物も生育しています。

芦生研究林は、植物だけでなく動物の宝庫でもあります。大型哺乳類ではツキノワグマやカモシカ、小型哺乳類ではクロホオヒゲコウモリやミズラモグラ、鳥類ではコノハズクやアカショウビン、オオタカ、イヌワシなど多くの貴重な種が確認されています。両生類でも、特別天然記念物であるオオサンショウウオを始め、ハコネサンショウウオ、モリアオガエルなどが生息しています。その他、爬虫類や昆虫類でも希少種を含む多数の種が記録されており、中には芦生で新たに記録された種も見られます。

芦生研究林では、この貴重な自然を対象として、多くの森林に関する研究が行われているほか、学内外の研究者が芦生研究林と行う共同研究や、研究者が独自に行う研究が進められています。また、センターが行う全学向けの教育プログラムのほかにも、多くの教育プログラムが実施されています。

芦生研究林内の森林では、江戸時代から明治時代にかけては製炭などのために伐採が行われていた記録があり、戦後も一時期は天然林の伐採、スギ林の造成などが行われていましたが、昭和 50 年代に入ってから天然林施業が進められ、平成に入ってから伐採はほとんど行われていません。現在、芦生研究林の面積の約半分は、研究林の設置（1921 年）以降、人手が加えられていない天然林であり、その中には、森林の成立以降ほとんど人為が加わっていないと考えられる原生的な部分も含まれています。また、残りの大半も天然林の伐採跡地に再生した天然林（二次林）であり、スギを主とした人工林の割合は全体の 6%程度です。

貴重な自然を持つ芦生研究林は、森林や動植物についての貴重な研究対象であるだけでなく、多くの市民もハイキングなどに利用してきましたが、多くの入山者があったことからオーバーユースによる問題も発生するようになってきたため、現在では入林に許可が必要となっています。

また、他の多くの山間部と同様に、芦生研究林も激しいシカの害に悩まされています。そのため、総延長約 1.5 km に及ぶ大規模なシカ柵を設置し、貴重な生態系の保全・回復に努めるとともに、シカ柵が生態系の保全・回復にもたらす効果の検証も行っています。

## 京都府のナラ枯れ対策

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシ（カシナガ）によって穴を開けられたナラ類（コナラとミズナラ）やシイ・カシ類が、集団的に枯れる現象です。この被害は1980年代末から日本各地で拡大し、京都府でも、北部で発生した被害が徐々に南下して、2010年には京都市市街地周辺で大被害になりました。

カシナガの攻撃を受けた木が枯れるのは、カシナガが樹体内に持ち込む病原菌（ナラ菌）によって、水を通す管が詰まるためです。近年になって被害が拡大したのは、薪炭林の利用が低下し、カシナガが好む太い木が増えたためと考えられています。

ナラ枯れは伝染病であり、枯れ木を放置すると、翌年に成虫が脱出して被害が広がってしまいます。そのため、枯れ木を切り倒して毒ガスで殺虫する方法や、木にビニールシートを巻いたり塗布剤を塗ったりしてカシナガの攻撃を防ぐ方法が取られます。

しかし、これらの方法だけでは被害を減らすことが難しいため、京都府では「カシナガトラップ」を活用しています。

このトラップはペットボトルの先端をつなげた形をしており、下部にエタノールが入った容器を取り付けています。すると、エタノールに誘われてやってきたカシナガが木に穴を開け、同時にフェロモンを発散してたくさんの仲間を呼び寄せます。こうして集まってきたカシナガを、漏斗状のトラップに誘い込むことで、捕獲するという仕組みです。この方法で、1週間で1万頭以上が捕れることがあります。

カシナガによって一気にたくさんの穴を開けられた木は抵抗できずに枯れてしまいますが、少しの穴なら枯れません。カシナガトラップは、木に飛来したカシナガの大半を捕獲することで、一気にたくさんの穴が開くのを防ぎ、木を守ります。こうして守られた木は、樹体内にタンニンなどが蓄積され、カシナガに対する抵抗力が増し、枯れにくくなります。守りたい森に3年程度継続してトラップを設置すれば、抵抗力が高い木が増え、その木自身がカシナガを駆除するようになります。

京都府では、府の歴史的な自然環境保全地域に指定している男山（八幡市・石清水八幡宮境内）と当尾（木津川市・浄瑠璃寺境内）でカシナガトラップを設置し、ナラ枯れを抑えることに成功しています。京都府で開発されたカシナガトラップは、木が持つ生きる力を利用する自然に優しい防除法として全国各地に普及しているだけでなく、韓国など海外でも利用が検討されています。

## 由良川の「カムバック・サーモン」運動

日本海へ注ぐ北近畿最大級の河川・由良川は、サケが自然に遡上する川としては概ね日本の南限の川です。

北海道や東北ではなく、近畿地方の川にサケというと意外なイメージがあるかもしれませんが、もともとサケは近畿から山陰地方の日本海側の川に広く遡上しており、平安時代の書物「延喜式」にも、丹後や但馬から生のサケが朝廷に毎年献上されていたという記述があります。由良川の流域には、サケを神の使いとして祀る神社があり、サケが由良川にとって重要な魚であったことがうかがえます。

かつては川面が盛り上がるほどにサケが遡上していたという由良川ですが、河川環境の人工化や水質悪化などにより、一時は遡上や自然産卵が抑制されてしまいました。

そこで、京都府では昭和 54 年から 30 年近くにわたって、サケ資源増殖事業としてサケの放流を実施してきました。事業開始当初は遡上数が非常に少なく、初年度はわずか 14 尾という結果でしたが、その後、福知山にサケ人工孵化場を設けるなどして、毎年数十万～200 万尾の放流を続けたところ、平成 2 年には 1,416 尾の遡上が確認されました。

現在は、市民有志により稚魚の放流事業が続けられています。福知山、綾部、舞鶴、宮津を中心に、家庭や学校、企業などで、受精卵の孵化、稚魚の飼育を行い、毎年 3 月頃に成長した稚魚を放流しています。サケの稚魚を自らの手で育て、放流するということは、単なる漁業の振興に留まらず、人々がふるさとへの郷土愛を育み、サケの帰る美しい由良川を守るために環境保全への意識を向上させることにもつながります。

将来的には放流に頼らずともサケが自然遡上・産卵するようになるために、様々な主体が一層連携し、環境の改善に取り組んでいくことが大切です。

## 「京都府の鳥」オオミズナギドリ

オオミズナギドリは、ミズナギドリ科に属する海鳥で、太平洋やインド洋を生活の場としており、繁殖のために日本近海へやって来ます。国内では北海道から八重山諸島にかけての離島を繁殖地としており、京都府では冠島でのみ繁殖します。冠島に飛来するオオミズナギドリは約 20 万羽と言われ、日没後には島の上に「鳥柱が立つ」といわれるほど大群となって集まり、木の間を落下して帰巢する様子が観察されます。1965 年（昭和 40 年）には、「京都府の鳥」に指定されました。

オオミズナギドリは 2 月下旬頃に冠島に飛来します。奥行 2 m ほどの横穴を掘って巣とし、6 月中旬頃に卵を 1 つ産みます。その後、11 月上旬には島を離れ、東南アジアからオーストラリア大陸にかけての海域に移動して越冬します。繁殖期のほかは海上で生活し、主に魚や軟体動物を食べます。

冠島は若狭湾西部の海上に浮かぶ面積約 22 ha の無人島で、島全体が「オオミズナギドリ繁殖地」として国の天然記念物に指定されています。オオミズナギドリの繁殖地として天然記念物に指定されているのは、冠島の他にも、渡島大島（北海道松前町）、三貫島（岩手県釜石市）など 5 箇所がありますが、冠島はその中でも最も早く、1924（大正 13）年に天然記念物に指定されました。

冠島は島全体が天然記念物であるため、通常は上陸が禁止されていますが、年に数回のみ、調査研究のための立ち入りが許可されており、継続的な調査が行われています。

また、冠島にある老人嶋（おいとじま）神社は、古くから若狭湾沿岸一帯の村の信仰を集めてきました。毎年 6 月 1 日には豊漁などを祈願する伝統行事「雄島参り」（雄島は冠島の別称）が行われ、地元の漁業者などが参拝に訪れています。

冠島は人の上陸が制限されてきたため、手つかずの自然が多く残されています。しかし、もともと島にはいなかったドブネズミがオオミズナギドリの卵や雛に害を与えているほか、平成 28 年に行われた調査では、これまで生息情報のなかったイノシシが確認されています。



## 深泥池の生きもの

深泥池は、京都盆地のほぼ北端に位置する周囲 1,540m、面積 9.2ha の小さな池です。この池には、西日本の平坦地では珍しい浮島があります。また、最終氷期から生き残っている貴重な動植物をはじめ、多くの植物、昆虫、魚類、野鳥などが生息しています。

この池の貴重な水生植物群落を保護するため、1927（昭和 2）年に「深泥池水生植物群」として国の天然記念物に指定されました。1988（昭和 63）年には動物も含めた生物群集全体が「深泥池生物群集」として指定されています。

深泥池は周囲を標高 200 m 以下の小高い山々で囲まれ、南西端のみが開けて低地に面しています。その形態から、池の南西部にできた谷の出口が賀茂川の扇状地堆積物によって塞ぎ止められて形成されたと考えられています。本格的な湛水は 1 万年前頃から始まったとされています。深泥池には流れ込む川も流れ出る川もなく、水の出入りは周囲の山から雨水が流れ込むのみであり、それために長期にわたり貧栄養状態が保たれてきたことが、独特の生物相が発展した一因であるという説があります。

池の中央にはハリミズゴケやオオミズゴケからなる浮島が広がっており、池の面積の約 1 / 3 を占めています。浮島では水温や水質の関係から有機物の分解が遅く、枯死した植物が堆積していきます。また、夏になると浮かび上がり、冬には沈んで冠水する動きを見せます。このような特徴から、暖温帯に属する京都にありながら、ホロムイソウやミツガシワなどの寒冷植物や、イヌノハナゴケやモウセンゴケなど高層湿原の構成種といった多様な植物の絶好の生育場となっています。特に、北方系のホロムイソウ、ミズグモ、ハナダカマガリモンヒメハナアブなどは、最終氷期からの生き残り（レリック）種として学術的にも重要です。

このように貴重な生態系を有する深泥池ですが、外来種の侵入などによる脅威にさらされており、市民団体と学識者、行政が協働して調査や保全活動に取り組んでいます。

市民団体による外来魚の駆除の取組をはじめとした、様々な主体による尽力の結果、一時は消滅が心配されていたジュンサイが復活するなど、環境の改善が見られています。一方で、近年は深泥池においてもニホンジカによる被害が確認されており、植物を食害するだけでなく、コケ類を踏み荒らす、糞により池が富栄養化するなどの影響が懸念されています。

## 山陰海岸ジオパーク

ジオパークは、地質遺産を含む自然的な要素のある地域を一種の公園として活用するもので、日本ジオパークネットワークでは「ジオ（地球）に親しみ、ジオを学ぶ旅、ジオツーリズムを楽しむ場所」として紹介しています。

この活動は、地質遺産を保護し、研究に活用するとともに、教育や地域の振興に活かすことを目的とした、ユネスコのプログラムです。平成 29 年 12 月現在、世界 35 カ国、127 カ所（うち国内 8 カ所）のジオパークが加盟しており、そのほかに、日本では 43 カ所が独自に日本ジオパークネットワークの認定を受けています。

山陰海岸ジオパークは、日本列島がアジア大陸の一部であった時代からの経過が確認できる貴重な地域として、平成 22 年に世界ジオパークの認定を受けました。平成 26 年には西側部分の地域拡大があり、京丹後市から鳥取市までの東西約 120 km、南北最大 30 km、面積 2458.44 km<sup>2</sup>に及ぶ世界ジオパークに再認定されました。

ジオパーク内には、海食崖、海岸段丘、砂丘地、湿地、砂浜、潟湖など非常に多様な地質・地形があり、人々は昔からそれらを上手に活用しながら、日々の生活を営んできました。例えば、間人はその入り組んだ地形から漁港として発達してきた歴史があり、ここで水揚げされたズワイガニは「間人（たいざ）ガニ」として珍重されています。また、潟湖である久美浜湾ではイカダによるカキの養殖、砂丘地ではメロンやサツマイモなどの栽培、海岸段丘の上や丘陵地では梨や桃などの果樹栽培、川沿いや河口部の低湿地では稲作など、それぞれの特性を活かした産業が行われてきました。「日本の棚田百選」に選定された袖志の棚田にも、海岸段丘の地形が利用されており、現在は保存のための取組がなされています。

今後も、関係府県・市町、民間団体で構成する山陰海岸ジオパーク推進協議会を中心に、地質遺産を住民、企業、行政が協働して保全し、研究・教育活動や新たな観光資源、地域産業に活用することで、地域の活性化につなげるための取組を実施していくこととしています。

## 京都の巨樹・巨木林

京都府の森や溪谷、寺社などには様々な巨樹・巨木林があります。巨樹・巨木林は自然環境や生物多様性の保全の観点から重要であるとともに、長年にわたる地域の人々との関わりの歴史を有するという観点からも重要です。

例えば、綾部市陸寄町古屋では、トチノキ巨木林が多数確認されています。トチノキはブナクラス域とヤブツバキクラス域の移行帯に見られる樹種で、主に溪畔地に生育します。トチノキの巨木は、様々な動植物の生息・生育環境となるとともに、花はニホンミツバチの蜜源になり、種子はアカネズミなどの餌資源となります。また、これらの木は先人たちにより意図的に保全された場所に多く、トチの実を枳餅などとして利用する文化が受け継がれてきました。古屋では、都市住民などとの交流を図りながらトチノキを保全する活動や、トチの実を使った商品を地域ブランドとして売り出す取組が行われてきました。

京都市左京区花背の大悲山国有林にある「花背の三本杉」は、3本そろって天に向かって真っすぐに伸び、神木として地元の信仰を集めてきました。平成29年の調査では、三本杉の中で一番高い木の樹高が日本一（62.3メートル）であることがわかりました。谷底にあり3本が寄り添っていることで風などから身を守ることができたため、奇跡的に成長したといわれています。樹木の持つ生命力の素晴らしさ、そして人々が樹木に対して抱く畏敬の念の大切さを教えてくれます。

## 巨椋池の変遷

巨椋池は昭和初期に干拓事業により姿を消しましたが、それ以前は、水域面積約 800 ha という、畿内では琵琶湖に次ぐ面積を持つ広大な池であり、規模からすればむしろ「湖」という方がふさわしいものでした。巨椋池の歴史は古く、万葉集には「巨椋（おほくら）の 入江響（とよ）むなり 射目人（いめひと）の 伏見が田居（たみ）に 雁渡るらし」と詠まれた歌が収録されています。

干拓以前の巨椋池には、きわめて多種多様な生物が生息していたと言われています。

植物ではハスやムジナモなどが自生していました。巨椋池のハスは非常に有名で、ハスを見るための「蓮見舟」が出ており、多くの観光客で賑わっていたそうです。また、巨椋池は食虫植物ムジナモの産地であり、1921（大正 10）年に「巨椋池むじなも産地」として天然記念物に指定されましたが、干拓に伴い、1940（昭和 15）年に指定取り消しとなりました。沿岸にはヨシも生えており、京都御所の屋根や簾として用いられました。

鳥類では鴨やシギなどが生息し、狩猟が盛んに行われていました。また、コイやフナなどの淡水魚漁でも知られる豊かな漁場でもありました。

一方、この地域は河川の氾濫による水害が絶えない地域であり、洪水時には湖岸約数千 ha が長期にわたり浸水したと言われています。そのため、豊臣秀吉による堤防の造成をはじめ、大規模な河川改修が繰り返し行われてきました。1910（明治 43）年には巨椋池を淀川から切り離す工事が行われ、巨椋池はほとんど独立した池となりました。その結果、生活排水などの流入により水質が悪化し、漁獲高の激減や、マラリア蚊の発生などの問題が発生するようになったため、地元の働きかけもあり、国営としては初の干拓事業が行われることとなったのです。

干拓事業は 1933（昭和 8）年から 1941（昭和 16）年にかけて行われ、634 ha の干拓田ができました。現在ではこの一帯は、一大農業地帯として、米や野菜などの生産が盛んに行われています。とはいえ、干拓地や宇治川河川敷は今でも様々な鳥類、魚類、植物の生息地となっており、ミナミメダカ、ヨドゼゼラなどの希少種が確認されているほか、フラスコモやシャジクモなど貴重な生物も生息するなど、巨椋池の豊かな生物相は今でもその名残を見ることができます。また、オグラコウホネやオグラヌマガイなど、巨椋池にちなむ名前を持つ種も多く存在します。

## チマキザサ、フタバアオイの再生に向けて

祇園祭の厄除け粽（ちまき）や京料理、和菓子の敷き笹などに使用されるチマキザサは、京都市北部（鞍馬山、花背、大原など）の山間部などに自生し、古くから京都の暮らしと文化に欠かせないものとして根強い需要がありました。しかし近年は、ニホンジカによる食害や森林利用の減少による林内環境の変化などにより、京都市内のチマキザサは絶滅の危機に瀕しており、市内での需要を賄うためには国内外の他産地から代替品を仕入れざるを得ない状況です。

葵祭で参列者の冠帽や牛車、社殿などの装飾に使用されるフタバアオイは、賀茂別雷神社（上賀茂神社、京都市）境内などに自生していますが、やはり近年、生育に適した湿地の減少や林内環境の変化などにより、生息数は激減しています。

このような状況を受け、地元住民や研究者、京都市などの協働により、平成 25 年に「チマキザサ再生委員会」が発足し、シカ柵の設置や下草刈りなどの環境整備が行われている一方、一般市民に苗を配布して各家庭で育ててもらい、大きくなってからシカ柵を設置した山へ戻すという取組（笹の里親活動）も行われています。

フタバアオイについては、上賀茂神社に「葵の森」を再生することを目指したプロジェクトが発足しており、小学校や企業、団体、個人など多くの有志により、フタバアオイの育成の取組が行われています。

一方、丹後地域の山林にはチマキザサが多く自生しており、伝統的に屋根の茅葺きなどに利用されてきました。そのため、笹が密生している「茅場」においては継続的な笹の刈り取りが行われており、その結果として薪炭林の更新が促進され、自然資源の循環が確保されてきました。京都市で笹が激減した際にも、丹後地域で採集した笹が京都市内に運ばれ、厄除け粽に用いられています。こうした連携により、里山のチマキザサを持続的に利用し、地域の文化を継承する取組が行われています。

## 地域が一体となった希少種の保全活動

地域ぐるみの努力によって希少種の保全・回復・共生がなされているものがあります。

ベニバナヤマシャクヤクは主にスギ林の下や林縁などに生育し、5～6月頃に淡紅色～白色の花をつけ、秋には遠目にも目立つ紺色の真果（種のある果実）と赤い偽果（種のない果実）を実らせます。山野草の愛好家の間では根強い人気があると言われる植物ですが、乱獲や生育環境の変化などにより各地でその数を減らし、京都府レッドデータブックでは「絶滅寸前種」にランクされています。

府内では雲ヶ畑（京都市）や内久保（南丹市）などいくつかの地域が自生地として知られます。

雲ヶ畑地域では、地域住民や林業者などと保全団体の協働により、分布域ごとの個体数調査や、自生個体から種を採取して株元に播く取組、日照不全を防ぐための下草刈りや間伐の施業、シカ害や盗掘への対策などが行われてきました。また、その開花時期には観察会が行われ、環境学習が進められています。平成29年12月に京都府は、雲ヶ畑地区を「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づく「生息地等保全地区」の第1号として、「雲ヶ畑ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区」に指定しました。

また、内久保地域では60数年前から集落に隣接する里山のスギ林の下に群生が確認されており、地域住民、保全団体により、間伐や倒木・落葉・下草の除去など生息環境の整備、盗掘への対策などが行われた結果、個体数が飛躍的に増加し、全国屈指の群生地となりました。あわせて、スギ林内全面を群生地とすることを目指した、プランターでの苗作りによる人工繁殖の取組も行われています。また、春は花、秋は実と年に2回の観察会が行われるなど、ベニバナヤマシャクヤクを観光資源として活用し、里山の魅力の周知や地域振興につなげる取組が進められています。

アユモドキは、ドジョウの仲間で、6～7月に河川の増水や水田の灌漑によって一時的に生じる水域にやってきて産卵する性質を持つため、繁殖には氾濫原環境を必要とします。

かつては琵琶湖・淀川水系や山陽地方に生息していましたが、乱獲、水田の耕作方法の変化などにより、現在は亀岡市の桂川水系、岡山市の旭川水系、吉井川水系にのみ生息します。

亀岡市の生息地では、河川や地下水、農業用水などの水系ネットワークが維持されているとともに、農業用堰（ラバーダム）を立ち上げて河川の流れを堰き止め、灌漑用水を周辺水路に引き込む方法で稲作が続けられており、これにより氾濫原環境ができ、産卵・繁殖環境が守られてきました。そのアユモドキを絶滅から守るため、地域住民と保全団体、学識者、行政が協働して、個体数調査や救出活動、水田の維持などによる生息環境の整備、外来魚駆除、普及啓発など、様々な保全の取組を進めています。アユモドキが現在もこの地に生息するのは、こうした関係者による献身的な取組の結果と言えます。平成29年4月には、アユモドキが市を象徴するにふさわしい魚として「市の魚」に指定されています。

現在亀岡市で整備を進めている京都スタジアム（仮称）は、昭和63年の国体以降スポーツ施設の整備が遅れている中、国際試合等が開催できる専用球技場の整備を望む約48万人の署名を受け、青少年の夢や憧れの舞台、スポーツによる健全育成、府中北部地域を含めた交流の拠点づくりを目指すものです。建設予定地周辺はアユモドキの生息にとって重要な場所であることから、京都府と亀岡市は「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議」を設置し、約4年の間に100回超のワーキング会議、30回超の環境保全専門家会議を開催し、自然環境と共生するスタジアムの実現に向け、検討をしてきました。その結果、建設地を亀岡駅付近に移動することで直接的影響を回避するとともに、アユモドキに配慮した工法の採用、地下水の影響解析の実施などを行いました。さらに予防の観点から、工事中のアユモドキの退避場所の整備やモニタリングを実施し、予期せぬ状況が観測されれば、工事を一時中断し、環境保全専門家会議の意見を聞いて必要な対策を実施することや、産卵時期には大きな騒音や振動が発生する工事は行わないこととしています。また今後とも、京都府と亀岡市は、スタジアムと都市公園の整備を契機に、広域的な生息環境の改善など、重層的、総合的な対策に取り組むこととしており、こうした一連の対策は、国や環境保護団体、関係学会からなどから高く評価されるなど、環境と開発を両立する新たな公共事業のあり方を示すモデルとなっています。

## 2 策定までの主な経過

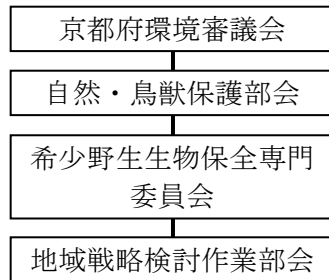
平成 24 年 8 月 24 日	地域戦略検討作業部会にて環境審議会への諮問内容について検討を開始
平成 25 年 10 月 7 日	京都府知事より京都府環境審議会へ諮問
	同日、京都府環境審議会より京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会へ付議
平成 25 年 10 月 21 日	京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会にて検討を開始
平成 29 年 12 月	京都府議会に中間案を報告
	府民からの意見募集（12 月 20 日～平成 30 年 1 月 12 日）
平成 30 年 2 月 28 日	京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会より京都府環境審議会へ報告
	同日、京都府環境審議会より京都府知事へ答申
平成 30 年 3 月	京都府議会に最終案を報告

## 2-2 策定までの検討の経過

### (1) 京都府環境審議会

環境基本法、自然環境保全法に基づき、平成6年に京都府に置かれた審議会。環境の保全に関する基本的事項、自然環境の保全に関する重要事項、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定によりその権限に属する事項の調査審議等を行う。委員数は47名で、6つの部会が置かれている。

#### 京都府環境審議会に属する組織



### (2) 京都府環境審議会 自然・鳥獣保護部会

京都府環境審議会の審議事項のうち、自然環境の保全並びに鳥獣の保護及び狩猟に関することを所掌している。京都府生物多様性地域戦略に関する審議の経過は以下のとおり。

第7期：平成25年3月23日～平成27年3月22日

平成25年度 第1回：平成25年10月21日

第9期：平成29年6月1日～平成31年5月31日

平成29年度 第1回：平成29年9月25日

平成29年度 第2回：平成29年11月20日

平成29年度 第3回：平成30年1月25日

#### 委員名簿

##### ○部会委員

青合 幹夫	京都府森林組合連合会代表理事専務	第7期（～平成26年9月）
石川 聡子	大阪教育大学教育学部教授	第9期
奥田 定雄	(一社) 京都府猟友会会長	第7期、第9期
片山 洋子	京都府生活学校連絡協議会会長	第7期
上林 喜寛	京都府漁業協同組合代表理事専務	第9期
倉 勉	京都府漁業協同組合代表理事専務	第7期
黒坂 則子	同志社大学法学部准教授 <sup>※1</sup>	第7期、第9期
黒田 慶子	神戸大学大学院農学研究科教授	第7期、第9期
須川 恒	龍谷大学非常勤講師	第7期
添田 五朗	公募委員	第9期
高柳 敦	京都大学大学院農学研究科講師	第9期
中野 あゆみ	公募委員	第7期
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	第7期、第9期
細谷 和海	近畿大学大学院農学研究科教授	第7期、第9期 (第9期部会長)



牧 克昌	京都府農業協同組合中央会専務理事	第7期、第9期
増田 啓子	龍谷大学経済学部教授※2	第7期、第9期
村上 興正	京都精華大学非常勤講師	第7期（部会長）
村山 美穂	京都大学野生動物研究センター教授	第9期
森井 一彦	京都府森林組合連合会代表理事専務	第7期（平成26年9月～） 第9期
冷泉 貴実子	（公財）冷泉家時雨亭文庫常務理事	第7期、第9期

※1：平成27年4月より同志社大学法学部教授

※2：平成29年4月より龍谷大学名誉教授

○特別委員

国土交通省近畿地方整備局長、農林水産省近畿農政局長、林野庁京都大阪森林管理事務所長、環境省近畿地方環境事務所長

### （3）希少野生生物保全専門委員会

京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会の部会長が指名する委員及び専門の知識を有する者等による専門委員会。希少野生生物の保全に関する事項などを検討する。京都府生物多様性地域戦略に関する検討状況は以下のとおり。

希少野生生物保全に係る有識者委員会：平成29年9月4日

希少野生生物保全専門委員会 第1回：平成29年10月10日

希少野生生物保全専門委員会 第2回：平成29年11月1日

希少野生生物保全専門委員会 第3回：平成29年11月8日

希少野生生物保全専門委員会 第4回：平成30年1月12日

#### 委員名簿

秋山 弘之	兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授 兵庫県立人と自然の博物館主任研究員
浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
岩崎 敬二	奈良大学教養部教授
佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館学芸課長代理
須川 恒※1	龍谷大学非常勤講師
高柳 敦	京都大学大学院農学研究科講師
竹門 康弘	京都大学防災研究所准教授
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授
中村 桂子	公益財団法人日本鳥類保護連盟京都事務局長
細谷 和海（座長）	近畿大学農学部教授
松井 正文	京都大学名誉教授
光田 重幸	同志社大学理工学部非常勤講師
村山 美穂※2	京都大学野生動物研究センター教授

※1：希少野生生物保全専門委員会（第1回）より

※2：希少野生生物保全に係る有識者委員会のみ

#### (4) 地域戦略検討作業部会

京都府生物多様性地域戦略についての京都府環境審議会への諮問に先立ち、その内容を検討するために設置。希少野生生物保全専門委員会の委員により構成される。検討状況は以下のとおり。

- 第1回：平成24年8月24日
- 第2回：平成24年11月2日
- 第3回：平成25年3月21日
- 第4回：平成25年11月1日
- 第5回：平成25年12月16日
- 第6回：平成26年2月1日
- 第7回：平成26年3月4日

#### 委員名簿

佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館主任学芸員
須川 恒	龍谷大学非常勤講師
竹門 康弘	京都大学防災研究所准教授
細谷 和海	近畿大学農学部教授
光田 重幸	同志社大学理工学部准教授
村上 興正 (座長)	元京都大学大学院理学研究科講師

### 3 中間見直しの主な経過

令和4年 8月31日	京都府知事より京都府環境審議会へ諮問
令和4年 9月15日	京都府環境審議会より京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会へ付議
令和4年 9月22日	京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会にて検討を開始
令和5年 6月	京都府議会に中間案を報告
	府民からの意見募集（6月30日～7月20日）
令和5年 8月22日	京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会より京都府環境審議会へ報告
	同日、京都府環境審議会より京都府知事へ答申
令和5年 9月	京都府議会に最終案を報告

### 3-2 中間見直しの検討の経過

#### (1) 京都府環境審議会 自然・鳥獣保護部会

京都府環境審議会の審議事項のうち、自然環境の保全並びに鳥獣の保護及び狩猟に関することを所掌している。京都府生物多様性地域戦略に関する審議の経過は以下のとおり。

第11期：令和3年6月1日～令和5年5月31日

令和4年度 第1回：令和4年9月22日

令和5年度 第1回：令和5年5月16日

第12期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

令和6年度 第3回：令和5年8月7日

#### 委員名簿

##### ○部会委員

浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科研究科長・教授	第12期
石川 聡子	大阪教育大学教育学部教授	第11期
黒田 慶子	神戸大学大学院農学研究科教授	第11期
高柳 敦	京都大学大学院農学研究科准教授	第11期、第12期
内藤 光里	公募委員	第12期
西田 貴明	京都産業大学生命科学部准教授	第12期
西村 義一	(一社) 京都府猟友会会長	第11期、第12期
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	第11期、第12期
細谷 和海	近畿大学名誉教授	第11期、第12期 (部会長)
牧 克昌	京都府農業協同組合中央会代表理事専務	第11期、第12期
松尾 信一	京都府漁業協同組合代表理事専務	第11期、第12期
村山 美穂	京都大学野生動物研究センター教授	第11期、第12期
森井 一彦	京都府森林組合連合会代表理事専務	第11期、第12期
冷泉 貴実子	(公財) 冷泉家時雨亭文庫常務理事	第11期

##### ○特別委員

国土交通省近畿地方整備局長、農林水産省近畿農政局長、林野庁京都大阪森林管理事務所長、環境省近畿地方環境事務所長

#### (2) 京都府生物多様性地域戦略の改定等に関する専門委員会

京都府生物多様性地域戦略を改定等するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に設置した専門委員会。京都府生物多様性地域戦略に関する検討状況は以下のとおり。

第1回：令和4年12月14日

第2回：令和5年3月24日

第3回：令和5年4月24日

第4回：令和5年6月7日 (書面開催)

第5回：令和5年7月28日 (書面開催)

## 委員名簿

浅野 耕太	京都大学人間・環境学研究科教授
佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館学芸課長
竹門 康弘	京都大学防災研究所准教授
西田 貴明	京都産業大学産業生命科学科准教授
細谷 和海	近畿大学農学部名誉教授
深町 加津枝	京都大学地球環境学堂准教授

#### 4 京都府レッドデータブック 2015 の掲載種について

下段 ( ) 内は 2002 年版の掲載種数

	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計	自然環境 目録
哺乳類	2 (2)	9 (10)	6 (4)	7 (5)	3 (4)	27 (25)	52 (48)
鳥類	0 (0)	8 (8)	48 (49)	50 (45)	2 (2)	108 (104)	358 (336)
は虫類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	10 (11)	12 (12)	16 (16)
両生類	0 (0)	4 (3)	1 (2)	3 (2)	11 (12)	19 (19)	22 (22)
淡水魚類	3 (2)	12 (11)	14 (13)	6 (5)	8 (9)	43 (40)	116 (114)
昆虫類	28 (24)	82 (84)	106 (104)	68 (62)	213 (174)	497 (448)	7,083 (6,389)
クモ類	0 (0)	0 (0)	5 (6)	3 (3)	2 (0)	10 (9)	357 (303)
甲殻類及びその他の 淡水産無脊椎動物	0 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (3)	3 (1)	6 (5)	43 (19)
陸産貝類	0 (0)	4 (1)	8 (10)	16 (9)	15 (21)	43 (41)	114 (112)
淡水産貝類	5 (0)	9 (5)	5 (9)	4 (3)	2 (1)	25 (18)	51 (47)
<b>動物 計</b>	<b>38 (28)</b>	<b>128 (123)</b>	<b>194 (197)</b>	<b>161 (138)</b>	<b>269 (235)</b>	<b>790 (721)</b>	<b>8,212 (7,406)</b>
シダ植物	5 (5)	36 (27)	33 (30)	16 (13)	32 (33)	122 (108)	357 (264)
種子植物	45 (62)	222 (157)	224 (141)	182 (142)	75 (54)	748 (556)	2,420 (2,196)
コケ植物	4 (0)	44 (53)	46 (47)	36 (35)	8 (3)	138 (138)	552 (553)
車軸藻類	0	0	0	0	19	19	21
地衣類	0	0	1	22	0	23	163
菌類	3 (5)	31 (33)	7 (0)	27 (24)	27 (9)	95 (72)	1,349 (1,106)
<b>植物・菌類 計</b>	<b>57 (72)</b>	<b>333 (270)</b>	<b>311 (218)</b>	<b>283 (215)</b>	<b>161 (99)</b>	<b>1,145 (874)</b>	<b>4,862 (4,119)</b>
<b>野生生物 計</b>	<b>95 (100)</b>	<b>461 (393)</b>	<b>505 (415)</b>	<b>444 (353)</b>	<b>430 (334)</b>	<b>1,935 (1,595)</b>	<b>13,074 (11,525)</b>

#### 【京都府レッドリスト カテゴリー】

絶滅種：京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅寸前種：京都府内において絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧種：京都府内において絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧種：京都府内において存続基盤が脆弱な種

要注目種：京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種及び情報が不足している種

京都府レッドデータブックのウェブサイト：<http://www.pref.kyoto.jp/kankyo/rdb/>

## 5 自然公園、保全地域等

### (1) 京都府内の自然公園

自然公園とは、国や都道府県を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用を図っていくために、国や都道府県が一定の地域を指定し管理しているもの。自然公園法により定められる。

国立公園・国定公園は国が指定するもので、国立公園は国が管理も行うのに対し、国定公園は都道府県が管理を行う。また、都道府県立自然公園は、都道府県が指定・管理を行う。

指定面積 (ha)

区分	公園名	所在地	指定年月日	特別保護地区	特別地域			普通地域	計
					第1種	第2種	第3種		
国立公園	山陰海岸	京丹後市	S38.7.15	—	148 ※	1,016 ※	23 ※	19.0	1,206 ※
国定公園	琵琶湖	京都市 宇治市 宇治田原町	S25.7.24	—	—	723 ※	920 ※	—	1,643 ※
	若狭湾	舞鶴市	S30.6.1	46 ※	284 ※	1,860 ※	1,353 ※	195 ※	3,738 ※
	丹後天橋立大江山	福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町 与謝野町	H19.8.3	—	617	4,518	13,164	724	19,023
	京都丹波高原	京都市 綾部市 南丹市 京丹波町	H28.3.25	—	2,485	1,850	56,153	8,363	68,851
府立自然公園	笠置山	笠置町	S39.4.1	—	8.5	4.5	7.0	—	20.0
	るり溪	南丹市	S39.4.1	—	8.1	13.4	—	14.8	36.3
	保津峡	京都市 亀岡市	S39.10.20	—	67.9	—	—	3.4	71.3
合計				46	3,619	9,985	71,620	9,319	94,589

※京都府域のみの面積

#### 【地種区分について】

- ・特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区。最も厳しく行為が制限される。
- ・第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域
- ・第2種特別地域：特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域
- ・第3種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
- ・普通地域：特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）となる。

## (2) 歴史的な自然環境保全地域、歴史的な自然環境保全地域

「京都府環境を守り育てる条例」に基づいて、自然環境が歴史的遺産と一体になって優れた歴史的風土を形成している地域を京都府歴史的な自然環境保全地域に、原生的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を京都府自然環境保全地域に指定し、適正な保全を行っている。

### 歴史的な自然環境保全地域

名称	所在地	指定年月日	指定面積 (ha)		
			特別地区	普通地区	計
男山	八幡市	S58.3.15	4.75	13.50	18.25
岩戸山	福知山市	S59.3.13	10.37	2.91	13.28
花背大悲山	京都市	S60.3.15	18.70	5.60	24.30
当尾	木津川市	S60.12.20	2.33	17.35	19.68
小塩山	京都市	S62.3.10	4.13	24.25	28.38
鷲峰山	和束町	S63.3.18	12.80	14.96	27.76
権現山	京丹後市	H元.3.24	10.33	4.50	14.83
禅定寺	宇治田原町	H2.3.9	1.73	13.87	15.60
常照皇寺	京都市	H6.7.12	8.48	20.89	29.37
金剛院	舞鶴市	H9.9.12	35.68	70.70	106.38
合計			109.3	188.53	297.83

### 自然環境保全地域

名称	所在地	指定年月日	指定面積 (ha)		
			特別地区	普通地区	計
片波川源流域	京都市	H11.3.30	35.60	71.03	106.63
丹後上世屋内山	宮津市 京丹後市	H14.3.26	67.15	48.09	115.24
合計			102.75	119.12	221.87

#### 【地種区分について】

- ・特別地区：宅地の造成、土地の開墾、鉱物・土石の採取、埋立・干拓、木竹の伐採、本来生息しない動植物の持込、汚水・廃水の排出、その他、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為について、許可が必要。
- ・普通地区：宅地の造成、土地の開墾、鉱物・土石の採取、埋立・干拓などについて、届出が必要。



### (3) 生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に定める国内希少野生動植物種の生息・生育環境を保全するため必要に応じて指定される区域。

名称	所在地	指定年月日	指定面積 (ha)		
			管理地区	監視地区	計
善王寺長岡 アベサンショウウオ 生息地保護区	京丹後市	H18.7.3	3.9	9.2	13.1
		合計	3.9	9.2	13.1

#### 【地種区分について】

・管理地区：生息地等保護区内で、国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域。

建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓、木材伐採などについて、許可が必要。

・監視地区：生息地等保護区の区域で、管理地区の区域に属さない部分の区域。建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓などについて、届出が必要。

### (4) 生息地等保全地区

「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」により定める指定希少野生生物の保全のために重要と認める地区。

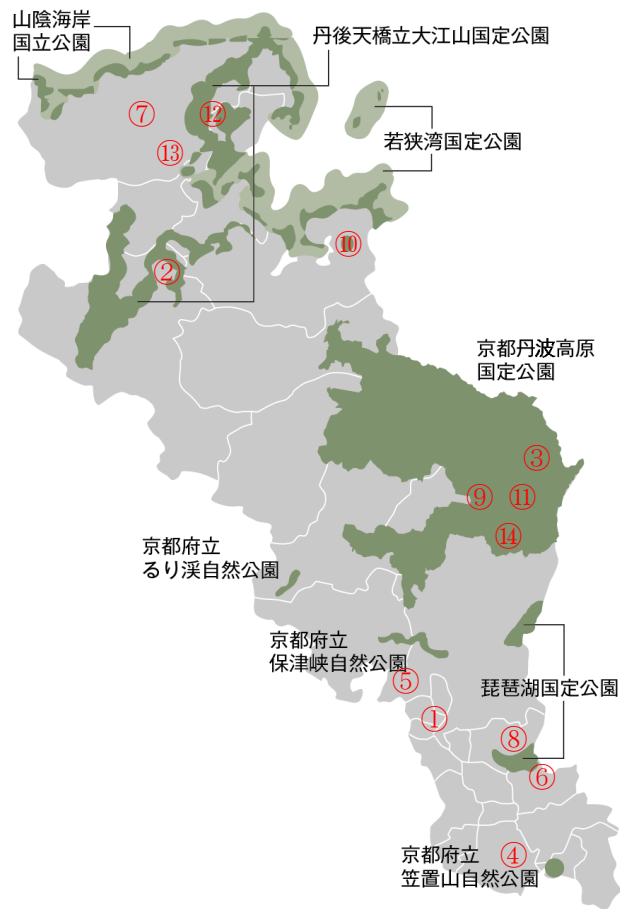
名称	所在地	指定年月日	指定面積 (ha)		
			管理地区	監視地区	計
雲ヶ畑 ベニバナヤマシャクヤク 生育地保全地区	京都市	H29.12.8	6.00	37.02	43.02
		合計	6.00	37.02	43.02

#### 【地種区分について】

・管理地区：生息地等保全地区内で、指定希少野生生物の保全のため特に必要があると認める地域。建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓、木材伐採、指定希少野生生物の生息生育に必要な野生生物の捕獲・生息生育に支障を及ぼす生物の持込、汚水廃水の排出などについて、許可が必要。

・監視地区：生息地等保全地区の区域で、管理地区の区域に属さない部分の区域。建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓などについて、届出が必要。

## 自然公園・保全地域等一覧



### 歴史的な自然環境保全地域

- ①男山
- ②岩戸山
- ③花脊大悲山
- ④当尾
- ⑤小塩山
- ⑥鷲峰山
- ⑦権現山
- ⑧禅定寺
- ⑨常照皇寺
- ⑩金剛院

### 自然環境保全地域

- ⑪片波川源流域
- ⑫丹後上世屋内山

### 生息地等保護区

- ⑬善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区

### 生息地等保全地区

- ⑭雲ヶ畑ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区

## 6 用語解説

### あ 行

#### 愛知目標

正式名称は「生物多様性新戦略計画」。2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択されたのにちなんで「愛知目標」（ポスト2010年目標（2011-2020年））と呼ばれる。2050年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン（中長期目標）を持って、2020年までにミッション（短期目標）及び20の個別目標の達成を目指すもの。

#### 域外保全

本来の生息地では存続できない生物の種、あるいは個体群（遺伝的なグループ）などを、動物園・植物園など自然の生息地の外において人工的に繁殖させ、本来の生息地を再生した上で野生回復を図ろうとする方法（保護増殖事業）。本来の生息地の中での保全を図る「生息域内保全」を優先するが、その補完的措置として取られる手段で、生物の種、あるいは個体群を保全する際の代償的手段ともいえる（生物多様性条約第9条）。野生回復には生息地の復元が必須条件となるが、そのためには長期的かつ多方面にわたる検討と計画が求められる。

#### エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合も多い。1980年代後半、地球環境の保全意識の高まりとともに、環境保全について学ぶことも観光の重要な目的であるとの認識ができてきたこと、また、マス（大衆）による観光活動（マストツーリズム）が自然環境を悪化させるひとつの要因とみなされるようになったことなどを背景として登場した。

#### エコファーマー

本戦略でいうエコファーマーとは、「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、京都府知事の認定を受けた農業者を指す。認定計画に基づいた農産物には、エコファーマーマークを付けることができる。

エコファーマーの立てる計画には、(1)堆肥などを利用した土づくり、(2)化学肥料の低減技術、(3)化学農薬の低減技術、の全てを組み合わせたものであることが必須。

### か 行

#### 外来種・外来生物・移入種

一般的には人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいう。自然に分布するものと同種であっても、他の地域個体群から持ち込まれた場合はこれに含まれる。「移入種」は「外来種」とほぼ同義語だが、「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多い。移入種（外来種）は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす。中には奄美・沖縄のマングース、小笠原のノヤギ、グリーンアノールのように、在来種の絶滅を招くような重大な影響を与えるものもある。このため、近年、移入種問題は生物多様性の保全上最も重要な課題の一つとされている。国内では、移入種対策のための「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が平成16年6月に公布され、同法で指定された特定外来生物については飼育・移動・輸入・飼育放棄が禁止されるなど、規制が開始された。

本戦略では、外来種に（在来種との）交雑種を含めて「外来生物」と呼んでいる。

#### 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）

「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」の第3回締約国会議。1997年12月1日から10日まで、京都で開催された。先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める法的文書とともに、排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの柔軟性措置が「京都議定書」の形

で採択され、今後の地球温暖化防止対策に向けて大きな一歩を踏み出すこととなった。

## 京都議定書 (Kyoto Protocol)

平成 9 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。平成 17 年 2 月発効。

アース

## 京と地球の共生計画 -地球温暖化対策推進版-

京都府社会の構成員全てが一体となって、大量生産、消費、廃棄型のライフスタイルや社会経済活動そのものを見直すための、行動の指針。2010 年度までに、二酸化炭素を 12%、6 種類の温室効果ガスを 8%削減することを目標とした。行動の主体として府民・事業者・行政に加え「観光旅行者等」を位置づけたことや、先人の知恵、二酸化炭素削減の実践例、府民からの提案、具体的な行動に応じた削減効果などを多く紹介していることが特徴。

京都府では、本計画を基礎として、「地球温暖化対策プラン」の策定（平成 14 年）、「京都府地球温暖化対策条例」の制定（平成 17 年）など様々な地球温暖化対策を推進している。

## 京都の自然 200 選

府民の自然環境に対する関心を高めることを目的とし、地域の象徴的存在として人々に親しまれている府内の優れた自然環境を選定したもの。植物部門 50 点、動物部門 45 点、植物部門（植物群落）5 点、地形・地質部門 46 点、歴史的な自然環境部門 56 点の計 202 点。これらはいずれも市町村及び府民からの推薦を受け、「京都の自然 200 選選定委員会」（委員長：四手井綱英京都大学名誉教授）の審議を経て選定した。選定事業は平成 3 年から平成 7 年にかけて行い、平成 2 年 7 月に設置した「京都府緑と文化の基金」を活用した。

## 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例

市町村、関係機関等と連携して、空家及び農地の活用による移住の促進並びに地域住民の居住環境の保全に関する施策の推進を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、平成 28 年に制定。移住者のさらなる増加を実現するため、京都府等の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、税の軽減や、空家対策を推進するために必要な事項を定めている。

## 京都府外来種データブック

京都府内に侵入し定着している国外・国内外来種の生息実態及び被害状況を取りまとめたもの。「京都府外来生物専門委員会」による「外来生物実態調査」（平成 17～19 年）の結果に基づき、平成 19 年に作成した。平成 28 年より再度、外来生物実態調査を行っており、平成 30 年に改訂予定。京都府や市町村の行う外来種対策の基礎資料として、また外来種に関する正しい知識の普及・啓発等に活用。

## 京都府外来生物対策マニュアル

府内に生息する主な特定外来生物の情報や対応法などを取りまとめたマニュアル。外来生物実態調査の結果を基に、京都府外来生物専門委員会の監修を受けて、平成 20 年に作成した。府内各地に生息する外来生物の生態や影響等に関する情報を府民に提供するとともに、市町村における外来生物法に基づく防除実施計画策定とそれに基づく防除に活用。

## 京都府環境を守り育てる条例

環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、「府公害防止条例」及び「府自然環境の保全に関する条例」を統合するとともに、従来の枠を超えた新たな環境行政の枠組を整備し、平成 7 年 12 月に「府環境を守り育てる条例」を制定。以下のような特徴がある。

- ①自然とのふれあいの場の確保、緑化等の推進、野生動植物の生息等への配慮等身近な自然環境の保全等に関する規定を持つこと。

- ②歴史的遺産や社寺林等、歴史・文化的資源の保全に係る規定を持つこと。
- ③規制手法に加え、工場等の事業者に自主的な環境管理規定を定めたこと。
- ④自動車のアイドリング・ストップやごみのポイ捨て禁止等を規定。観光旅行者等の責務も規定するなど観光地京都の環境保全に配慮していること。
- ⑤自動車交通公害や生活排水、廃棄物減量等の都市・生活型公害や地球環境の保全等、幅広い環境問題を対象としていること。

### 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例

府、府民、事業者、国、市町村その他の関係機関等が連携し、及び協働して、絶滅のおそれのある野生生物の保全を図り、生物の多様性が保持された良好な自然環境を確保し、府民共有の財産として次世代に継承することを目的に、平成 19 年に制定。

#### <条例の特徴>

- ①府民協働による保全対策を推進（生息地等協働保全制度＝環境スチュワードシップ）
  - ・指定された希少野生生物の生息地等を保全するため、地域住民や保全団体、関係団体等が協働して取り組む仕組みを作り、これを支援する。
  - ・保全すべき野生生物の種の指定にあたって、専門家の意見を聞くとともに、府民提案を募集し、府民の参画を得ながら進めるものとする。
- ②府独自規制によるきめ細かな保全対策
  - ・条例に反して捕獲等された個体の「所持」や、「販売目的の広告」、「繁殖期の巣の破壊等」を禁止するなど、きめ細かな保全対策を講じるものとする。
- ③府内の希少な野生生物の絶滅を防ぎ、府内各地域固有の生物多様性を保全
  - ・「種の保存法」によって保護される全国的に希少な野生生物以外であっても、府内で絶滅のおそれのある野生生物を対象に保全を図り、府内の生物多様性を守る。

### 京都府地球温暖化対策条例

京都議定書の発効を機に、議定書誕生の地の自治体としての責任と役割を果たすため、平成 17 年 12 月に制定。温室効果ガスの削減目標（「平成 22 年度までに平成 2 年度比 10%削減」、平成 22 年改正後は「平成 32 年度までに平成 2 年度比 25%削減、平成 42 年度までに同 40%削減」）を定めているほか、事業者等に対し、排出量削減計画書の提出、建築物の緑化、エコマイスター（事業所等において地球温暖化対策を推進する者）の選任・届出等を義務付けている。

### 京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例

電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、早期の本格的普及を図ることを目的とした条例。平成 21 年 3 月に制定された。電気自動車等の普及促進を目指した条例としては全国初。内容は、①電気自動車等普及促進計画の策定、②府庁舎等における充電インフラ設備の整備及び公用車への導入、③産学公連携による関連技術開発の促進、④自動車税及び自動車取得税の軽減など。

### 京都府動物愛護推進計画

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護法）に基づき、動物の適正飼養の徹底、動物愛護の精神の啓発のため、平成 20 年 3 月に策定された。動物愛護に関する理解の促進、所有者責任の徹底、動物取扱業等の社会的責任の徹底などを図る。

### 京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（持続農業法）に基づき、主要な種類の農産物について、土づくりを基本に化学肥料と化学合成農薬の使用量を低減する具体的な生産方式の内容を定めたもの。

持続農業法は、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るもの。持続性の高い農業生産方式の導入を進め、環境負荷低減に取り組む農業者をエコファーマーと呼んでいる。

## 京都府緑と文化の基金

京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、平成2年に創設された全国最大規模の基金。この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあつて埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめ関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めている。

## 京都府立自然公園条例

府内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、府民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした条例。昭和38年制定。

条例に基づき指定された府立自然公園は、平成30年3月現在、笠置山（笠置町）、るり溪（南丹市）、保津峡（京都市、亀岡市）の3箇所。

## 京都モデルファーム運動

地域の農家や集落で活用が困難な耕作放棄地等について、地域と企業やNPO、都市住民グループなどの多様な団体が協働して再生・活用することで、農業者だけでなく府民全体で、農業・農村の有する多面的・公益的な機能を維持・保全することを目的とした運動。運動を展開するに当たり、地域と活用団体（企業やNPO等）との間で農地等の活用の適切な役割分担を定めた「京都モデルファーム活用協定」を締結し、協力体制を明文化している。なお、この活用協定に関係市町村、（一社）京都府農業会議、京都府が加わることにより、運動の継続的・安定的な活動を支援する。

## グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。米国で発案された社会資本整備手法で、我が国でもその概念が導入されつつある。平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれた。

## 国連環境開発会議（地球サミット）

1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。会議には約180ヶ国が参加したほか、NGOや企業、地方公共団体からも多数が参加し多様な催しも開催された。この会議で、「気候変動枠組み条約」と「生物多様性条約」への署名が開始された。

## 個体群

ある地域にすむ同種の個体の集まりをいう。個体間に交配などの相互関係があること、同種の他の個体群と隔離された集団であることを含む意味で使われることが多い。出生率、死亡率、移出入率、個体群密度、分布様式、年齢構成、性比、遺伝的構成などの属性は、個体群を単位として論じられることが多い。

## 湖盆

湖沼の中で水をたたえている部分。生成の原因によりその形はさまざまである。成因としては、火山作用、断層運動、造陸運動、氷河作用、河食・風食作用などがある。

## 固有種

分布が特定の地域に限定される種もしくは亜種。この場合、「特定の地域」は、国レベル、都道府

県レベル、地域レベルなどさまざまにとらえ方がある。例えば、イリオモテヤマネコは、日本の固有種であり、沖縄県の固有種であり、西表島の固有種である。

### 昆明・モントリオール生物多様性枠組

2030（令和12）年までに達成すべき生物多様性に関する世界目標であり、カナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締結国会議（COP15）で2022（令和4）年12月に採択された。自然と共生する世界に向けた2020（令和2）年までの世界目標である愛知目標を引き継いだ世界目標。

## さ 行

### 砂嘴（さし）

半島や岬に続く砂の堆積によってでき、海に突き出た低平な細長い堆積地形。海岸線が屈曲していて、一方の海岸から砂が運ばれると、砂の堆積部分が海面上に現れる。鳥のくちばし（嘴）のような形を呈することが多いので砂嘴という。砂嘴の先端の内側が小さく分岐したものを分岐砂嘴という。

### 里地里山

里地里山の定義は必ずしも明確ではないが、環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義している。この定義によれば、二次林の面積は約800万ha、農地等の面積は約700万haで、里地里山は国土の4割程度を占めることになる。一般的に、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いが、これらの全てを含む概念として里地里山と言われることが多い。里地里山は、農林業など人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境であり、多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地域であるが、過疎化や高齢化などにより人為の働きかけが減少し、景観の荒廃や里山特有の動植物の衰退など生物多様性の劣化が進行しており、保全・再生が急務となっている。

### ジオパーク

科学的に貴重な、あるいは景観として美しい地形や地質を有し、これらの資源を持続的に研究、教育、観光などに活用している地域、地区で、世界ジオパークネットワークの審査を受け世界ジオパークネットワークへの加盟を認定された地域（世界ジオパーク）または日本ジオパーク委員会により日本ジオパークとして認定された地域。

2018年2月現在、世界ジオパークはヨーロッパ、アジアを中心に35箇国で127箇所が認定されている。日本ジオパークは、アポイ岳、室戸など43地域が認定されており、そのうち、洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、島原半島など8地域が世界ジオパークネットワークへの加盟が認定されている。

### 自然環境保全京都府ネットワーク

京都府内において自然環境に関わる活動を行う団体などのネットワークにより、自然環境の保全と活用に資することを目的に、平成29年2月に設立。主な目的は、①生物多様性を軸とした生物保全の大切さの啓発、②団体間の情報交換による保全活動の活性化、③生態系等に関する情報の蓄積と活用に向けた仕組みづくりなど。平成30年3月現在、28団体・個人が加盟。

### 自然環境保全地域・歴史的な自然環境保全地域

原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境、あるいは文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため、「府環境を守り育てる条例」に基づき指定された地域。保全地域案内板や標識類等を設置して保全地域の区域や禁止事項等について来訪者への周知を図るとともに、自然環境保全監視員を配置し、違法行為に対する監視・指導を行っている。また、地域住民による保全団体に、ゴ

ミ拾いや草刈り等の保全管理事業を委託している。

### 自然観察指導員

自然観察会を通じて、自然のしくみのおもしろさや不思議さ、自然の大切さを伝えることで、自然への橋渡し役を担う人材。狭義には、(公財)日本自然保護協会が開催する自然観察指導員講習会を受講・修了し、自然観察指導員に登録した者を指す。講習会は1978年から全国各地で500回以上開催されており、これまでの受講者数は約2万9000人(平成30年2月現在)。自然観察指導員は、原則ボランティアとして、観察会の自主開催、行政団体が行う観察会への協力などさまざまな方法で地域に定着した活動を展開している。個々の指導員の活動を促進し、発展させるための指導員の連絡会なども各地で組織されている。

### 自然共生サイト

民間企業等が管理する民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を生物多様性保全に貢献する場として環境省が認定する仕組みのこと。

### 自然公園

すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定もしくは設置された公園。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されている。

日本の国立公園は、国立公園法(昭和6年制定)に基づき昭和9年に設置された瀬戸内海、雲仙、霧島の三つが最初である。昭和32年には国立公園法が自然公園法に替わり、国立公園に加えて、国定公園、都道府県立自然公園の制度が整備され、現在の自然公園体系ができた。平成21年の改正では、法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加されたほか、海域における保全施策の充実や生態系維持回復事業の創設などが盛り込まれている。平成29年3月現在、日本全国に401箇所(国立公園34、国定公園56、都道府県立公園311)、合計面積約557万haの自然公園が指定され、国土面積の約14.7%を占めている。

### 自然を活用した解決策(NbS、Nature-based Solutions)

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。IUCNの2016(平成28)年の定義では、「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」とされる。

### 持続可能な開発のための2030年アジェンダ

国際社会の共通目標として設定された「ミレニアム開発目標」(MDGs)の達成期限である2015年以降の開発目標として、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された目標。2016年から2030年までの目標である。「持続可能な開発」の観点から経済・環境・社会の3つの側面へ均衡ある対応を行うため、また、気候変動や防災等の新たな課題にも対応するための目標として、2012年の「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)で策定が合意された。

序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs:17ゴール、169ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されており、途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals:MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

この採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。

(17ゴールの内容については本文P.5~6を参照)

### 指定希少野生生物(京都府条例指定)

府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づき、府内で絶滅のおそれのある野生生物の中から、特に保全を図る必要があるものとして指定する種。指定希少野生生物に対しては、主



に以下の内容による保全を行う。

＜個体に関する規制＞

・生きている個体の捕獲・採取・殺傷・譲渡し、巣の破壊・損傷、販売目的の陳列・広告を規制。

＜生息地等の保全に関する規制＞

・指定希少野生生物の保全のため重要と認める区域を生息地等保全地区に指定。

・地区内での建築物の新築、土地の開墾、土石の採取、木竹の伐採等を規制。

＜府民協働による保全回復事業（生息地等協働保全制度）＞

・地域住民等と協働して保全回復事業を行おうとする保全団体を登録。

・登録団体は、より効果的に保全回復事業を実施するため、地域住民等との協働に関する協定を締結し、知事の認定を受けることができる。

・府は、登録団体が認定を受けた協定に係る事業の実施する場合、必要な支援を講じる。

＜罰則＞

・種の保存法に準じて、指定希少野生生物の個体の取扱規制及び生息地等保全地区における規制に違反した者に罰則を課すものとする。

### 重要伝統的建造物群保存地区

市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いものとして国が選定したもの。伝統的建造物群保存地区は、城下町や宿場町、門前町などの伝統的建造物群およびこれと一体をなして歴史的風致を形成している環境を保存するために市町村が定める地区を指す。

市町村は、伝統的建造物群保存地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める。市町村の保存・活用の取組みに対し、文化庁や都道府県教育委員会は指導・助言を行い、また、市町村が行う修理・修景事業、防災設備の設置事業、案内板の設置事業等に対して補助し、税制優遇措置を設ける等の支援を行っている。重要伝統的建造物群保存地区は、97市町村で117地区（合計面積約3,900ha）。約28,000件の伝統的建造物及び環境物件が特定され保護されている（平成29年11月28日現在）。

### 新京都府環境基本計画

「府環境を守り育てる条例」第8条に基づく「環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱」として、平成10年9月に策定した「府環境基本計画」に変わる新計画として平成22年10月に策定。府環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業等の指針となっている。21世紀半ば（2050年）頃の府が目指すべき環境像や社会像を展望しながら、概ね2020年を目途として取り組んでいく施策の目標と施策展開の方向を明らかにしている。

### 生息地等保護区

「種の保存法」（1992）に基づいて、国内希少野生動植物種の生息・生育環境を保全するため必要に応じて指定される区域。

①特にその種の生息・生育にとって重要な区域であって、その種の生態や生息環境等の特性から特に規制の高い区域である「管理地区」

②その他の区域である「監視地区」

の2種類に区分される。

管理地区では、工作物の設置や木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行おうとする場合、環境大臣または都道府県知事の許可が必要とされる。監視地区は、より緩やかな規制でも生息環境等が維持できる生息地や、管理地区の緩衝地帯として必要な地域であり、上記の行為を行おうとする場合、届け出が必要とされる。

平成30年2月現在、7種の生物について9地区（合計886ha）が指定されている。

### 生息地等保全地区

「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づき指定する「指定希少野生生物」の保全のため重要と認める地区。地区内での建築物の新築、土地の開墾、土石の採取、木竹の伐採等を規制する。平成29年12月に、ベニバナヤマジャクヤクの自生地である京都市の雲ヶ畑地

区を「雲ヶ畑ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区」として指定した。

## 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。まとまりのとらえ方によって、一つの水槽の中や一つのため池の中の生物社会を一つの生態系と呼ぶこともでき、地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

## 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR、Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、地域において防災・減災対策を実施・検討する際に、自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、人命や財産が危険な自然現象に暴露されることを回避する（暴露の回避）とともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる（脆弱性の低減）という考え方。

## 生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。生物多様性条約などでは、

- ・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。国際的には生物多様性条約に基づく取り組みが進められ、日本でも生物多様性基本法の制定や生物多様性国家戦略の策定をはじめ総合的な取り組みが進められている。

## 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)

生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用のために科学的な根拠に基づいて政策決定を進めるための機関。世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織として、2012年4月に設立された。「科学的評価」、「能力養成」、「知見生成」、「政策立案支援」の4つの機能を活動の柱としており、科学的な見地から効果的・効率的な取組みが一層推進されることが期待されている。

## 生物多様性基本法

「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律。議員立法により平成24年5月28日に成立し、6月6日に公布された。「環境基本法」の下位法として位置付けられる基本法で、生物多様性に関する個別法に対しては上位法として枠組みを示す役割を果たす。生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を示すとともに、それまで生物多様性条約に定められた締約国の義務に則り閣議決定等により三次にわたり策定されてきた「生物多様性国家戦略」が、法律に基づく戦略として位置付けられた。同時に、「生物多様性地域戦略」として地方自治体に対しても戦略策定に向けての努力規定が置かれている。

## 生物多様性国家戦略

生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的な戦略あるいは計画のことで、締約国はその状況と能力に応じて作成することとされている。戦略では、条約に規定されている、生物多様性の保全、持続可能な利用の奨励、普及啓発に関する措置、研究の推進、悪影響の最小化、国際協力など多方面にわたる施策・計画が定められ、関連する部門での生物多様性保全、持続可能な利用への取り組みも求められる。

## 生物多様性条約

生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的とする条約。地球サミット直前の1992年5月22日に採択され、同年6月の地球サミットの中で各国の署名のために開放された。日本は1992年に署名、1993年に受諾。締約国に対し、その能力に応じ、国家戦略等の作成をはじめ生物多様性の保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の天然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な配分を求めている。

## 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

2010年に名古屋で開催。生物多様性条約を締結（批准）した国による会議で、1994年12月にナッソー（バハマ）で開催された第1回目（COP1）から数えて10回目となる。日本では、普及のために「国連生きもの会議」の別称も使用された。なお、2010年は国連が制定した生物多様性年でもあった。これまでの締約国会議（COP）では、遺伝子改変生物の取り扱いを定めた「カルタヘナ議定書」や「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに大きく低減させる」ことを戦略計画全体の目的としたいわゆる「2010年目標」などが採択されてきたが、会議では、「2010年目標」の達成度が検証され、2010年以降の目標（「ポスト2010年目標」）となる「愛知目標（愛知ターゲット）」が採択された。また、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する「名古屋議定書」、日本の提案による「SATOYAMA イニシアティブ」と「国連生物多様性の10年」決議なども採択された。

## 生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という）を策定するよう努めることとされている。

地域戦略に記載すべき事項は「対象区域」「当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標」「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策」「その他必要な事項」であり、策定した地域戦略を公表するとともに環境大臣に写しを送付することとされている。

## 生物多様性民間参画パートナーシップ・生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム

生物多様性条約の実施に関する民間の参画を推進するために経済界を中心とした自発的な取組として平成22年に立ち上げられた「生物多様性民間参画イニシアティブ」において、活動主体となるプロジェクト。事業者の生物多様性への取り組みを推進するため、多くの事業者の参加を募り、事業者同士が、経済団体・NGO・研究者・公的機関等、事業者の取り組みを支援する様々な関係者を交えて、ホームページやニュースレターを通じて、情報共有、経験交流を図る。

「生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム」は、「生物多様性民間参画イニシアティブ」が生物多様性条約事務局や海外の同様の活動組織等との連携を図り、国際的な情報共有や経験交流、日本の取組の海外への発信を行うために設置され、平成23年に第1回会合が開催された。

## 潟湖（せきこ）

湾が砂州によって外海から隔てられ湖沼化した地形。ただし、完全に外海から隔てられたものはほとんどなく、ごく狭い海峡により外海とつながっているものが多い。

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

国内外の野生動植物種の保全を体系的に図ることを目的として、平成4年に制定された。捕獲、譲渡等の規制、及び生息地等保護のための規制から保護増殖事業の実施まで多岐にわたる内容を含む。ワシントン条約規制対象種の国内取引を規制する「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」（昭和47年）と「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律」（昭和62年）を廃止・統合したもの。

### 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らし等との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するために河川整備や維持管理を行うこと。

### 地域個体群

地域性に着目して特定される個体群。移動能力のそれほど大きくない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合がある。このような場合に、地域個体群という概念が用いられる。環境省のレッドデータブックでは、原則的には種を単位として絶滅の危険性を検討しているが、一部の種については生物地理学的な重要性の観点から「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」として絶滅の危険を指摘している。また、鳥獣保護管理法（平成 14 年）は、野生鳥獣による農林業被害の増加などに対処するため「特定計画制度」を設けている（法 1 条の 3）が、この計画は地域個体群を単位として策定されることになっている。

### 地衣類

菌類が藻類と共生して作る共生体。地衣類の共生菌は共生藻に安定した生活場所と水分を与え、共生藻は光合成で作った炭水化物を共生菌の生活に利用させる。地衣類は現生 400 属 2 万種、日本では約 1,200 種が知られており、高山から砂漠までほかの生物が生育できないような厳しい環境下でも生育する。一方、大気汚染や環境の変化に対する抵抗力が弱い種が多く、近年、大都市の周辺からは急激に姿を消しつつあり、環境変化の指標として用いられることもある。

### 天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法（昭和 25 年制定）に基づき指定されたもの。これらの中には長い歴史を通じて文化的な活動により作り出された二次的な自然も含まれている。なお、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。天然記念物の現状変更や指定された天然記念物に影響を及ぼすと考えられる行為は、全て規制の対象となる。

平成 30 年 2 月現在、1,027 件が指定されており、そのうち 75 件が特別天然記念物となっている。

### 通し回遊性

一生の間に海と淡水域を往復する性質。サケやイトヨ、シシャモ、マスなどが代表的。

### 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための法律。一般に、外来生物法と略称される。平成 16 年 6 月制定、平成 17 年 6 月より施行。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物は、特定外来生物として指定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。また、生態系等への被害が明らかでなくともその疑いがあるものは未判定外来生物と規定され、輸入の届出などが必要となる。

### 特定鳥獣保護管理計画

野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度。増えすぎた、もしくは減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くことを目的とする。平成 11 年、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正の際に都道府県知事が定める「特定鳥獣保護管理計画」として位置づけられた。地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的としている。平成 26 年の法改正で、都道府県知事が定める「第一種特定鳥獣保護計画」（特

に保護すべき鳥獣のための計画)及び「第二種特定鳥獣管理計画」(特に管理すべき鳥獣のための計画)、環境大臣が定める「希少鳥獣保護計画」及び「特定希少鳥獣管理計画」に再編され、これら4種の計画を合わせて「特定計画」と呼ぶようになった。「第一種特定鳥獣保護計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」は、都道府県知事が、鳥獣保護管理事業計画に基づいて鳥獣の種類ごとに策定する。計画が策定された場合、都道府県知事は、環境大臣が定めた捕獲の禁止又は制限を緩和すること等が可能となる。

## な 行

### 名古屋議定書

正式名称は、「遺伝資源へのアクセスとその利用から得られる利益の配分(ABS)に関する名古屋議定書」。2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択されたのにちなんで名古屋議定書と呼ばれる。名古屋議定書は、遺伝資源のアクセスに係る事前同意(PIC: Prior Informed Consent)や相互合意条件(MAT: Mutually Agreed Terms)に基づく公正かつ衡平な利益配分を含め、生物多様性条約の規定に実効性を持たせるため締約国が実施すべき具体的措置を定めている。国境をこえるなど事前同意を得ることができない遺伝資源の利用の場合に、利益配分のためのグローバルな多国間メカニズムも検討されることになった。法的拘束力のある国際約束の採択を受けて、各国国内法や規制の整備が進められていく。遺伝資源へのアクセスと利益配分についてのルールの透明性や明確性が確保されることは、遺伝資源の提供国、利用国の双方にとって望ましく、今後の遺伝資源の活用の促進が期待される。

### ネイチャーポジティブ

2020(令和2)年をベースラインとして、2030(令和12)年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せる(reverse)こと。2030(令和12)年までに自然を純増(net positive)させることで、2050(令和32)年までに自然を完全に回復させることができると予測されている。

## は 行

### ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

### ヒートアイランド

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。特に、夏季においては、家屋内の熱を冷房によって外気に排出することにより、外気温が上昇し、それにより更に冷房のためのエネルギー消費を増大させるという悪循環を生み出している。

## ま 行

### モデルフォレスト

森林における自然環境や生物多様性を、社会経済とのバランスを図りながら、サステイナブル(持続可能)な方法で管理する活動。1992年の地球サミットでカナダにより提唱された概念で、産・官・学・NGO・地域住民など「森林から恵みを受けるすべての主体が協働し、地域総ぐるみで持続的な森林管理・地域づくりを行う」ことを目標としている。

京都府では、森林を府民共通の財産として守っていくことを目的とした「京都府豊かな緑を守る条例」を平成 17 年に制定し、モデルフォレスト運動を推進している。翌年には運動を推進する日本で初めての団体として「社団法人京都モデルフォレスト協会」を設立（平成 21 年 11 月に公益社団法人に移行）。現在、約 350 の会員（企業、団体など含む）の協力のもと、森林所有者、地域住民、森林組合、企業、団体、大学、行政等の協働による森林づくりが進められている。

## ら 行

### レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966 年に初めて発行したもの。IUCN から発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、最も危機的なランク（Endangered）に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていた。日本でも、1991 年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁（現・環境省）がレッドデータブックを作成し、2000 年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中である。英語の頭文字をとって RDB と略称される。また、作成者を表すため環境省版 RDB、都道府県版 RDB などと言われることが多い。

## わ 行

### ワイズユース

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称「ラムサール条約」）で提唱された考え方。条約は、国際協力によって、湿地の保全のみならずワイズユース（Wise use=賢明な利用）を進めていくことを目的に、人間の行為を厳しく規制して湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、我々の暮らしと心がより豊かになるように湿地を活用する「ワイズユース」を進めることを謳っている。

### 「環」の公共事業行動計画

府の公共事業を、人と自然が共生する環境共生型の地域社会を築いていくための事業へと導いていくことを目的とした計画。府民や専門家の意見をもとに、府の公共事業の推進方策の基本的な考え方と具体的な施策展開の方向を示すものとして、平成 15 年に策定された。

府の公共事業全体をできるだけ環境に配慮したものにしていくこと、そして、公共事業を通じてそれぞれの地域にふさわしい環境を創造するとともに、地域における資源やエネルギーの循環を支える基盤を整えていくことを目指しており、次の 4 つの視点を踏まえることを基本にしている。

- ①空間管理の視点：環境面から流域などの地域を一体的にとらえた上で、公共事業がその地域全体の環境に与える影響を考える視点
- ②時間管理の視点：事業の計画段階から完成後の維持管理に至る時間的なつながりを見通して公共事業が環境に与える影響を考える視点
- ③資源・環境管理の視点：地域社会や地域文化との関わりの中から地域固有の環境の構造を把握し、公共事業が地域の資源と環境に与える影響を考える視点
- ④組織管理の視点：組織の縦割を越えて事業間の連携を図る視点

## 数字

### 30by30 目標

2030（令和 12）年までに陸域と海域の少なくとも 30%以上を保全することを目指す世界目標。生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の主要な目標の一つ。

### CSR (Corporate Social Responsibility)

「企業の社会的責任」を意味する。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

### IUCN (International Union for Conservation of Nature : 国際自然保護連合)

自然環境の保全、自然資源の持続的な利用の実現のため、政策提言、啓蒙活動、自然保護団体への支援を行うことを目的に、1948年に設立された国際的な自然保護の連合団体。本部はスイスのグランにある。国家、政府機関・非政府機関（NGO）などを会員とし、2017年2月現在、国家会員89、政府機関会員129、非政府機関会員等1,163が加盟。日本政府は1995年に国家会員として加入しており、また政府機関会員として環境省、非政府機関会員として国内16NGO団体が加入している。

IUCNは6つの専門委員会（種の保存委員会、世界保護地域委員会、生態系管理委員会、教育コミュニケーション委員会、環境経済社会政策委員会、環境法委員会）を有しており、これらの委員会は、科学と学術分野における専門家がメンバーとなっている。

### KYOTO 地球環境の殿堂

「京都議定書」誕生の地である京都の名のもと、世界で地球環境の保全に多大な貢献をした人物の功績を称えるもの。京都府、京都市や産業団体、学術団体等により構成される「KYOTO 地球環境の殿堂運営協議会」により、平成22年に創設された。平成22年から30年まで計9回で11箇国21名が殿堂入りした。

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）の会場であり京都議定書誕生の地ともなった国立京都国際会館において、これら殿堂入り者の功績を永く後世に伝えるよう展示・顕彰している。

### NPO

Non-Profit Organization の略。非営利組織と訳される。広く社会全体に役立つ活動を、組織として自発的に行い、組織内部での利益分配を行わず、事業活動継続を目指す団体を指す。

### OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的かつ長期的に保全しうる地域のこと。

### SATOYAMA イニシアティブ・SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)

SATOYAMA イニシアティブとは、二次的自然環境における生物多様性の保全やその持続可能な利用の促進のため、環境省及び国際連合大学高等研究所が中心となって提唱された取り組み。

我が国の里地里山のように農林水産業などの人間の営みにより長い年月にわたって維持されてきた二次的自然地域の多くで、持続可能な利用形態が失われ、地域の生物多様性に悪影響が生じている。生物多様性の損失を止めるために、保護地域などによって原生的な自然を保護するだけでなく、世界各地の二次的自然地域において、自然資源の持続可能な利用を実現することが必要であるとして、わが国で確立した手法に加え、世界各地に存在する持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析し、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な管理・利用のための共通理念を構築し、世界各地の自然共生社会の実現に活かしていく取組を「SATOYAMA イニシアティブ」としている。

SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) は、イニシアティブの活動を促進するため、2010年10月に名古屋市で開催されたCBD COP10の期間中に、国・地方政府、研究機関、国際機関、NGO、民間企業等、多様な主体の参加を得て発足した国際パートナーシップ。2010年10月に名古屋市で開催されたCOP10の期間中に発足した。